

特定外来生物・特定(危険)動物への マイクロチップ埋込み技術マニュアル



特定外来生物・特定(危険)動物への マイクロチップ埋込み技術マニュアル 目 次

I	はじめに	1
II	特定外来生物・特定(危険)動物の特徴と マイクロチップの埋込み方法	3
1	フクロギツネ<フクロギツネ(ポッサム)>	3
2	中型サル類<タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル>	5
3	大型サル類<ゴリラ、オランウータン、チンパンジー>	10
4	比較的大型のイヌ類<ジャッカル、コヨーテ、オオカミ、ドール>	14
5	クマ類<ヒグマ、ツキノワグマ>	18
6	アライグマ<アライグマ、カニクイアライグマ>	21
7	マンダース<マンダース>	25
8	中型ネコ類<ジャングルキャット、オセロット、オオヤマネコ>	28
9	大型ネコ類<ライオン、ジャガー、ヒョウ、トラ、チーター>	32
10	ゾウ<アフリカゾウ、アジアゾウ>	37
11	サイ<ジャワサイ、クロサイ>	40
12	小型偶蹄類<キョン>	42
13	中型偶蹄類<シカ>	44
14	大型偶蹄類<カバ、キリン、バイソン>	46
15	リス類<クリハラリス(タイワンリス)、トウブハイイロリス>	50
16	ヌートリア<ヌートリア>	53
17	ハリネズミ属<ハリネズミ>	55
18	ダチョウ類<コヒクイドリ、オオヒクイドリ>	57
19	ワシ・タカ類<コンドル、オジロワシ、オオワシ、ハゲワシ、イヌワシ、クマタカ>	59
20	カミツキガメ<カミツキガメ、ワニガメ>	64
21	ドクトカゲ類<アメリカドクトカゲ、メキシコドクトカゲ>	67
22	大型トカゲ類<ハナブトオオトカゲ、コモドオオトカゲ>	69
23	無毒ヘビ類<ミナミオオガシラ、タイワンスジオ、アナコンダ、アメジストニシキヘビ>	71
24	有毒ヘビ類<ヤマカガシ、コブラ、ニホンマムシ、タイワンハブ>	75
25	ワニ類<メガネカイマン、ナイルワニ、インドガビアル>	79

参考資料：	82
1 マイクロチップ埋込みのための麻酔法・保定器具	82
ア 哺乳類の麻酔・保定器具	82
イ 爬虫類の麻酔・保定器具	85
ウ 鳥類の麻酔・保定器具	88
エ 麻酔のための吹き矢の使用法	90
2 マイクロチップについて	92
3 関係法令	102
4 マイクロチップ埋込み対象動物一覧	134
5 マイクロチップ埋込みに関する幼齢期間等	147
6 関係官庁問合せ窓口一覧	150
7 参考文献	156

I. はじめに

平成 17 年 6 月施行の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）及び平成 18 年 6 月より改正法が施行される動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）により、外来生物法に規定する特定外来生物及び動物愛護管理法に規定する特定動物の飼養許可に当たっては、マイクロチップ等の識別措置が義務付けられました。

外来生物法では、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、さらに、必要に応じて防除の取組を進めていくことにより、特定外来生物による我が国の生態系等に係る被害を防止しようとするもので、既に 80 種類が指定されているところです。特定外来生物に指定された生物を、国内で飼養・栽培・保管又は運搬しようとする人は、主務大臣による許可を得なければならず、この許可は、飼養の目的が学術研究、展示などの場合であって、特定外来生物が外部に逸出することのないような基準を満たした施設の中での飼養、及び愛玩目的の場合は、特定外来生物の指定の際、既に飼養等されていた個体に限った場合のみ行われるものとなっています。このようにして許可を受けて飼養等する場合、許可を受けたことを明らかにするため、識別措置が義務付けられています。

動物愛護管理法では、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物について「特定動物」として指定し、これらの動物の飼養又は保管を行う場合は、特定動物の種類毎に、特定動物の飼養又は保管のための施設の所在地を管理する都道府県知事若しくは指定都市の長の許可が義務付けられます。また、犬及びねこ等の特定動物以外の愛護動物について、努力義務としての個体識別措置を普及するため、「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」（平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 23 号）がガイドラインとして定められました。

これらの動物に対する個体識別措置の具体的な方法として、国際標準化機構が定めた規格（ISO規格）のマイクロチップの埋込みが有効な方法と位置付けられています。

本マニュアルは、特定外来生物及び特定動物の識別措置の実施に資するため、また、愛護動物へのマイクロチップの利用を促進するため、埋込みの方法や保定の方法についての技術的な内容の普及を意図して作成されたものです。特定外来生物や特定動物の適正管理を進めていく上で、全国で広くマイクロチップの利用が可能になることが重要です。本マニュアルの活用により、特定外来生物及び特定動物へのマイクロチップ埋込みが広く普及し、外来生物法及び動物愛護管理法の適切な運用が進められるようになることを期待しています。

最後に、本マニュアルの作成に当たり、ご執筆、御指導いただいたマイクロチップ検討委員会の委員の委員各位、（社）日本獣医師会、特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会及び（社）日本動物園水族館協会に深く感謝申し上げます。

環境省自然環境局野生生物課

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

Ⅱ 特定外来生物・特定（危険）動物の特徴と マイクロチップの埋込み方法

1 フクロギツネ 〈有袋目、クスクス科、フクロギツネ属〉

和名：フクロギツネ

英名：Brushtail possum

学名：*Trichosurus vulpecula* (Kerr,1792)

分布：オーストラリアとその周辺の島、タスマニア、
ニュージーランド（移入個体）



【フクロギツネ】

（財）東京動物園協会提供

(1) 動物の特徴と同定

分布：オーストラリアとその周辺の島、タスマニア、ニュージーランド（**移入個体**）

特徴：体色は灰色、褐色、黒、白色又はクリーム色等変化に富む。タスマニア産のものは黒色が普通に見られる。尾は毛が密生して太く、先端の下面は裸出している。胸部に臭腺が見られる。

体長：35～55cm

尾長：25～40cm

体重：オス2.5～4.5kg、メス1.5～3.5kg

習性等：

- ・3～5亜種が知られている。
- ・夜行性の動物で、昼間は木のうろ等で過ごす。郊外の人家の屋根裏等にも見られる。単独で生活し、木の葉、花、果実、種子、昆虫、時には小鳥を捕らえて食す。
- ・周年繁殖が見られるが、ニューサウスウェールズでは秋に出産が見られることが多い。1産1仔、まれに2頭の出産が見られることもある。妊娠期間は17日、育児嚢内には4～5ヶ月留まり、その後6～7ヶ月間親と行動を共にする。
- ・寿命は6～7年とされるが、14年8ヶ月の飼育記録も知られている。
- ・ニュージーランドには1890年代より移入が試みられていたが、1940年頃より樹木に被害が目立つようになっている。
- ・フクロギツネの毛皮は良質で“Adelaide chinchia”の名で取引されている。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

歯や爪が鋭いため、全て作業にあたり、保定者は革手袋を装着すること。

A 器具を使用しない保定法

左右どちらかの手で素早く首の後から親指と人差し指を回し、首を絞めないように、顎の下で保定し、別の手で両後肢を保持する。

B 器具を使用した保定法

動物を捕獲することが困難である場合、動物を玉網で捕獲し、玉網を絞って動物の動きを制限する。その後、網の上から上記と同様に保定し、その状態を保ちながら玉網から動物を取り出し保持する。犬、猫のように口輪をすることもできる。

C 特に注意すべき事項

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、原則的には麻酔の必要がない。

イ マイクロチップの埋込みの方法

出袋後（生後）6ヶ月から埋込むことができる。

A 埋込みの部位

左右の肩甲骨間皮下に埋込む。

B マイクロチップ埋込みの実際

動物を伏臥状態で処置台に保持し、術部をイソジン綿、アルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に穿刺しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐため、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

C 特に注意すべき事項

皮膚は猫のように弛みがあるので、マイクロチップの埋込みが容易である。

2 中型サル類 〈霊長目〉

〈オナガザル科、マカク属〉

1 和名：台湾ザル

英名：Taiwan(Formosan rock)monkey

学名：*Macaca cyclopis* (Swinhoe,1862)

分布：台湾



【台湾ザル】

(財) 東京動物園協会提供

2 和名：カニクイザル

英名：Crab-eating macaque

学名：*Macaca fascicularis* (Raffles,1821)

分布：インドネシア、フィリピンから
ミャンマー



【カニクイザル】

3 和名：アカゲザル

英名：Rhesus macaque

学名：*Macaca mulatta*

分布：東アフガニスタンから中国南部



【アカゲザル】

(財) 自然環境研究センター提供

(1) 動物の特徴と同定

ア タイワンザル

分布：台湾

特徴：体色は灰褐色か灰色がかった黄土色で臀部と四肢の下部は黒味が強い。顔面は皮膚が裸出しており、赤い。尾は太くて長く、アカゲザルよりは長く体長の3分の2程である。

体長：オス40～54cm、メス36～45cm

尾長：オス46～31cm、メス24～34cm

体重：6～10kg

習性等：

- ・アカゲザルとは大変近縁なサルで、台湾の亜熱帯から亜高山帯までの樹林に数頭から数十頭の群れで生活し、果実、木の芽や昆虫、カニ等の動物も食す。時には果樹園などに被害を与えることも知られているが、近年その数は減少している。
- ・妊娠期間162日（142～175日）、1産1仔、性成熟は3.3才～4才とされている。
- ・寿命は29年という記録がある。
- ・ほかの霊長類との交雑例としてはニホンザルとの間での記録がある。
- ・我が国においては1940年代、東京都伊豆大島に野生化した個体が確認され、1955年頃に和歌山県において、1975年青森県において野生化した個体が確認されている。
- ・和歌山県においては特定鳥獣管理計画のもとに3年間で290頭を捕獲したが、50～80頭が生存していると言われる（朝日新聞2005年1月22日）。捕獲個体の中にはニホンザルとの交雑個体も記録されている。

イ カニクイザル

分布：ビルマ、タイ、ベトナム、ラオス、マレー半島、ボルネオ、ジャワ、スマトラ、フィリピンとその周辺部の島

特徴：体色は生息域により異なり、灰色を帯びたオリーブ色、灰褐色、褐色、黄褐色、うすい灰色等変化に富む。顔面は灰色、まぶたは白く、頸部にはほおひげ状の毛が生える。尾は毛が短く、スムーズで長く、体長の67～130%に達する。

体長：オス41～65cm、メス38～50cm

尾長：オス44～66cm、メス40～55cm

体重：オス3.5～8.3kg、メス2.5～5.7kg

習性等：

- ・分布域が広く、11亜種（C. Groves）から21亜種（J. R. Napier）が知られており、アカゲザルと共に最も生息数の多い霊長類の一種で、実験動物として多数の個体利用された。

- ・樹上で生活するが、地上でも多くの活動が見られる。海岸や水辺、低地林で20～50頭ほどの群れを作り行動する。カニクイザルの名前からカニを主として食するように思えるが、果実、木の葉、種子、昆虫類、カニ等を餌としている。
- ・繁殖は飼育下で周年見られるが、4月から6月にかけてピークをむかえる。妊娠期間は167日（153～179日）、1産1仔、新生仔の体重は230～470gで、ほぼ4年で性成熟に達する。
- ・寿命は飼育下では38年の記録があるが、通常はこれより短い。
- ・カニクイザルの飼育下においては、耐寒性はあるものの、尾が凍傷になりやすく、しばしば短くなることが多く、本来の長さを維持していない個体が多い。
- ・他の霊長類との交雑例としては、スーティマンガベイ、シロエリマンガベイ、クロザル、アカゲザル、ブタオザル、ボンネットザル、シシオザル、ドリル、マンドリル、キイロヒヒとの間に雑種の記録がある。

ウ アカゲザル

分布：パキスタン北部からインド、ビルマ、チベット、インドシナ半島北部を通り、中国福建省、四川省まで分布域は広い。

特徴：体色は頭部から尾にかけて赤褐色、頭から腹部にかけては白っぽい。顔は皮膚が裸出しており、ピンク色をしている。尾は毛が密で太く、体長2分の1程で、60%を超えることはない。

体長：オス49～64cm、メス47～53cm

尾長：オス20～31cm、メス19～28cm

体重：オス5.6～11kg、メス4.4～10kg

習性等：

- ・4亜種（J. R. Napier）から6亜種（C. Grove）が知られており、カニクイザルと共に実験動物として知られている。
- ・インドでは宗教上の理由から保護されており、寺院や公園等村や町に多く棲み、地上、樹上ほぼ半々で生活している。10～50頭ほどの群れをつくり、果実、木の葉や小鳥、トカゲ、昆虫等を餌としている。
- ・妊娠期間は164日（146～180日）で1産1仔、出産期間は9～10月、3月～5月にピークをむかえる。性成熟は3.5～4.5才でメスのほうが早い。
- ・寿命は平均15年程で、飼育下では26～30年の記録が見られる。
- ・他の霊長類との交雑例としては、サバンナモンキー、グリーンモンキー、ベニガオザル、カニクイザル、ブタオザル、ボンネットモンキー、マントヒヒとの記録があり、ブタオザルとの雑種では雑種個体間の繁殖も見られている。
- ・我が国では千葉県房総半島南部に約100頭程の群れが棲息しており、2004年にはニホンザルとの雑種とされる個体が知られており、内1頭は雑種2代目であったという。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

マカク属のこれらのサルは犬歯が鋭く、引っかかるというよりは咬みつかれる事故をおこしやすい。体重は軽いが、咬みつかれると大きな傷になることがある。

A 器具を使用しない保定法

体重3kg以下の若い個体なら、革手袋をはめた手で保定できる。頭の付け根を親指とひと指し指でつかみ、頭が動かないように保定する。次に別の手で前足と後足を一緒につかむ。動物の保定時に常に言えることだが、動物の顔が保定者や術者に向かないように注意し、咬みつかれを防ぐ。



【器具を使用しない保定法】

(財) 東京動物園協会提供

B 器具を使用した保定法

成獣は、玉網を使って捕獲する。サルを網から出すには、厚手の革手袋か金属メッシュの手袋をはめ、若いサルと同様に頭を確保し、別の人間が手と足を確保する。サルを網から出したら、前足を体の後ろにまわす。次に、人差し指をサルの上腕の間にはさみ、親指と残り3本の指で上腕部をしっかりとつかんで保定する。

サルを玉網の中に入れたままでも、マイクロチップを埋込みできる。この場合、頭の付け根を網の上から親指と人差し指でつかみ、頭が動かないように保定する。床面が固い素材でできていると、押さえつけられたサルが外傷を受ける可能性がある。作業用にマットを用意し、その上で保定作業を行うと良い。網ごと診療台にのせることができるなら、術者は起立姿勢で作業ができる。

小型スクイズ・ケージが利用できるなら、スクイズ・ケージにサルを導入し、ケージの可動壁を手前に引き寄せ、動物が動かないように保定する。

C 特に注意すべき事項

マイクロチップの埋込み可能時期は離乳後（生後6ヶ月）を目安とする。

保定時に激しく抵抗するような場合などでは化学的な保定を選択する。

小さなケージに入っている小型のサルなら、ケージごと麻酔導入箱に入れて、吸入麻酔で導入する。麻酔剤はイソフルランやハロセンを用いる。導入方法はイヌやネコと同様である。

注射麻酔では、筋肉内に投与できる薬を選択する。ケタミン10～15mg/kg 筋注、ケタミン5～15mg/kg 筋注 + ジアゼパム 1mg/kg 筋注、ケタミン5～7.5mg/kg 筋注 + メデトミジン 0.033～0.075mg/kg 筋注などの組み合わせで不動化効果が得られる。

玉網でサルを捕獲し、網の上から咬みつかれないように頭を保定したうえで、筋肉量の多い臀部筋肉に投与する。麻酔中の管理は、呼吸数、体温、心拍数をモニターするなど定法に従う。

イ マイクロチップ埋込みの方法

A 埋込みの部位

左右の肩甲骨間皮下にマイクロチップを埋め込む。

B マイクロチップ埋込みの実際

玉網に入れたままマイクロチップを埋込むときは、床上で、頭の付け根をしっかりとって横臥姿勢とし、網の目から埋込み器の針を左右の肩甲骨間に刺入する。診療台にのせることができるなら、頭の付け根をつかみ横臥姿勢とし、埋込み器の針を上記皮下に刺入する。

刺入部位はイソジン綿か70%アルコール綿で消毒し、マイクロチップ埋込み後は、刺入部に外科用接着剤を塗布してマイクロチップの脱落を防止する。

C 特に注意すべき事項

サルを複数同居飼育している場合、互いに毛づくろいを行うときに、皮下のマイクロチップを異物と認識して、皮膚の上から壊してしまうことがある。このような場合、後日、マイクロチップの情報が読取り不能となる。群れ飼育している動物園では、左肩甲骨の下側にマイクロチップを埋込む対策をとり、マイクロチップ破損防止に効果をあげている。

3 大型サル類〈ゴリラ、オランウータン、チンパンジー〉

ア 和名：ニシゴリラ、ヒガシゴリラ 〈ゴリラ属〉

英名：Western Gorilla、Eastern Gorilla

学名： *Gorilla gorilla*, *Gorilla beringei*



【ニシゴリラ】

イ 和名：ボルネオオランウータン、

スマトラオランウータン 〈オランウータン属〉

英名：Bornean Orangutan、 Sumatran Orangutan

学名： *Pongo abelii*, *Pongo pygmaeus*



【ボルネオオランウータン】



【スマトラオランウータン】

ウ 和名：チンパンジー

〈チンパンジー属、チンパンジー〉

英名：Chimpanzee

学名：*Pan troglodytes*

分布：中央アフリカ、ザイール、
ウガンダ、タンザニア



【チンパンジー】

(1) 動物の特徴と同定

ア ニシゴリラ、ヒガシゴリラ

分布：ニシゴリラはギニア湾沿いの西アフリカ、ヒガシゴリラはアフリカ中央部の熱帯林と山林に生息する。

特徴：おとなのオスは背中が白く、シルバーバックと呼ばれる。

頭胴長：125～175cm

体重：オス 135～180kg、メス 70～140kg。飼育下では野生に比べ肥満になりがちである。

習性等：

- ・おとなのオス 1 頭とメス数頭と子どもから構成される群を作る。
- ・植物食性であるが、果実を多給すると肥満になる。
- ・昼行性である。
- ・オスの性成熟は 11 歳、メスは 7～8 歳
- ・メスの発情周期は 31 日、250～295 日の妊娠期間を経て 1 仔出産。
- ・寿命は 50～60 年

イ ボルネオオランウータン、スマトラオランウータン

分布：ボルネオオランウータンはボルネオ島、スマトラオランウータンはスマトラ島の熱帯林に分布する。両者は以前、亜種とされていたが、近年は別種として分類されている。

特徴：ボルネオオランウータンのおとなオスは顔の両側に頬垂れが発達して張り出す。スマトラオランウータンのオスの頬垂れは発達の程度が弱い。

スマトラオランウータンはボルネオオランウータンに比べ被毛が細長い。

頭胴長：80～150cm

体重：オス 50～90kg、メス 30～50kg

習性等：

- ・オスは単独で、メスはこどもとともに生活する。樹上性でめったに地上に下りない。
- ・昼行性である。
- ・性周期は 29～32 日、233～275 日の妊娠期間を経て 1 仔出産。
- ・オスは 11 歳、メスは 7～8 歳で性成熟する。
- ・寿命は 50～60 年

ウ チンパンジー

分布：西アフリカから中央アフリカにかけての湿潤な熱帯林やサバンナに生息。

特徴：人間にもっとも近縁な動物種である。メスは発情にともない臀部（陰部）が瘤状に腫脹する。

頭胴長：オス 77～92cm、メス 70～75cm

体重：オス 40～80kg、メス 34～68kg

習性等：

- ・複数のオスとメスからなる集団をつくり生活する。
- ・主食は植物であるが、時に肉食も行う。
- ・性成熟は 7 歳
- ・メスの性周期は 34～35 日、202～261 日の妊娠期間を経て 1 産 1 仔。
- ・寿命は最長 60 年

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

大型サル類は 200kg 以上もある強力な握力をもち、牙も鋭い。馴致されている個体をのぞき、人力で物理的に保定することは不可能である。手足の動きがすばやく、スクイズ・ケージも保定に有効には働かない。

A 麻酔法

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、原則的には深い麻酔は必要ない。塩酸ケタミン 6.0～8.0mg/kg 単独か塩酸ケタミン 1.0mg/kg とメデトミジン 0.03～0.04mg/kg を併用し、薬剤を麻酔銃や吹き矢を用いて筋肉内に投与する。よく訓練されている個体では用手による筋肉注射も可能である。

B 特に注意すべき事項

麻酔 24 時間前から絶食絶水として嘔吐による誤嚥を防ぐ。麻酔の効果が不十分であると、麻酔が効いているようにみえても突然、麻酔実施個体につかまれたりする危険があるため、作業中も常に動物の動きに注意する。

イ マイクロチップ埋込みの方法

A 埋込みの部位

肩胛骨間の皮下に埋めこむ。

B マイクロチップ埋込みの実際

動物を腹臥あるいは横臥姿勢で保定する。次に術部をイソジン綿かアルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に刺入しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐため、皮膚の穿刺部に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

C 特に注意すべき事項

埋込み器の針の刺入部分は、できる限り血管を避ける。

4 比較的大型のイヌ類〈食肉目、イヌ科・ハイエナ科〉

〈イヌ科、イヌ属〉

- ア 和名：セグロジャッカル
英名：Black-backed jackal
学名：*Canis mesomelas*
分布：南アフリカおよび東アフリカ



【セグロジャッカル】

(財) 東京動物園協会提供

- イ 和名：コヨーテ
英名：Coyote
学名：*Canis latrans*
分布：アラスカ、カナダ、アメリカ本土



【コヨーテ】

- ウ 和名：タイリクオオカミ
英名：Wolf
学名：*Canis lupus*
分布：ユーラシア大陸、インド、アラスカ、
カナダ、アメリカ本土、メキシコ



【オオカミ】

〈イヌ科、ドール属〉

- エ 和名：ドール（アカオオカミ）
英名：Dhole(Red dog)
学名：*Cuon alpinus*
分布：西アジアから中国、インド、
インドシナからジャワ



【ドール】

(1) 動物の特徴と同定

ア セグロジャッカル

- 分布：南・東アフリカと南アフリカのサバンナ
特徴：イヌと類似した体型をもつ。背中に黒と白の斑模様がある。
頭胴長：45～90cm
体重：6～15kg
習性等：
 - ・つがいは一生続き、つがいを中心とした家族でくらす。
 - ・雑食性で果実、爬虫類、鳥類、小型哺乳類等を食べる。
 - ・1月～3月が繁殖期で、60日前後の妊娠期間を経て2～6頭出産する。
 - ・オスは20～22ヶ月、メスは10～11ヶ月で性成熟する。
 - ・長寿記録は14歳。

イ コヨーテ

- 分布：北アメリカ～中央アメリカの草原
特徴：イヌと類似した体型をもつ。
頭胴長：70～100cm
体重：オス 8～20kg、メス 7～18kg
習性等：
 - ・つがい、またはつがいを中心とした家族でくらす。
 - ・22ヶ月で性成熟に達する。
 - ・繁殖期は1～3月で、平均63日間の妊娠期間を経てふつう3～5頭出産
 - ・寿命は、最長15年。

ウ タイリクオオカミ

分布：ユーラシアから北アメリカにかけて森林に広く分布。

特徴：イヌの祖先である。

頭胴長：100～110cm

体重：オス 20～80kg、メス 18～55kg

習性等：

- ・分布が広いため亜種も多く、32 亜種に分類されている。
- ・つがいを中心とした群をつくり、リーダーが群を率いる。
- ・狩や子育てを群の仲間が協力しておこなう。
- ・10～22 ヶ月齢で性成熟に達する。
- ・繁殖期は1月(低緯度)～4月(高緯度)で、62～63 日間の妊娠期間を経て、ふつう6頭を出産する。
- ・寿命は、10～16 年。

エ ドール（アカオオカミ）

分布：アジアの森林に広く分布

特徴：別名アカオオカミとよばれるように全身が赤茶色の毛で被われるが、体の下面は淡黄色、尾は黒い。

頭胴長：80～110cm

体重：14～21kg

習性等：

- ・家族を中心とした10頭ほどの群をつくって暮らす。
- ・夜行性
- ・繁殖期は9月～11月(インド)で60～67日の妊娠期間を経て4～6頭を出産する。
- ・シカ、ヤギ、スイギュウなどを共同で狩る。
- ・11 ヶ月ほどで性成熟する。
- ・寿命は15～16 年。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

保定の基本はイヌと同じである。

A 器具を使用しない保定法

体重10kg以上の個体を人力で保定することは危険である。

B 器具を使用した保定法

10kg以下の個体なら深い玉網で捕獲する。捕獲後、厚手の革手袋か金属メッシュの手袋をはめ、頭の付け根を親指と人差し指でしっかりと確保し、次に四肢を保定する。保定できたら玉網とともに、あるいは玉網から動物を出して診療台やマットの上に横臥させる。

小型スクイズ・ケージを利用できるなら、スクイジケージに動物を収容し、ケージの可動壁を手前に引き寄せ、動物が動かないように固定する。

C 麻酔法

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、原則的には深い麻酔は必要がない。ケタミン 10mg/kg とキシラジン 2.0mg/kg か、ケタミン 2mg/kg とメデトミジン 0.04mg/kg を併用して筋肉内に投与する。拮抗剤としてキシラジンに対してヨヒンビン 0.15mg/kg を静脈内に徐々に投与する。メデトミジンに対してはアチパメゾールをメデトミジンの 5 倍量を筋肉内に投与する。拮抗剤の投与はケタミンがある程度代謝される 30～45 分後を目安にする。

D 特に注意すべき事項

化学的保定時の管理はイヌと同様である。肉眼で全身状態を観察するとともに呼吸数、体温、心拍数をモニターするなど定法に従う。

イ マイクロチップの埋込みの方法

A 埋込みの部位

肩甲骨間の皮下に埋めこむ。

B マイクロチップ埋込みの実際

玉網に入れたままマイクロチップを埋込むときは、診察台上で頭の付け根をしっかり持ち横臥姿勢とし、上記皮下に埋込み器の針を刺入する。

化学的保定時は物理的保定時と同様に安全のために頭の付け根をつかむ。体の右を下にした横臥姿勢をとり、マイクロチップを埋込む。術部はイソジン綿か 70%アルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に刺入しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐため、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

C 特に注意すべき事項

イヌ科動物の保定の基本はイヌと同じである。しかし、野生動物であるため人への抵抗はイヌに比べ強力である。物理的に保定されることへのストレスも大きいため、必要に応じて鎮静剤を併用する。

5 クマ類〈クマ科〉

ア 和名：ヒグマ〈ヒグマ属〉

英名：Brown Bear

学名： *Ursus arctos*

分布：ヨーロッパ、中近東、中国、ロシア、
北アメリカ、日本



【ヒグマ】

イ 和名：ツキノワグマ（アジアクロクマ） 〈ツキノワグマ属〉

英名：Asian Black Bear

学名： *Selenarctos thibetanus*

分布：インドから日本



【ツキノワグマ】

（財）東京動物園協会提供

(1) 動物の特徴と同定

ア ヒグマ

分布：ユーラシア北部、北アメリカにひろく分布する。

特徴：分布が広く、生息地や栄養状態により体格も幅がある。ふつうヨーロッパヒグマ、グリズリー（アメリカヒグマ）、コディアックヒグマ（アラスカヒグマ）、エゾヒグマの4亜種に分類されている。

頭胴長：170～280cm

体重：オス 100～780kg、メス 60～205kg

習性等：

- ・ふつう単独でくらす。
- ・植物の葉、実、根などの植物質のほか、昆虫、サケ、げっ歯類、緬山羊、腐肉などを採食する。

- ・4～6 歳で性成熟
- ・見かけ上の妊娠期間は 195～266 日間だが、着床遅延があるため実際の妊娠期間は 56～120 日間。
- ・冬眠中の 1 月から 3 月に出産する。1 産 1～4 仔
- ・寿命は、飼育下で 40 年。

イ ツキノワグマ（アジアクロクマ）

分布：西はアフガニスタンから東は日本まで、森林や藪のはえている丘陵地や山地に生息する。日本産のニホンツキノワグマはアジアクロクマの亜種。

特徴：ツキノワグマの名のとおり胸に半月上の白い斑模様をもつ個体が多いが、すべてにあるわけではない。

頭胴長：120～180cm

体重： オス 50～150kg、メス 42～90kg

習性等：

- ・ふつう単独でくらす。
- ・植物の葉、実、根、昆虫などを採食する。
- ・3 歳で性成熟する。
- ・妊娠期間は 210～240 日間だが、着床遅延がある。
- ・出産は 12 月～3 月、1 産 1～2 仔
- ・寿命は、飼育下で 33 年という記録がある。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

A 器具を使用しない保定法

人力による保定は不可能である。

B 器具を使用した保定法

スクイズ・ケージが利用可能なら、スクイズ・ケージに収容し、可動壁を動かして動物を固定する。

C 麻酔法

クマ類の麻酔にはケタミンが好んで使われる。ケタミン 10mg/kg 単独、ケタミン 10mg/kg とキシラジン 5～10mg/kg、あるいはケタミン 2.5mg/kg とメデトミジン 0.03mg/kg を併用し筋肉内に投与する。拮抗剤としてキシラジンに対してヨヒンビン 0.125mg/kg を静脈内に徐々に投与する。メデトミジンに対してはアチパメゾールをメデトミジンの 5 倍量を筋肉内に投与する。拮抗剤は、ケタミンがある程度代謝される 30～45 分後を目安に投与する。ただし、メデトミジンの併用で覚醒遅延が起きたという報告もある。

D 特に注意すべき事項

化学的保定時にあっても突然の動物の動きに備えて、丈夫な網で体全体を被っておくとい

イ マイクロチップの埋込みの方法

A 埋込みの部位

肩甲骨間の皮下に埋込む。

B マイクロチップ埋込みの実際

横臥あるいは伏臥姿勢としてマイクロチップを埋込む。術部はイソジン綿か70%アルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に刺入しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐため、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

6 アライグマ 〈食肉目、アライグマ科、アライグマ属〉

ア 和名：アライグマ

英名：Common raccoon

学名：*Procyon lotor* (Linnaeus, 1758)

分布：カナダ南部からパナマ



【アライグマ】

イ 和名：カニクイアライグマ

英名：Crab-eating raccoon

学名：*Procyon cancrivorus*

分布：コスタリカからアルゼンチン



【カニクイアライグマ】

横浜市立野毛山動物園提供

(1) 動物の特徴と同定

ア アライグマ

分布：カナダ南部、アメリカ合衆国、中央アメリカとその周辺の島。

特徴：体色は灰色からほとんど黒色に近いものまであり、被毛は長く下毛は密で、目の周囲から口角にかけて黒いマスク様の部分が見られる。頸部の毛はカニクイアライグマと異なり、前方に向いていない。前肢の指は長く、物をつかむことができ、爪は長く鋭く曲がっている。尾は毛が密に生えふさふさとしており、5～7 条の黒いリングが見られる。

体長：41～60cm

尾長：20～41cm

体重：2～22kg

習性等：

- ・アメリカ大陸に広く分布し、25亜種（Kaufman）が知られているが、バハマアライグマ（Bahaman Raccoon, *Procyon maynardi*）、トリマリアアライグマ（Tres Marias Raccoon, *Procyon insularis*）、グアドループアライグマ（Guadeloupe Raccoon, *Procyon minor*）、コスメルアライグマ（Cozmel Raccoon, *Procyon*

pygmaeus)、バルバトスアライグマ (Barbados Racoon, *Procyon gloveralleni*、1964年まで生存確認／絶滅種) の5種類をアライグマとは別種として扱う説もある。

- ・オスはメスより大きく、北に分布する亜種の方が南部のものより大きい。フロリダ産の個体で体重が2.4kg (オス)、アラバマ産の4.3kg (オス)、3.7kg (メス) でウィンスコンシン産の個体では6～11kgで28.3kgの記録もある。
- ・水辺近くのやぶ地などに棲み、木にも良く登り、泳ぎも巧みである。木の実や果実、ザリガニ、カエル、昆虫、小動物や鳥類の卵等を餌としている。
- ・夜行性で日中は木のうろやマスキラットの掘った巣穴を利用している。行動域は広くないが、266kmを移動した記録も知られている。
- ・群れを作ることは無いが、冬期同じ巣穴で23頭がみられたことがある。
- ・冬眠はしないが、冬期活動せず、巣穴で過ごし、体温も35℃まで下がり、代謝を少なくしている。
- ・妊娠期間63日、1産1～7頭、出産は4月～6月にかけ多く見られる。寿命は13～16年であるが、飼育下では22.5ヶ月の記録がある。
- ・我が国では岐阜県、愛知県、神奈川県、北海道等で野生化している個体が確認されており、北海道では1979年恵庭市で集団脱走後、1995年恵庭市、千歳市、由仁町で定着が確認され、農作物にも被害が拡大している。
- ・移入アライグマの最大の問題は狂犬病ウィルスの媒介であるとされているが (C. Lever)、アライグマカイチュウの問題も指摘されている。

イ カニクイアライグマ

分布：中央アメリカのコスタリカ、パナマから南アメリカ北東部、アルゼンチン北部

特徴：体色は灰色を帯びた黄褐色で、被毛は荒く短い。頸部の毛は前方に向いており、尾は細く7～8本の黒色から灰色のリング状の縞が見られる。

体長：60～95cm

尾長：19～41cm

体重：2～12kg

習性等：

- ・後肢の長さは9cmより大きく、アライグマより大きい。爪はまっすぐで幅が広く鋭くない。5亜種が知られている。
- ・メスよりオスの方が大きく、アライグマと同様夜行性で、木の実、カエル、ザリガニ、小動物、魚、鳥の卵等を餌とする雑食性でカニばかり食しているわけではない。
- ・妊娠期間は60日～、1産2～4頭、出産は7月～9月に掛けて見られる。
- ・飼育下では15年10ヶ月の生存記録がある。
- ・我が国では輸入個体、脱柵個体としてアライグマと混じっている可能性があると言われている。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

アライグマ類の成獣は、小～中型犬の大きさである。犬歯が鋭いため、保定時に咬みつかれないように注意する。体重が10kg を越える個体は力が強く、保定者一人で押さえつけることは困難である。このような個体には化学的保定を選択する。

A 器具を使用しない保定法

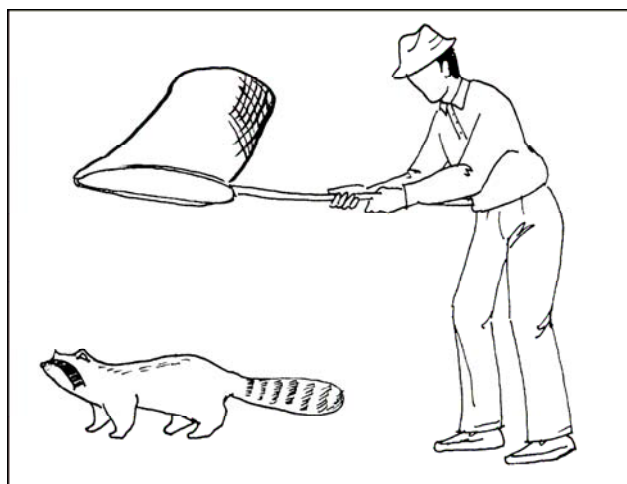
体重10kg以下で、人によく馴れている個体なら、イヌの物理的保定が応用できる。安全のため、包帯等で口のまわりを縛ると咬みつかれ防止となる。

B 器具を使用した保定法

人に馴れていない個体は玉網を使って捕獲する。捕獲後、厚手の革手袋か金属メッシュの手袋をはめ、頭の付け根を親指と人差し指でしっかりと確保し、次に四肢を確保する。

保定できたら、玉網と一緒に、あるいはアライグマを網から出して、診療台やマットの上に横臥させる。

小型スクイズ・ケージが利用できるなら、スクイズ・ケージにアライグマを導入し、ケージの可動壁を手前に引き寄せ、動物が動かないように固定する。



【器具を使用した保定法】

C 特に注意すべき事項

マイクロチップの埋込み可能時期は離乳後（生後4ヶ月）を目安とする。

麻酔薬は、筋肉内に投与できる薬を選択する。ケタミン10～30mg/kg 筋注、ケタミン10mg/kg 筋注 + ジアゼパム 0.5mg/kg 筋注、ケタミン2.5～5mg/kg 筋注 + メドミジン 25～50 μ g/kg 筋注などの組み合わせで不動化効果が得られる。

玉網でアライグマを捕獲し、網の上から咬みつかれないように頭を保定したうえで、筋肉量の多い臀部筋肉に投与する。麻酔中の管理は、呼吸数、体温、心拍数をモニターするなど定法に従う。

イ マイクロチップ埋込みの方法

A 埋込みの部位

左右の肩甲骨間皮下にマイクロチップを埋め込む。

B マイクロチップ埋込みの実際

玉網に入れたままマイクロチップを埋め込むときは、床上で、頭の付け根をしっかり持って横臥姿勢とし、網の目から埋込み器の針を左右の肩甲骨間に刺入する。診療台にのせることができるなら、頭の付け根をつかみ横臥姿勢とし、埋込み器の針を上記皮下に刺入する。刺入部位はイソジン綿か70%アルコール綿で消毒し、マイクロチップ埋込み後は、刺入部に外科用接着剤を塗布してマイクロチップの脱落を防止する。

C 特に注意すべき事項

物理的な保定を行うとき、顔に布をかぶせて目を覆うと動物が落ち着く。しかし、顔の表情が見えなくなるので、呼吸をはじめ、全身状態を目で確認しながら実施する。

7 マングース 〈食肉目〉

和名：ジャワマングース〈マングース科エジプトマングース属〉

英名：Javan mongoose

学名：*Herpestes javanicus*



【ジャワマングース】

(財) 自然環境研究センター提供

(1) 動物の特徴と同定

分布：マレー半島、インドシナ半島、スマトラ、ジャワ

特徴：体色は薄い灰褐色、褐色に黒褐色の細い斑点がある。尾は体長より短い。

体長：29～40cm

尾長：23～29cm

体重：オス0.6～1kg、メス0.4～0.6kg

習性等：

- ・昼行性でヘビ、トカゲ、ネズミ、昆虫やサソリ等を餌としている。
- ・妊娠期間は42日程で、1産1～2仔。
- ・3～5亜種が知られており、日本に移入されたとされる種類ファイリマングース（ヒメインドマングース (*Herpestes auropunctatus*) ）と同種とされる説もある（G. B. Corbet & J. E. Hill）。
- ・ネズミ退治を目的に世界各地（ハワイ、フィジー、カリブ海の島々、南アメリカ、ユーゴスラビア、モーリシャス、東アフリカ等）に移入された記録がある。
- ・我が国には1910年インド、ガンジス川河口で捕獲された個体がハブの駆除を目的に沖縄に放たれ野生化した。1979年には奄美大島においても野生化している個体が知られるようになった。我が国固有のヤンバルクイナ、アマミノクロウサギがマングースによる食害を受ける影響が出ている。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

A 器具を使用しない保定法

マングースは攻撃的な性格で鋭い歯を備え、体が柔らかくてすばしこいため、素手で扱うことは避ける。

B 器具を使用した保定法

玉網を使って捕獲する。網の目が大きすぎると、網の目を掻い潜り逃げてしまうので、頭が出ない目の細かい網を用いる。捕獲後、厚手の革手袋か金属メッシュの手袋をはめ、頭の付け根を親指と人差し指でしっかりと確保し、次に四肢を確保する。保定できたら、玉網と一緒に、あるいはジャワマングースを網から出して、診療台上で横臥とする。



【器具を使用した保定法】

C 特に注意すべき事項

マイクロチップの埋込み可能時期は離乳後（生後2ヶ月）を目安とする。

麻酔薬は、筋肉内に投与できる薬を選択する。ケタミン15mg/kg 筋注、ケタミン15mg/kg 筋注 + ジアゼパム 0.1mg/kg 筋注、ケタミン5mg/kg 筋注 + メデトミジン 100mg/kg筋注などの組み合わせで不動化効果が得られる。

玉網でジャワマングースを捕獲し、網の上から咬みつかれないように頭を保定したうえで、筋肉量の多い臀部筋肉に投与する。

ジャワマングースが小さなケージに収容されているなら麻酔導入箱にケージごと収容し、ハロセンやイソフルランを吸入させる。十分脱力したら麻酔箱から出し、マスクにより麻酔を維持する。

麻酔中の管理は、呼吸数、体温、心拍数をモニターするなど定法に従う。暗い静かな部屋や箱に閉じ込めると麻酔からの回復がスムーズとなる。

イ マイクロチップ埋込みの方法

A 埋込みの部位

左右の肩甲骨間皮下に埋込む。

B マイクロチップ埋込みの実際

玉網に入れたままマイクロチップを埋込むときは、床上で、頭の付け根をしっかりと持って横臥姿勢とし、網の目から埋込み器の針を左右の肩甲骨間に刺入する。診療台に乗せること

ができるなら、頭の付け根をつかみ横臥姿勢とし、埋込み器の針を上記皮下に刺入する。

刺入部位はイソジン綿か70%アルコール綿で消毒し、マイクロチップ埋込み後は、刺入部に外科用接着剤を塗布してマイクロチップの脱落を防止する。

8 中型ネコ類〈ネコ科〉

〈ネコ属〉

ア 和名：ジャングルキャット

英名：Jungle cat

学名：*Felis ohaus*

分布：エジプトからインドシナ半島、スリランカ



【ジャングルキャット】

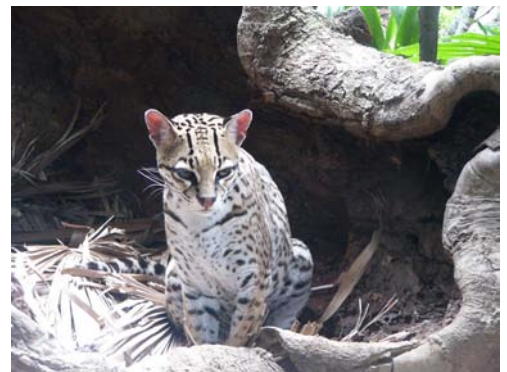
(財) 東京動物園協会提供

イ 和名：オセロット

英名：Ocelot

学名：*Felis pardalis*

分布：アリゾナからアルゼンチン北部



【オセロット】

〈オオヤマネコ属〉

ウ 和名：オオヤマネコ

学名：*Lynx lynx*

英名：*Eurasian lynx*

分布：西ヨーロッパからシベリア



【オオヤマネコ】

(財) 東京動物園協会提供

(1) 動物の特徴と同定

中型ネコ類

食肉目、ネコ種動物のうちヒョウ属を除く。ネコ属、オオヤマネコ属 12 種類が特定（危険）動物に指定されている。ネコ科動物全種

CITES II

ア ジャングルキャット

英名：Jungle cat

学名：Felis chaus

分布：エジプトからインドシナ半島

特徴：体色は砂色を帯びた褐色、黄褐色で四肢と顔面に 2 本の黒色のしま模様が見られ、尾には横しまがある。

体長：60～75 cm

尾長：25～35 cm

体重：7～13 kg

習性等：

- ・日中も活動が見られ、ネズミやカエル等を餌としている。
- ・妊娠期間は 66 日。1 産 2～5 仔。

CITES II

イ オセロット

英名：Ocelot

学名：*Felis pardalis*

分布：中央アメリカからアルゼンチン北部

特徴：体色は黄褐色で黒い斑点としま模様が見られる。尾には輪状のしま模様がある。

体長：70～97 cm

尾長：27～40 cm

体重：11～16 kg

習性等：

- ・日中樹上で休息していることが多く、樹上生活に適応している。
- ・主に夜間活動し、カニ、トカゲ、小動物を餌としている。
- ・妊娠期間は 75 日。1 産 1～2 仔。
- ・寿命は飼育下で 20 年の記録がある。

CITES II

ウ オオヤマネコ

英名：Eurasian Lynx

学名：*Lynx lynx*

分布：西ヨーロッパからシベリア、インド北部、中国朝鮮半島

特徴：体色は淡い灰色、黄褐色、暗かっ色、斑点が足などに見られる。耳の先端には、黒色の房毛が見られる。

体長：80～100 cm

尾長：10～20 cm

体重：18～38 kg

習性等：

- ・森林にすみ、夜行性で、リス、レミング、ノウサギ等の動物を餌としている。
- ・妊娠期間は63～74日。1産2～3頭。
- ・寿命は飼育下では26年8ヶ月の記録がある。
- ・カナダオオヤマネコ、スペインオオヤマネコと同種とされることもある。

CITES II

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

保定の基本はイヌと同じであるが、イヌに比べ体が柔軟に動く。牙とともに鋭い爪にも注意する。

A 器具を使用しない保定法

体重10kg以上の個体を人力で保定することは危険である。

B 器具を使用した保定法

10kg以下の個体なら深い玉網で捕獲する。捕獲後、厚手の革手袋か金属メッシュの手袋をはめ、頭の付け根を親指と人差し指でしっかりと確保し、次に四肢を保定する。保定できたら玉網とともに、あるいは玉網から動物を出して診療台やマットの上に横臥させる。

小型スクイズ・ケージの利用が可能なら、スクイズ・ケージに動物を収容し、ケージの可動壁を手前に引き寄せ、動物が動かないように固定する。

C 麻酔法

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、原則的には深い麻酔は必要がない。成獣のネコ類は麻酔24時間から絶食、12時間前から絶水する。麻酔時は必要に応じ酸素吸入ができるように準備をしておく。ケタミン 5～10mg/kg 単独、ケタミン 3.0～5.0mg/kg とキシラジン 3～5.0mg/kg を併用して筋肉内に投与する。拮抗剤としてキシラジンに対してヨヒンビン 0.125mg/kg を筋肉内に投与する。

D 特に注意すべき事項

化学的保定の管理はイヌと同様である。肉眼で全身状態を観察するとともに呼吸数、体温、心拍数をモニターするなど定法に従う。

イ マイクロチップの埋込みの方法

A 埋込みの部位

肩甲骨間の皮下に埋めこむ。

B マイクロチップ埋込みの実際

玉網に入れたままマイクロチップを埋込むときは、診察台ゴムマットの上で頭の付け根をしっかりと持ち横臥姿勢とし、上記皮下に埋込み器の針を刺入する。

化学的保定時は、物理的保定時と同様に安全のために頭の付け根をつかみ、体の右を下にした横臥姿勢をとり、マイクロチップを埋込む。術部はイソジン綿か70%アルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に穿刺しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐため、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

9 大型ネコ類〈ライオン、ジャガー、ヒョウ、トラ、チーター〉

〈ヒョウ属〉

ア 和名：ライオン

英名：Lion

学名：*Panthera leo*

分布：サハラ南部のアフリカ、一部インド

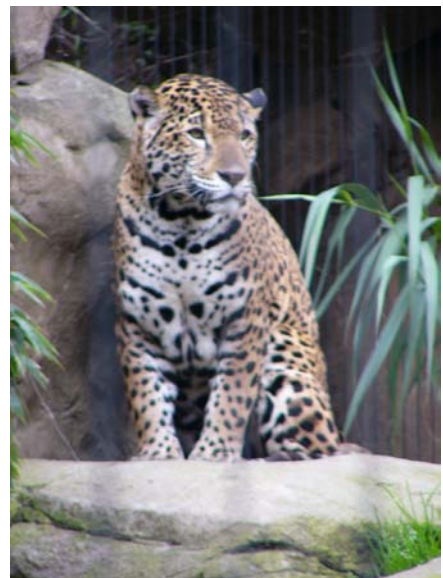


イ 和名：ジャガー

英名：Jaguar

学名：*Panthera onca*

分布：メキシコ北部からアルゼンチン北部



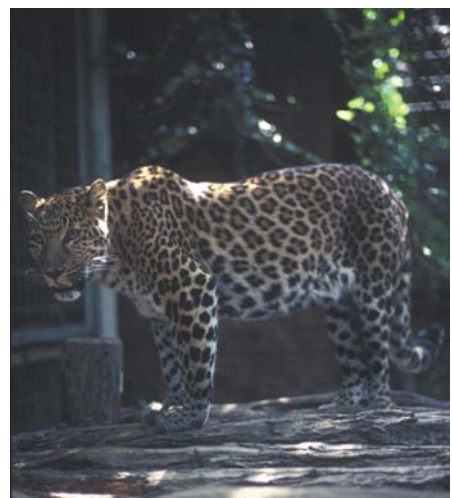
【ジャガー】

ウ 和名：ヒョウ

英名：Leopard

学名：*Panthera pardus*

分布：サハラ以南のアフリカ、南アジア、
北アフリカ、アラビア、極東



【ヒョウ】

(財) 東京動物園協会提供

エ 和名：トラ

英名：Tiger

学名：*Panthera tigris*

分布：インド、ネパール、中国南部、
アムール、インドネシア



【トラ】

〈チーター属〉

オ 和名：チーター

英名：Cheetah

学名：*Acinonyx jubatus*

分布：アフリカ、南アジア、中東



【チーター】

(1) 動物の特徴と同定

大型ネコ類

ウンピョウ属、ヒョウ属、チーター属に分類される 7 種類が特定（危険）動物とされている。

ア ライオン

英名：Lion

学名：*Panthera leo*

分布：サハラ以南のアフリカ、インド北部

特徴：オスはメスより大きく、頭部にはたてがみが見られる。尾端には暗褐色から黒色の
房状の毛がある。

体長：オス 1.7～2.5m、メス 1.6～1.9m

尾長：67～100cm

体重：オス 150～240 kg、メス 122～182 kg

習性等：

- ・プライドと呼ばれる、ネコ類では唯一の群れ生活をする。サバンナ（草原）にすみ、メスを中心に狩りを行い、シマウマ、レイヨウ類などを餌としている。
- ・野生状態では 18 年ほど生存するが、飼育下では 25 年の記録がある。
- ・インドライオンをはじめ、マサイライオン、アンゴラライオンなど 7 亜種に分類

されるが、アトラスライオン、ケープライオンなど絶滅した亜種もある。

- ・妊娠期間は100～119日。1産2～6頭。

CITES II

イ ジャガー

英名：Jaguar

学名：*Panthera onca*

分布：ニューメキシコからアルゼンチン北部

特徴：頭は大きく、ヒョウに比しずんぐりした体型で、体は淡黄色から黄褐色で黒色の斑点のまわりに同色の輪状の斑が見られ、ヒョウと区別することができる。

体長：110～150 cm

尾長：52～66 cm

体重：60～120 kg

習性等：

- ・アメリカ大陸に分布する唯一のヒョウ属の動物。
- ・水にも良く入り、木にも登る。魚、ワニ、アルマジロ、バク、ペカリーなどを餌としている。
- ・妊娠期間は93～110日。1産1～4仔。
- ・寿命は飼育下で20年の記録がある。

ウ ヒョウ

英名：Leopard

学名：*Panthera pardus*

分布：サハラ以南のアフリカ、中部以南のアジア、アラビア、アムール

特徴：体色は、淡黄褐色から淡褐色で、黒い斑紋が見られる。クロヒョウといわれる黒変種もしばしば見られる。

体長：100～190 cm

尾長：70～95 cm

体重：30～70 kg

習性等：

- ・夜行性で、単独で生活する。小、中型のシカ、レイヨウ類等を主に捕えて餌とするが、サル類、魚、爬虫類等はばひろく捕食する。
- ・妊娠期間は90～105日。1産2～3仔。
- ・7亜種ほどに分類されるが、アムールヒョウなど絶滅が心配される種もある。

CITES I

エ トラ

英名：Tiger

学名：*Panthera tigris*

分布：インド、東南アジア、中国、ロシア東北部

特徴：被毛は黄褐色で体全体に黒いしまが見られる。外耳の外側は白い。北方にすむトラは全体に体色が淡い。

体長：170～310 cm

尾長：95～119 cm

体重：180～245 kg

習性等：

- ・ネコ科最大の動物で、アムールトラでは 300 kg に達するものもある。森林に単独ですみ、夜間活動する。シカ、イノシシ、カメなども餌とする。水中にも良く入り、泳ぎもたくみで木にも登ることができる。
- ・妊娠期間は 98～110 日。1 産 1～6 頭、普通は 2～3 頭。
- ・寿命は野生状態で 26 年 3 ヶ月の記録があるが、15 年程と考えられる。
- ・ベンガルトラ、アムールトラ、スマトラトラなど 8 亜種に分類されるが、バリトラ、カスピトラは絶滅しており、ジャワトラも絶滅したと考えられている。

CITES I

オ チーター

英名：Cheetah

学名：*Acinonyx jubatus*

分布：サハラ以南のアフリカ、中近東、南アジア

特徴：頭部は小さく、四肢は長くほっそりした体形で、淡黄色の地に多数の黒斑が見られる。足の爪は他のネコ類と異なり引き込むことはない。

体長：110～140 cm

尾長：65～80 cm

体重：40～65 kg

習性等：

- ・日中狩りをすることが多く、時速 110km ものスピードを利用しガゼル、ウサギなどを捕食するが、獲物をハイエナやライオンなどにうばわれることが多い。
- ・妊娠期間は 84～95 日。1 産 2～4 仔。
- ・寿命は野生状態で 15 年、飼育下では 19 年の記録がある。
- ・ジンバブエに見られる斑紋が帯状につながって表れるキングチーターは突然変異であり別種ではない。アフリカチーターとアジアチーターの 2 亜種がある。

CITES I

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

保定の基本はイヌと同じであるが、体が柔軟なことで鋭い爪に注意する。

A 器具を使用しない保定法

体重 10kg 以上の個体を人力で保定することは危険である。

B 器具を使用した保定法

10kg 以下の幼獣なら深い玉網で捕獲する。捕獲後、厚手の革手袋か金属メッシュの手袋をはめ、頭の付け根を親指と人差し指でしっかりと確保し、次に四肢を保定する。保定できたら玉網とともに、あるいは玉網から動物を出して診療台やマットの上に横臥させる。

スクイズ・ケージの利用が可能なら、スクイズ・ケージに動物を収容し、ケージの可動壁を手前に引き寄せ、動物が動かないように固定する。

C 麻酔法

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、原則的には深い麻酔は必要がない。成獣のネコ類は麻酔 24 時間から絶食、12 時間前から絶水する。麻酔時は必要に応じ酸素吸入ができるように準備をしておく。ケタミン 10mg/kg 単独、ケタミン 2.0～3.0mg/kg とキシラジン 1.0～2.0mg/kg かケタミン 2.0～4.0mg/kg とメデトミジン 0.06～0.08mg/kg を併用して筋肉内に投与する。キシラジンやメデトミジンを投与して 10～15 分間、静かな部屋に置いたのちケタミンを投与すると、良好な麻酔効果が得られる。拮抗剤としてキシラジンに対してヨヒンビン 0.125mg/kg を、メデトミジンに対してはアチパメゾールをメデトミジンの 5 倍量筋肉内に投与する。

D 特に注意すべき事項

化学的保定の管理はイヌと同様である。肉眼で全身状態を観察するとともに呼吸数、体温、心拍数をモニターするなど定法に従う。

イ マイクロチップの埋込みの方法

A 埋込みの部位

肩甲骨間の皮下に埋めこむ。

B マイクロチップ埋込みの実際

玉網に入れたままマイクロチップを埋込むときは、診察台ゴムマットの上で頭の付け根をしっかりと持ち横臥姿勢とし、上記皮下に埋込み器の針を刺入する。

化学的保定時は、物理的保定時と同様に安全のために頭の付け根をつかみ、体の右を下にした横臥姿勢をとり、マイクロチップを埋込む。術部はイソジン綿か 70%アルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に穿刺しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐため、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

10 ゾウ〈長鼻目、ゾウ科〉

ア 和名：アフリカゾウ〈アフリカゾウ属〉

英名：African elephant

学名：*Loxodonta africana*

分布：サハラ以南アフリカ

イ 和名：アジアゾウ〈アジアゾウ属〉

英名：Asiatic elephant

学名：*Elephas maximus*

分布：インドからスマトラ、スリランカ



【アジアゾウ】

(1) 動物の特徴と同定

ア アフリカゾウ

英名：African Elephant

学名：*Loxodonta africana*

分布：サハラ以南のアフリカ

特徴：オスはメスより大きく、アジアゾウに比し耳が大きく、背の中央がくぼんでいる。
鼻端の突起は上下に2個見られる。牙はオス、メスにも見られ、オスでは4m、メスでも2.4~2.7mに達した記録もある。

習性等：

- ・メスを中心とした群居性で、木の葉や枝を主に食す。アジアゾウに比し菜食性で、1日8時間以上を採食についやす。
- ・妊娠期間は656日。1産1仔。子供は体重113kg。
- ・寿命は野生状態で60年ほどとされる。
- ・他にマルミミゾウが知られているが、アフリカゾウの亜種、別種としてあつかう場合もある。

CITES I

イ アジアゾウ

英名 : Asian Elephant

学名 : *Elephas maximus*

分布 : インド、ビルマ、タイ、マレー半島、スマトラ、セイロン、ボルネオ

特徴 : 耳はアフリカゾウに比し小さく、背中の中央部がもりあがる。鼻の先端の突起は上側に 1 個。牙はメスでは小さく、オスでは 317 cm の記録がある。

体長 : 5.5~6.4m

体高 : 3.3m (オス)

尾長 : 1.2~1.5m

体重 : 4,000~5,000 kg

習性等 :

- ・メスを中心とした 5~60 頭ほどの群れで生活し、木の葉、草などを餌とし、日量 270~320 kg を必要とする。
- ・妊娠期間は 623 日。1 産 1 仔。
- ・寿命は野生状態では 40~60 年、飼育されたものでは 77 年の記録がある。
- ・セイロンゾウをはじめ、9 亜種が知られている。アフリカゾウとの交雑例も知られている。

CITES I

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

A 器具を使用しない保定法

訓練の行き届いている個体なら起立させたまま注射や小手術が可能である。

B 麻酔法

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、深い鎮静状態が得られれば十分である。アジアゾウ、アフリカゾウともにキシラジンを成獣に 200~600mg/頭、幼獣 (1~5 歳) には 20~160mg/頭、筋肉内に投与することで深い鎮静が得られる。薬剤投与後は動物を刺激せず静かな環境において効果発現を待つ。

完全な不動化状態を得るには塩酸エトルフィンなどのオピオイドを使用するが、オピオイドは日本では麻薬に指定されており研究目的以外の使用はできない。

C 特に注意すべき事項

人身事故を防止するため、全ての作業に当たり、保定者はヘルメットおよび皮手袋を装着する。

イ マイクロチップの埋込みの方法

A 埋込みの部位

左耳の後部、付け根の皮下に埋めこむ。

B マイクロチップ埋込みの実際

動物を起立姿勢のまま、術部をイソジン綿かアルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に刺入しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐため、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

C 特に注意すべき事項

埋込み器の針の穿刺部分は、できる限り血管を避ける。

1 1 サイ〈奇蹄目、サイ科〉

ア 和名：ジャワサイ〈インドサイ属〉

英名：Javan rhinoceros

学名：*Rhinoceros sondaicus*

分布：ジャワ

イ 和名：クロサイ〈クロサイ属〉

英名：Black rhinoceros

学名：*Diceros bicornis*

分布：サハラ以南のアフリカ



【クロサイ】

(1) 動物の特徴と同定

サイ

特定（危険）動物としてサイ科動物全種が指定されている。

サイ

英名：Rhinoceros

学名：*Rhinoceros* インドサイ属 2 種

Dicerorhinus スマトラサイ属

Ceratotherium シロサイ属

Diceros クロサイ属

分布：アフリカ大陸に 2 種、アジアに 3 種が分布している。

特徴：ゾウに次ぐ陸上での大型動物でスマトラサイを除く種については皮膚が裸出している。頭部の正中線上に 1～2 本の角があり、古くから、この角を目的とした乱獲にあり、いずれの種類もその生息数が著しく減少している。特にジャワサイ、シロサイの一亜種キタシロサイについては絶滅が危惧されている。

体長：3.7～4m

体高：1.7～1.8m

体重：1.7～2.3t（シロサイの例）

習性等：

- ・ 草原、湿地帯等に、単独、種によっては複数で生活する。
- ・ 妊娠期間は 16 ヶ月。1 産 1 仔。
- ・ 寿命は 45 年

CITES I

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

A 器具を使用しない保定法

誕生後数週間の、子牛ほどの大きさの幼獣であれば、数人掛かりで首や身体を抱えて保定できる。

B 器具を使用した保定法

誕生後数週間の子牛ほどの大きさの幼獣であれば、柙場を用いた保定が可能である。

C 麻酔法

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、原則的には深い麻酔は必要がない。日本動物園水族館協会加盟 12 園館が研究目的で使用を許可されている塩酸エトルフィンなどのオピエイドが選択薬となる。起立姿勢で不動化状態を得るには塩酸エトルフィンを1頭あたりクロサイで 0.5～0.85mg、シロサイで 1～2mg、インドサイで 0.5～1.5mg 筋肉内に投与する。拮抗剤のジブレノルフィンは塩酸エトルフィンの2倍量を静脈内投与する。

サイの皮膚は厚いため、注射針は針長が 50～70mm の長いものを用いる。皮膚の切れ端による注射針の栓塞を防ぐため、先端が閉じ、針の途中に開口部のあるゾウ用注射針 (elephant needle) が米国の動物園で使われている。首か肩が注射部位として好んで用いられる。

D 特に注意すべき事項

作業に当たり、保定者はヘルメットおよび皮手袋を装着する。また、塩酸エトルフィンによる人身事故を防止するため、常にナロキソンなどの拮抗剤を使用できるように準備しておく。また、麻酔に当たり動物にできるだけストレスを与えないように注意する。

イ マイクロチップの埋込みの方法

A 埋込みの部位

左耳の後部、付け根の皮下に埋めこむ。

B マイクロチップ埋込みの実際

動物を起立、腹臥状態あるいは右下横臥にして、術部をイソジン綿かアルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に刺入しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐため、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

C 特に注意すべき事項

埋込み器の針の穿刺部分は、できる限り血管を避ける。

1 2 小型シカ〈偶蹄目、シカ科、ホエジカ属〉

和名：キョン

英名：Reeves's muntjac

学名：*Muntiacus reevesi* (Ogilby, 1839)

分布：中国東部、台湾



【キョン】

(財) 東京動物園協会提供

(1) 動物の特徴と同定

分布：中国南東部、台湾

特徴：体色は茶褐色で覆面は黄色を帯びる。吻、額は暗面で眼の上から頭頂部にかけて黒い線がはしる。四肢は黒褐色、小型のシカで、角はオスにのみみられ、2尖で先端は内側に曲がる。長さ7～8cmで記録的には13cmのものもある。またオスの上顎の犬歯は矛状となり下顎の外側に出る。

体長：47～70cm

尾長：8～10cm

体高：45～50cm

体重：12～17kg

習性等：

- ・2亜種が知られており、わが国に野生化しているキョンは台湾産の亜種*Muntiacus r. reevesi*とされている。
- ・森林ややぶの多い場所を好み、朝、夕活発に活動するのが見られる。木の葉や果実を餌としている。
- ・単独で行動することが多く、オス同士は激しく戦うことがある。
- ・周年繁殖が見られるが、1月～2月に交尾が見られ、4月から7月に出産のピークが見られる。妊娠期間は209～220日で1産1仔、新生仔の体重は550～650gである。危険時には犬のような警戒音を発する。
- ・飼育下においては19年8ヶ月の生存記録が知られている。
- ・イギリスにおいても移入された個体が野生化しているが、わが国では東京都伊豆大島において、1980年頃より千葉県房総半島において野生化した個体がみられている。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

四肢の蹄は鋭く、特に、オスの成獣は犬歯を持つため、全て作業にあたっては、保定者は革手袋を装着する。

A 器具を使用しない保定法

シカやレイヨウの仲間は、生後間もなく茂みの中で、伏臥でじっとしている。そのため、1週間ほどは体を両手で押さえるほどで保定が可能である。

B 器具を使用した保定法

親を保定する場合は捕獲の際に玉網を使用し、玉網ごと動物を押さえる。この際、キョンは四肢を全身の力で動かすため、複数の保定者が必要である。

C 特に注意すべき事項

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、原則的には麻酔は要らない。玉網での捕獲が困難である場合、吹き矢を用いて麻酔する。



【生後1週間のキョン（伏臥状態）】

（財）東京動物園協会提供

イ マイクロチップの埋込みの方法

生後間もなく埋込みが可能である。ただし、生後1週間以上を経過すると動き回り、捕獲が困難となるため、生後1週間までが適期である。

A 埋込みの部位

左右の肩甲骨間皮下に埋め込む。

B マイクロチップ埋込みの実際

術部をイソジン綿、アルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に穿刺しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐため、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

1 3 中型偶蹄類 シカ〈シカ亜科〉

和名：アカシカ

英名：Red deer

学名：*Cervus elaphus*

分布：西ヨーロッパ、アフリカ北西部、
中国西部、北米北西部



【アカシカ】

(財) 東京動物園協会提供

(1) 動物の特徴と同定

中型偶蹄類

特定外来生物としてシカ科、シカ亜科に属する動物全種が指定されている。

シカ

英名：Deer

学名：*Dama* ダマジカ属

Axis アクシスジカ属

Cervus シカ属

Elaphurus シフゾウ属

分布：アフリカの北部、ユーラシア、北アメリカに分布しており、ニュージーランドをはじめ世界各地に移入されているものがある。

特徴：オスにはいずれの種にも枝角が見られる。形は種類によって異なるが、年1回落角し、新しい角になる。

体重：36 kgから400 kgになる種も知られており、12 種から18 種類に分類されている。

習性等：

- ・群れを作って生活するものが多く見られる。
- ・妊娠期間は217～260日。通常1産1仔。
- ・寿命は、野生状態では18年から25年、飼育下では24年の生存記録がある。
- ・我国に生息するニホンジカとの間で、アカシカとの交雑種が認められているが、シカ亜科の種類間、オジロジカ亜科との交雑例が多く知られている。
- ・ションブルグシカのように絶滅したとされるもの、シフゾウのように野生状態では絶滅した種類も知られている。

カラミアジカ CITES I

バウエアンジカ CITES I

ベトナムホッグジカ CITES I
タンケントアカシカ CITES II
カシミールアカシカ CITES I
イランダマシカ CITES I
ターミンジカ CITES I
他にも希少種とされる種類も少なくない。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

A 器具を使用しない保定法

誕生後数週間程度の幼獣であれば、一人で身体を抱えて保定できる。

B 器具を使用した保定法

捕獣網を張り、そこに動物を誘導して網でからみとる。シカの大きさにもよるが保定には少なくとも3人必要で、頭、前肢、後肢をそれぞれが確保し、右下に横臥保定する。

C 麻酔法

キシラジン 0.5～23mg/kg とケタミン 2.7～18.7mg/kg の併用か、メデトミジン 0.05～0.1mg/kg とケタミン 0.8～3.2mg/kg を併用する。キシラジンにはヨヒンビン、メデトミジンにはアチパメゾール（メデトミジンの5倍量）が拮抗する。注射部位は臀部筋肉で、用手が不可能なら吹き矢か麻酔銃を用いる。

D 特に注意すべき事項

物理的に保定するときは、事前によく計画を練り、保定者が気持ちを一つにして取り組むことが大切である。シカのオスは、角のはえている時期がある。可能なら、オスでは袋角～枝角の時期を避け、落角している時期を選ぶ。

人身事故を防止するため、全ての作業に当たり、保定者はヘルメットおよび皮手袋を装着する。麻酔に当たっては、動物にできるだけストレスを与えないように注意する。また、麻酔中は頭をあげた状態で確保して、胃からの逆流物の誤嚥を防止する。

イ マイクロチップの埋込みの方法

A 埋込みの部位

肩甲骨間の皮下に埋めこむ。

B マイクロチップ埋込みの実際

動物を起立、腹臥あるいは右下横臥姿勢にして、術部をイソジン綿かアルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に刺入しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐため、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

C 特に注意すべき事項

埋込み器の針の穿刺部分は、できる限り血管を避ける。

1 4 大型偶蹄類〈カバ、キリン、バイソンなど〉

- ア 和名：カバ〈偶蹄目、カバ科、カバ属〉
英名：Hippopotamus
学名：*Hippopotamus amphibius*
分布：サハラ以南のアフリカ



【カバ】

- イ 和名：キリン〈キリン属〉
英名：Giraffe
学名：*Giraffa camelopardalis*
分布：サハラ以南のアフリカ



【キリン】

バイソン〈ウシ科〉

- ウ 和名：アフリカスイギュウ
〈アフリカスイギュウ属〉
英名：African buffalo
学名：*Synceros caffer*
分布：サハラ以南のアフリカ

- エ 和名：アメリカバイソン〈バイソン属〉
英名：American bison
学名：*Bison bison*
分布：北アメリカ



【アメリカバイソン】

- オ 和名：ヨーロッパバイソン
英名：European bison
学名：*Bison bonasus*
分布：野生状態では絶滅

(1) 動物の特徴と同定

大型偶蹄類

特定（危険）動物としてカバ科、キリン科、ウシ科動物のうち、アフリカスイギュウ属、バイソン属に分類される動物が指定されている。

ア カバ

英名：Hippotamus

学名：*Hippopotamus amphibius*

分布：サハラ以南のアフリカ

特徴：頭部は大きく、四肢は短い。皮膚は裸出し灰褐色、腹部はピンク色を呈す。

全長：3.3～4m

体重：2,000～4,000 kg

習性等：

- ・草食性で日中は水中や水辺ですごし、夜間活動する。5～15 頭ほどの群れで生活するが、30 頭以上の群れになることもある。水中での生活に適し、6 分間も潜水していることができる。
- ・妊娠期間は 233 日。1 産 1 仔。子供は水中で出産する。
- ・寿命は飼育下では 46 年間生存した記録がある。
- ・近似種として、コビトカバが知られている。

CITES II

イ キリン

英名：Giraffe

学名：*Giraffa camelopardaris*

特徴：淡い褐色の地色に濃い赤褐色の斑紋が見られる。この斑紋は点状、網目状など亜種により異なる。頭部に 3～5 本の角がオスにもメスにも見られる。この角は全体が皮膚に覆われており、先端部が角化している。舌が長く 40 cm ほどもあり、木の枝から葉をまきとるのに適している。

体長：3～4m

尾長：80～100 cm

頭部までの高さ：4.7～5.3m

体重：800～1,930 kg

習性等：

- ・草原（サバンナ）や乾いた地域に10～15頭前後の群れで生活する。
- ・妊娠期間は420～468日。1産1仔まれに双仔の例がある。
- ・寿命は20～30年とされているが、飼育下では28年の記録がある。
- ・アミメキリン、マサイキリンなど9～12亜種がある。キリン科の動物としては他に、オカピが知られている。

ウ バイソン

ヨーロッパバイソン、アメリカバイソンの2種が知られている。

英名：Bison

学名：*Bison spp.*

分布：東ヨーロッパ、北アメリカ

特徴：全身は褐色をした長い毛でおおわれ、頭部は黒褐に近い。肩の部分が著しく発達して盛りあがる。オス、メスにも角があり、アメリカバイソンでは頭部の毛が耳をおおう。

体長：2.7m

体高：1.5～1.8m

体重：900～1,350 kg

習性等：

- ・ヨーロッパバイソンは森林地帯に、アメリカバイソンは草原にすみ、共に群れ生活をする。両種共に一時生息数が減少し、ヨーロッパバイソンは野生状態のものは絶滅した。2種の間では雑種ができる。
- ・妊娠期間は267～274日。1産1仔。
- ・寿命は野生状態で25～27年の記録がある。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

A 器具を使用しない保定法

誕生後数週間の、子牛ほどの大きさの幼獣であれば、数人掛かりで首や身体を抱えて保定できる。

B 器具を使用した保定法

誕生後数週間の、子牛ほどの大きさの幼獣であれば、柵場を用いた保定が可能である。

C 特に注意すべき事項

人身事故を防止するため、全ての作業に当たり、保定者はヘルメットおよび皮手袋を装着する。また、塩酸エトルフィンによる人身事故を防止するため、常にナロキソンなどの拮抗剤を使用できるように準備しておく。また、麻酔に当たっては、動物にできるだけストレスを与えないように注意する。

D 麻酔法

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、原則的には深い麻酔は必要がなく、拮抗剤のある麻酔がよい。日本では日本動物園水族館協会に加盟する一部の園館が研究目的で使用を許可されている塩酸エトルフィンなどの使用が望ましい。塩酸エトルフィンの総投与量はカバで4～8mg、キリン2.5～3.5mg、バイソン2～5mgなど。拮抗剤のジブレノルフィンは塩酸エトルフィンの2倍量を静脈内投与する。日本のキリンの麻酔では、キシラジン

0.5mg/kg、メデトミジン 100 μ g/kg などの鎮静剤を併用している。

イ マイクロチップの埋込みの方法

A 埋込みの部位

左耳の後部、付け根の皮下に埋めこむ。

B マイクロチップ埋込みの実際

動物を起立、腹臥状態あるいは右下横臥にして、術部をイソジン綿かアルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に穿刺しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐため、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

C 特に注意すべき事項

埋込み器の針の穿刺部分は、できる限り血管を避ける。

15 リス〈げっ(齧)歯目、リス科、リス属・台湾リス属〉

- ア 和名：クリハラリス（台湾リスも含む）
英名：Pallas's squirrel
学名：*Callosciurus erythraeus*
分布：シッキム、中国南部からマレーシア、台湾



【クリハラリス（台湾リス）】

（財）東京動物園協会提供

- イ 和名：台湾リス
英名：Taiwan squirrel
学名：*Callosciurus erythraeus*
taiwanensis (Bonhote, 1901)

- ウ 和名：トウブハイロリス
英名：Gray squirrel
学名：*Sciurus carolinensis*
分布：テキサス東部からカナダ南東部



【トウブハイロリス】

（財）東京動物園協会提供

(1) 動物の特徴と同定

ア クリハラリス

分布：マレー半島からタイ西部、ビルマ、アッサム、シッキム、ベトナム、カンボジア、ラオス、中国、台湾

特徴：体色は暗褐色、腹部は濃い栗色、分布域が広く多数の亜種（22 亜種から44 亜種）に分けられているが、台湾西北部に分布する*Callosciurus erythraeus roberli* (Bonhote, 1901) にクリハラリスの亜種名を与える場合もある。現在では、*Callosciurus erythraeus* に対してクリハラリスの和名を使用している。

体長：19～22cm

尾長：18～20cm

体重：280g～390g

習性等：台湾リスに類似することが多いと考えられる。

イ 台湾リス

分布：台湾

特徴：体色は黒色と黄土色の霜降り状で、腹面はベージュ色、あるいは灰褐色である。四肢は灰色を帯び、尾は毛が密に生え太く、灰色で小さな斑が混じり、先端に向かい黒色が増す。

体長：18～23.5cm

尾長：16.5～20.5cm

体重：260g

習性等：

- ・台湾に分布している *Callosciurus erythraeus taiwanensis* (Bonhole, 1901) をタイワンリスといい、クリハラリスの一亜種とされる。このリスを別種のハイガンハラリス = *Callosciurus caniceps* (Gray, 1842) の一亜種とする説 (J. R. Ellerman & T. C. S. Morison-scotl) があるが、台湾にはハイガンハラリスは分布しないとする説 (A. Duff & A. Lawson 他) があり、クリハラリスの一亜種とする説が通用している。
- ・昼行性で常緑の広葉樹林帯に生息し、木の種子、果実、花、樹皮、小鳥の卵等を食す。周年繁殖が見られ、年2～3回出産する。1産2～3仔である。
- ・我が国では、1935年東京都伊豆大島の公園から逃げ出したものが同島に野生化している。その後神奈川県、静岡県、岐阜県、和歌山県等で野生化している個体が確認されている。
- ・神奈川県鎌倉市においては庭木や電話線がかじられ、被害が見られる。伊豆大島においては、島の産業の一つであるツバキの実の食害が問題になっている。

ウ トウブハイイロリス

分布：テキサス東部からカナダ南東部

特徴：体色は灰色で腹部は白色、耳の先端に長毛は見られない。6 亜種 (D. E. Willson & S. Ruff) が知られている。昼行性で森林、カシの林に見られ、木の芽、木の実、果実、キノコ等を餌としている。

体長：51～77cm

尾長：24～38cm

体重：330g～750g

習性等：

- ・1月から2月が交尾期に当たり、妊娠期間は40日程で出産は2月～3月に見られる。また6月から7月に交尾をし、7月後半から9月にかけて2出産が見られる。1回の出産で5～6頭が産まれる。アメリカでは各地の公園等で良く馴れた個体が見られる。
- ・この種類のリスはイギリスや南アメリカに移入されており、イギリスでは1889年ベッドフォードシャーに350頭が移入され、1952年には生息地が200km²にも拡大し、150万頭が生息していると推定されている。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

A 器具を使用しない保定法

馴れているリスは、片手を腹の下において持ち上げ、もう片方の手で背中を押さえて保定する。捕まえようとして尾をつかむと、尾の鞘が抜けてしまう。トカゲは敵に襲われると自分の尾を切って逃げるが、リス類で尾の鞘が抜けるのも同じ効果がある。

B 器具を使用した保定法

細かい目の玉網を用いて捕獲する。リスが巣箱にいる場合、巣箱の出入り口の穴に布製の袋を当てると、リスは自発的に袋の中に入ることが多い。袋に入ったら、皮手袋をはめた手で袋の上から親指と人差し指で頭をやさしくつかみ、動けないように保定する。保定は静かに、やさしく、すばやく行う。リスにとって捕獲が大きなストレスになると、呼吸が抑制され、虚脱状態に陥ることがある。このような状態のリスは、暗い場所において、安静を保ち、回復を待つ。



【器具を使用した保定法】

C 特に注意すべき事項

化学的保定を行う場合は、短時間であっても体温低下に注意する。術中は動物を保温パット上に置くなどの体温管理が必要となる。麻酔中の管理は、呼吸数、体温、心拍数をモニターするなど定法に従う。覚醒期は周囲の温度を 36℃に保つ。

D 麻酔法

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、原則的には深い麻酔は必要がない。麻酔ボックスでイソフルランを用いた吸入麻酔が最も安全で動物にストレスが少ない。イソフルラン 5%で導入し、2%で維持してマイクロチップを埋込む。術後、5 分間は酸素吸入を行って覚醒を促す。ケタミンのみでは十分な無痛効果は期待できないが、鎮痛剤を併用することで軽い外科麻酔と筋弛緩が得られる。例えば、ケタミン 20～100mg/kg 筋肉内注射+ジアゼパム 2～8mg 筋肉内注射または腹腔内投与、ケタミン 40～100mg/kg 筋肉内注射+メドミジン 0.25～1.0mg/kg 腹腔内投与などで不動化効果が得られる。

イ マイクロチップの埋込みの方法

A 埋込みの部位

左右の肩甲骨間の皮下に埋めこむ。

B マイクロチップ埋込みの実際

玉網に入れたままマイクロチップを埋込むときは、診察台の上で頭の付け根をしっかり持ち横臥姿勢とし、上記皮下に埋込み器の針を刺入する。袋に入っている場合は、袋の中にある頭の付け根をしっかり保定し、体を袋から出す。リスを診察台にのせ、頭の付け根をしっかり持ったまま横臥あるいは伏臥姿勢とし、同様に刺入する。化学的保定時は、物理的保定時と同様に安全のために頭の付け根をつかみ、横臥あるいは伏臥姿勢としてマイクロチップを埋込む。術部はイソジン綿か 70%アルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に穿刺しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐため、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

C 特に注意すべき事項

マイクロチップの埋込み時期は離乳後（生後 2 ヶ月）を目安とする。マイクロチップを埋込みした部分から出血が認められた場合は、同居個体のカニバリズムを誘発することがあるため、同居を見合わせたほうが良い。

16 ヌートリア〈げっ(齧)歯目、ヌートリア科、ヌートリア属〉

和名：ヌートリア

英名：Coypu

学名：*Myocastor coypus*

分布：チリー、アルゼンチンからボリビア、ブラジル南部



【ヌートリア】

(財) 東京動物園協会提供

(1) 動物の特徴と同定

分布：南ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ボリビア、アルゼンチン、チリー

特徴：体色は茶色、赤みを帯びた黒色、上毛は粗いが灰色の下毛は柔らかく上質とされる。

尾は円筒状でネズミの尾に似る。後肢（後肢長11～15cm）には水かきがある。門歯は一生伸び続け、黄色をしている。乳頭は腹部より上部に位置する。

体長：43～63cm

尾長：22～42cm

体重：3.5～5.8kg

習性等：

- ・水辺に番、あるいはメスを中心とした小さな群れを作り、主に夜間活動する。ホテイアオイ等の水生植物のほか、淡水産の巻貝等を食すが、農作物にも食害を及ぼす。
- ・周年繁殖が見られるが、春と秋に出産が多く見られる。妊娠期間は123～150日で1産2～11頭、平均5頭前後で新生仔の体重は225g程である。
- ・寿命は10年くらいとされている。
- ・アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ポーランド、ドイツ、小アジア、コーカサス、ロシア等で移入した個体が野生化しているが、イギリスでは全てのヌートリアが駆除されたと言われる。
- ・我が国には毛皮を得る目的で1939年に輸入された記録があり、その後、需要の減少に伴い、逃げ出した個体が野生化し、岡山県、京都府、兵庫県、愛知県、三重県、岐阜県、香川県等でみられている。
- ・繁殖が旺盛で、アメリカ、ルイジアナ州の例では1932年20頭の個体から1962年には推定200万頭に増えたとされており、我が国においても上記以外の都府県においても捕獲例があり、増加が予想される。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

A 器具を使用しない保定法

鋭い切歯を持っているため、素手では扱わない。

B 器具を使用した保定法

玉網を用いて捕獲する。網の上から皮手袋をはめた手で袋の上から親指と人差し指で頭をしっかりとつかみ、動けないように保定する。もう一方の手で四肢をしっかりとつかみ、横臥姿勢で保定する。

C 特に注意すべき事項

化学的保定を行う場合は、短時間であっても体温低下に注意する。術中は動物を保温パット上に置くなどの体温管理が必要となる。麻酔中の管理は、呼吸数、体温、心拍数をモニターするなど定法に従う。覚醒期は周囲の温度を 20～25℃に保つ

D 麻酔法

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、原則的には深い麻酔は必要がない。網の上から、麻酔マスクでイソフルランを用いた吸入麻酔が最も安全で動物にストレスが少ない。イソフルラン 5%で導入し、2%で維持してマイクロチップを埋込む。術後、5 分間は酸素吸入を行って覚醒を促す。ケタミンのみでは十分な無痛効果は期待できないが、鎮痛剤を併用することで軽い外科麻酔と筋弛緩が得られる。例えば、ケタミン 20～100mg/kg 筋肉内注射+ジアゼパム 2～8mg 筋肉内注射または腹腔内投与、ケタミン 40～100mg/kg 筋肉内注射+メデトミジン 0.25～1.0mg/kg 腹腔内投与などで不動化効果が得られる。

イ マイクロチップの埋込みの方法

A 埋込みの部位

左右の肩甲骨間の皮下に埋込む。

B マイクロチップ埋込みの実際

玉網に入れたままマイクロチップを埋込むときは、床上あるいは診察台の上で頭の付け根をしっかりと持ち横臥姿勢とし、網の目から上記皮下に埋込み器の針を刺入する。化学的保定時は、物理的保定時と同様に安全のために頭の付け根をつかみ、横臥あるいは伏臥姿勢としてマイクロチップを埋込む。術部はイソジン綿か 70%アルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に穿刺しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐため、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

C 特に注意すべき事項

マイクロチップの埋込み時期は離乳後（生後 2 ヶ月）を目安とする。

17 ハリネズミ（食虫目、ハリネズミ科、ハリネズミ属）

和名：ナミハリネズミ

英名：Western European hedgehog

学名：*Erinaceus europaeus*

分布：ヨーロッパ北部、西部、
ニュージーランド（移入個体）、
我国にも野生化個体が見られる。



【ナミハリネズミ】

（財）東京動物園協会提供

(1) 動物の特徴と同定

ナミハリネズミ

英名：Western European Hedgehog

学名：*Erinaceus europaeus*

分布：ヨーロッパ北東部と西部。ニュージーランドには移入された。

特徴：顔面、四肢、腹部以外の全身に短く大きい針状の毛が密生する。体色は褐色から黒色、ほぼ白色など変化にとむ。尾は痕跡的で爪は大きい。ハリネズミ属には3種が知られているが（今泉 1966、Corbet G B、ほか 1991）、ハリネズミ 1 種とする説もある（Ellerman & Morrison-Scott 1965）。

全長：23～27 cm

体重：400～1,000 g

習性等：

- ・平地、山地の森林、草原にすむ。カエル、ヘビ、昆虫などを餌とし、寒冷地に生息するものは冬眠をする。
- ・妊娠期間は 34～49 日。1 産 1～7 仔。
- ・寿命は 6 年ほど。
（特定外来生物）

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

A 器具を使用しない保定法

動作は緩慢であり攻撃性はないが、体の背面にある棘を逆立てるため、素手では取り扱いにくい。

B 器具を使用した保定法

身体を丸めて背面にある棘を逆立てるため、皮手袋をはめた手で診察台に載せて身体を水平にさせ、頸部皮下を親指と人差し指でしっかりつかみ、マイクロチップを挿入する部位を確保し、一方の手で腰部を押さえて、伏臥姿勢で保定する。とげが皮手袋を突き刺すようであれば、麻酔を行う。

C 特に注意すべき事項

化学的保定を行う場合は、短時間であっても体温低下に注意する。術中は動物を保温パット上に置くなどの体温管理が必要となる。麻酔中の管理は、呼吸数、体温、心拍数をモニターするなど定法に従う。覚醒期も保温パット上で保温する。なお、ハリネズミの棘が手に刺さるため、全て作業に当たり、保定者は皮手袋を装着する。

D 麻酔法

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、原則的には深い麻酔は必要がない。麻酔ボックスでイソフルランを用いた吸入麻酔が最も安全で動物にストレスが少ない。イソフルラン 5% で導入し、2% で維持してマイクロチップを埋込む。術後、5 分間は酸素吸入を行って覚醒を促す。

イ マイクロチップの埋込みの方法

A 埋込みの部位

左右の肩甲骨間の皮下に埋めこむ。

B マイクロチップ埋込みの実際

伏臥姿勢でマイクロチップを埋込む。術部には 70% アルコールを噴霧し、挿入器の針を上記の皮下に穿刺しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐため、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

C 特に注意すべき事項

マイクロチップの埋込み時期は離乳後（生後 2 ヶ月）を目安とする。

18 ダチョウ類〈コヒクイドリ、オオヒクイドリなど〉

ア 和名：コヒクイドリ〈ダチョウ目、ヒクイドリ科、ヒクイドリ属〉

英名：Dwarf Cassowary、Benett's Cassowary

学名：*Casuarius bennetti*

分布：ニューギニア、ヤーペン島

イ 和名：オオヒクイドリ

英名：Southern Cassowary,

Double-wattled Cassowary,

Two-wattled Cassowary

Australian Cassowary,

学名：*Casuarius casuarius*

分布：モロッカ諸島、ニューギニア、

オーストラリア

(1) 動物の特徴と同定

ア コヒクイドリ

分布：ニューギニア、ヤーペン島、メラネシア諸島（ニューブリテン島）

特徴：襟の飾り羽が他の種よりも高く伸びる。襟の赤い肉垂および桃色の頬が欠けることがあり、頸部の基部の赤い斑のみのことがある。肉垂はパプアヒクイドリ（*C. unappendiculatus*）のように頸部の後や羽毛の中に伸びる。裸出部分は輝いた色彩であり、兜は一般的にメスのほうが高い。幼鳥は同一の褐色の羽毛、光沢のない裸出部分、未発達の実を有する。

全長：100～110cm

体重：25kg。オスの体重はメスよりも20%少ない。

習性等：

- ・メラネシア諸島（ニューブリテン島）のコヒクイドリはおそらく移入されたもの。
- ・伝統的に認識されている7亜種（*papuanus*, *goodfellowi*, *claudii*, *shawmayeri*, *hecki*, *bennetti*, *picticollis*）がある。しかし、これらの有効な証拠に欠けている。
- ・寿命は、飼育期間31年の記録がある。
- ・抱卵期間は50日である。

イ オオヒクイドリ

分布：モロッカ諸島（セラム、インドネシアのアル島）、ニューギニア、オーストラリア（クイーンズランド北部）

特徴：2本の肉垂の長さや兜は非常に変異があり、裸出部分の色彩は気分で変化する。裸出部分は光沢があり、兜はメスのほうが高い。幼鳥は褐色で、光沢のない裸出部分および未発達の実を有する。成鳥の羽根に変わるまで4年以上かかる。

全長：130～170cm

体重：65kgまで。85kgの記録がある。オスの体重はメスよりも20%少ない。

習性等：

- ・伝統的に認識されている8亜種（*casuarius*, *tricarunculatus*, *bistriatus*, *lateralis*, *sclaterii*, *johnsonii*, *aruensis*, *bicarunculatus*）がある。しかし、これらの有効な証拠に欠けている。
- ・寿命は、飼育期間61年という記録がある。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

A 器具を使用しない保定法

体重 6kg までの幼鳥は両脚を折りたたんで、頭を立てた姿勢で保定するとよい。6kg から 15kg の鳥は脚を自由にさせて、腹部を抱えて保定できる。

B 器具を使用した保定法

成鳥のヒクイドリは脚の大きな爪が非常に危険であるため、保定にあたっては柔らかいスポンジを裏打ちした 10mm 以上の合板を使って、3 人以上で飼育施設の片隅に追い詰めるとよい。その後、保定者がヒクイドリの後から片腕を鳥の両脚の間に入れて持ち上げ、保定者の腹部に鳥の背中を押し付けて保定する方法があるが、保定者の体力や鳥の大きさによるため、保定檻に追い込んだほうが安全である。保定檻のサイズは両側の高さで奥行きが 115cm で前が 50cm で後が 67cm の幅である。ヒクイドリの外傷防止のため、保定檻はスポンジなどで裏打ちしたほうが良い。目隠しは全ての鳥類の保定に役立ち、ダチョウでは遮光布の頭巾が鳥を落ち着かせて保定が可能となる。しかし、頭巾をかぶせてもヒクイドリでは走り回るため、完全に保定檻に追い込んでから頭巾を被せたほうが良い。なお、ヒナはタオルにくるみ保定できる。

C 特に注意すべき事項

ヒクイドリは中央の指に伸びた爪での前蹴りが強烈であるため、保定者は決して鳥の前面に立ってはいけない。全て作業に当たり、保定者は皮手袋、ヘルメットを装着する。

D 麻酔法

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、原則的には麻酔は要らない。しかし、人および鳥の事故を軽減するため、保定の前にメデトミジン $100 \mu\text{g/kg}$ などの鎮静剤を併用もよい。しかし、覚醒時に転倒して頭部挫傷で死亡することがあるため、必要以上に深く麻酔することはしない。

イ マイクロチップの埋込みの方法

A 埋込みの部位

頭部のすぐ後の nipping muscle と呼ばれる筋肉（左側）に埋込む。

B マイクロチップ埋め込みの実際

術部をイソジン綿か 70% アルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に穿刺しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐため、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

C 特に注意すべき事項

皮膚を確実に露出して、マイクロチップを埋込む。

19 ワシ・タカ類〈コンドル、オジロワシ、オオワシ、ハゲワシ、 イヌワシ、クマタカなど〉

- ア 和名：コンドル〈タカ目、コンドル科、コンドル属〉
英名：Andean condor
学名：*Vultur gryphus*
分布：ベネズエラからフェゴ島までの
アンデス



【コンドル】

(財) 東京動物園協会提供

- イ 和名：オジロワシ〈タカ目、タカ科、オジロワシ属〉
英名：White-tailed sea-eagle
学名：*Haliaeetus albicilla*
分布：グリーンランド、アイスランド、
ロシア、シベリア、カムチャツカ、
冬期北海道



【オジロワシ】

- ウ 和名：オオワシ
英名：Steller's sea-eagle
学名：*Haliaeetus pelagicus*
分布：オホーツク海沿岸、
冬期は日本朝鮮半島



【オオワシ】

- エ 和名：クロハゲワシ〈ハゲワシ属〉
英名：Eropean Black Vulture,
Eurasian Black Vulture,
Cinereous Vulture
学名：*Aegypius monachus*
分布：ヨーロッパ南部、中央アジア、
チベット、モンゴル、中国東北部



【クロハゲワシ】

(財) 東京動物園協会提供

- オ 和名：イヌワシ〈イヌワシ属〉
英名：Golden eagle
学名：*Aquila chrysaetos*
分布：ヨーロッパ、アフリカ北部、
中近、シベリア、中国、
カムチャツカ半島、朝鮮、
日本、アラスカ、カナダ東部、
アメリカ



【イヌワシ】

- カ 和名：クマタカ
英名：Mountain Hawk-eagle
学名：*Spizaetus nipalensis*



【クマタカ】

(財) 東京動物園協会提供

(1) 動物の特徴と同定

ア コンドル

分布：南アメリカ（ベネズエラから Tierra del Fuego のアンデス山脈から海岸線に下りたペルーおよびチリー）

特徴：形態が雌雄で異なる。オスはトサカと首に大きな肉垂を有し、メスではない。羽の色は黒色であり、次列風切と雨覆は灰色がかった白色である。目立つ白色のひだ襟を持つ。頭部や頸の裸出した皮膚の色は、頸の基部は赤みを帯びた桃色で、頭部は多くの斑点がある灰色がかった桃色あるいは黄色である。幼鳥ははっきりしない茶褐色の羽色で、裸出した皮膚は黒っぽい。成鳥の羽色になるには、何年もかかる。

全長：100～130cm

体重：オス 11～15kg、メス 8～11kg

開翼長：320cm

習性等：

- ・食物は主にグアナコや家畜のような大型や中型の哺乳動物の死肉である。
- ・嘴が強いので死体の皮膚を引き裂き、筋肉や内臓を引き出すことができる。
- ・嘴に比較して、脚の爪は鋭くない。
- ・53年9ヶ月28日の飼育記録がある。

CITES I

イ オジロワシ

分布：グリーンランド、アイスランド、ヨーロッパ、中近東、中国（北部）、旧ソ連邦、シベリア、日本（北部）

特徴：白色の尾羽、黄色い嘴、頭や上頸は純白よりも淡い黄褐色である。羽根の残りの部分は、上部は白っぽく、雨覆や背中では黄褐色で差異が少ない。尾羽は楔状である。平均してメスがオスよりも大きい。幼鳥は黒褐色で尾羽、頭頂、嘴、虹彩全てが黒っぽい。脇の下に白い斑がある。成長の羽根になるには5～6年以上であるが、尾羽は8年かかる。嘴は4～5年に黄色くなる。

全長：69～92cm

体重：オス 4,100g、メス 5,500g

開翼長：200～245cm

習性等：

- ・食性の幅が広く、魚類、鳥類、哺乳類である。
- ・29年4ヶ月10日の飼育記録がある。

CITES I

ウ オオワシ

分布：旧ソ連邦(Koryak 諸島からカムチャツカおよびサハリン)（→千島、日本（北部）、韓国—朝鮮半島（北部）

特徴：間違えようのない特徴があり、巨大で、白い肩羽と楔形の尾羽を有し、強く湾曲した黄色い嘴をしている。

全長：85～94cm

体重：4,900～9,000g

開翼長：200～250cm

習性等：

- ・主に魚食性である。
- ・39年以上の飼育記録がある。

CITES II

エ クロハゲワシ

分布：ヨーロッパ（南部）、アフリカ（モロッコ）、中近東、インド（北部）、中国（南部およびチベット）、モンゴル、旧ソ連邦（砂漠→）インドおよび中国）

特徴：巨大な、幅広の翼を有するハゲワシで、わずかに楔形をした尾羽を有し、濃いスス色から黒色の羽色をしている。旧世界のハゲワシの中で最も大きい種類の一つである。黒色の裸出した頭部および頸部。

全長：98～107cm

体重：7,000～12,500g

開翼長：250～295cm

習性等：

- ・食性は中型から大型の死肉。まれに、トカゲやカメなどの生きた獲物を採食する。
- ・飼育期間 34年4ヶ月24日の記録がある。
- ・ハゲワシ属にはクロハゲワシのほか、ミミハゲワシ (*Lappet-faced*)、カオジロハ

ゲワシ (*White-headed Vulture*)、ミミハゲワシ (*Asiatic King Vulture*) がいる。
CITES II

オ イヌワシ

分布：ヨーロッパ（北部および南西部）、アフリカ（北部）、エジプト、アラビア、中近東、旧ソ連邦、シベリア、モンゴル、ヒマラヤ、中国（北部～南西部）、韓国・朝鮮半島、日本、北アメリカ（北部および西部）、中央アメリカ（メキシコ）に分布し、7 亜種に分けられている。

特徴：羽色は均一な暗茶褐色であるが、頭頂、頸部および雨覆は淡い黄色身がかかった黄褐色である。メスのほうがオスよりも大きい。幼鳥は濃いチョコレートのような茶色で、特徴的な風切羽の白い基部を持つ。尾羽は基本的に白色で濃い末端の縞を有する。羽根の白い部分は 4～5 年以上で茶色に生え変わりですが、成鳥の羽色は 6～8 年かからない。

全長：79～90cm

体重：オス 2,840～4,550g、メス 3,630～6,665g

開翼長：190～227cm

習性等：

- ・食性は主にげっ歯類やアナウサギやノウサギなどの中型哺乳類である。
- ・サメイロイヌワシで 40 年 3 ヶ月 17 日の飼育記録がある。

CITES II

カ クマタカ

分布：日本、ヒマラヤ、中国（南部）、台湾、海南島、ビルマ、東南アジア（タイ）、インド（南西部）、スリランカ

特徴：大きく、強く、濃淡の規則正しい幅の縞模様をした尾羽を持つ。幼鳥は一般に淡色で白っぽい。日本のクマタカが最も大きく、短い冠羽を有する。

全長：67～86cm

体重：1,800～3,500g

開翼長：130～165cm

習性等：

- ・食性は小型から中型サイズの哺乳類、特にノウサギやキジなどの狩猟鳥である。
- ・飼育期間が 26 年 11 ヶ月 16 日という記録がある。

CITES II

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

A 器具を使用しない保定法

猛禽類の取扱いに慣れている熟練者以外は、器具を使わない方法は避けたほうがよい。

B 器具を使用した保定法

止まり木に止まっている猛禽類を地面に下ろし、十分な大きさの玉網を頭からかぶせ、伏臥姿勢のまま地面に押さえつけ、玉網で全身を包むようにする。目隠しは全ての鳥類の保定に役立つので、玉網の上から猛禽類の目を遮光するように頭部を後から保持する。コンドルやハゲワシなど以外では、爪が玉網に納まりきれなければ、作業中にはタオルなどをつかませておく。

C 麻酔法

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、麻酔は必要ない。

D 特に注意すべき事項

コンドルやハゲワシなど以外の猛禽類は非常に鋭い嘴を有するため、全て作業に当たり、保定者は皮手袋・ヘルメットを装着する。爪でつかまれたら、爪を1本、1本離していかなければ、爪を離すことはできない。コンドルのオスは、起立する力が強いため、保定は3人以上を確保したほうがよい。

イ マイクロチップの埋込みの方法

A 埋込みの部位

頸部と躯体部背側の境界線の皮下（左側）に埋込む。

B マイクロチップ埋込みの実際

術部をイソジン綿か70%アルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に穿刺しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐため、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

C 特に注意すべき事項

皮膚を確実に露出して、マイクロチップを埋込む。特に、幼鳥は保定時に骨折することがあるため、骨が硬くなった6ヶ月以上が良い。

20 カミツキガメ類〈カメ目〉

ア 和名：カミツキガメ〈カミツキガメ科、カミツキガメ属〉

英名：Snapping turtle

学名：*Chelydra serpentina*



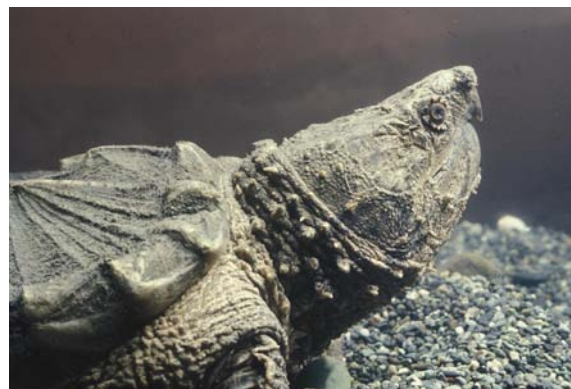
【カミツキガメ】

(財) 東京動物園協会提供

イ 和名：ワニガメ〈カミツキガメ科、ワニガメ属〉

英名：Alligator snapping turtle

学名：*Macrolemys temminckii*



【ワニガメ】

(財) 東京動物園協会提供

(1) 動物の特徴と同定

ア カミツキガメ

分布：カナダ南部からアメリカ合衆国東部、中央アメリカ、南アメリカ北部

特徴：背甲は幅がひろくて大きく、後縁は鋸状に尖っている。腹甲は小さく十字形をしている。頭部は大きく嘴状の口も大きい。尾は太くて長く甲羅に隠れることはない。尾の背面には大きな突起が並んでいる。四肢も太くて頑丈で、指先に爪が発達している。ワニガメ (*Macrolemys temminckii*) に似るが、背甲の3本のキールが低く表面が比較的滑らかなこと、下顎の口内に赤いミミズ様の舌がないことなどで区別できる。

甲長：20～35cm、最大47cm

体重：40kg になる。

習性等：

- ・4亜種、ホクベイカミツキガメ (*C. s. serpentina*)、フロリダカミツキガメ (*C. s. osceola*)、チュウベイカミツキガメ (*C. s. rossignoni*)、ナンベイカミツキガメ (*C. s. acutirostris*) に分けられる。
- ・池、沼や川などに住み、浅い泥底の水草の茂っているような場所を好む。汽水域でも生活できる。ほとんど水中で生活し、陸にあがることは少ない。昆虫、ミミズ、貝類、甲殻類、魚、両生類、爬虫類、水鳥、水草などあらゆるものを食べる。10～80個の球形の卵を産む。

- ・陸にあげて脅かすと四肢を突っ張って体を持ち上げ、大きな口を開けて威嚇し、隙があれば咬みつこうとする。
- ・我が国ではペットとして飼われていたものが、逃げ出したり放されたりして野生化している。印旛沼周辺では繁殖も確認されている。
- ・飼育下で39年生きた記録がある。

イ ワニガメ

分布：アメリカ合衆国東南部（フロリダからテキサスまで）

特徴：背甲は幅がひろくて大きく、各甲板は山状に盛り上がっているため、全体にゴツゴツしている。腹甲は小さく十字形をしている。脇の縁甲板の一部は2列に分かれている。頭部は大きく嘴状の口も大きくて、先端は湾曲して鋭い。尾は太くて長く甲羅に隠れることはない。四肢も太くて頑丈で、指先に爪が発達している。カミツキガメ (*Chelydra serpentina*) に似るが、背甲の表面が凸凹していること、下顎の口内に赤いミミズ様の舌があること、体側の縁甲板の一部が2列に分かれることなどで区別できる。

甲長：30～60cm、最大 78cm

体重：100kg になる。

習性等：

- ・大きな河川や湖沼などに住み、泥底の水草の茂っているような場所を好む。汽水域でも生活できる。ほとんど水中で生活し、陸にあがることは少ない。
- ・魚類、貝類、甲殻類、両生類、他の小形のカメなどあらゆるものを食べる。獲物を追いかけて捕まえることなく、水底に潜んでそばに寄ってきた獲物を待ち伏せて捕食する。また、口を大きく開けて、下顎の赤い突起を生きたミミズのように動かして魚をおびき寄せる習性がある。
- ・岸边に穴を掘って約 20 個の球形の卵を産む。
- ・カミツキガメほど気があらくないが、顎は鋭く強力なので注意が必要。
- ・飼育記録 59 年。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

A 器具を使用しない保定法

器具を使用しない保定は避ける。

B 器具を使用した保定法

デッキブラシ等で威嚇し、甲羅の中に引っ込めた首をタオル等で甲羅のなかに押し込み、ガムテープ等で固定し、後足のすぐ上で背側甲羅の両側を保持する。



【器具を使用した保定法】

C 特に注意すべき事項

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、原則的には麻酔は要らない。噛み付きやすいので取扱いに注意する。また、爪も鋭いため、全て作業に当たり、保定者は皮手袋を装着すること。

イ マイクロチップの埋込みの方法

A 埋込みの部位

左後肢の窩（ソケット）の皮下（皮膚が薄い動物の場合、筋肉内）に埋込む。

B マイクロチップ埋込みの実際

術部をイソジン綿、70%アルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に穿刺しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐため、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

C 特に注意すべき事項

甲長 12.5cm 以上が望ましい。



【マイクロチップ埋込み部位】

2 1 ドクトカゲ類〈トカゲ亜目、ドクトカゲ科、ドクトカゲ属〉

- ア 和名：アメリカドクトカゲ
英名：Gila monster
学名：*Heloderma suspectum*



【アメリカドクトカゲ】

- イ 和名：メキシコドクトカゲ
英名：Beaded lizard
学名：*Heloderma horridum*



【メキシコドクトカゲ】

(財) 東京動物園協会提供

(1) 動物の特徴と同定

ア アメリカドクトカゲ

分布：アメリカ合衆国南西部（カリフォルニア、アリゾナ、ユタ、ニューメキシコ）メキシコ北西部（ソノラ、シナロア）

特徴：体色は黒褐色か茶褐色で、頭頂部や胴にはピンク色の複雑な帯状の斑紋や斑点があり、尾では横縞模様になる。吻端は丸く頭部は扁平で、胴は太く、尾も太くて短い。全身は小さなビーズ状のうろこで覆われている。四肢は体に比較すると小さい。

全長：30～50cm

習性等：

- ・砂漠、岩の多い荒地、低木林などの住み、日中でも、餌を捜しに歩き回る。動作は鈍いので、爬虫類、鳥、哺乳類などの巣を捜し、卵やヒナ、ネズミの子供などを食べる。
- ・トカゲのなかで毒があるのは本種とメキシコドクトカゲ (*Heloderma horridum*) の2種のみ。下顎に毒腺があり、咬まれると毒は下顎の奥歯を伝って傷に入る。毒は神経毒。
- ・卵生、3～10個の卵を産む。
- ・飼育記録 28 年。

イ メキシコドクトカゲ

分布：メキシコ西部、グアテマラ

特徴：体色は茶褐色で、胴にはやや赤味がかった淡黄色の小さな斑点が散在する。頭頂部には斑点がなく、頭部は一樣に黒か黒褐色であり、尾の淡黄色の横縞模様も細い。

体形は前種に似るが、ひとまわり大きい。尾も前種と比較するとやや細くて長い。

全長：40～70cm 最大 100cm

習性等：

- ・森林や灌木林に住み、主に地上で生活するが木にもよく登る。舌はオオトカゲ類ほどではないが細長く、先端が二叉に分かれていて、においを嗅ぐのに使用し、爬虫類の卵、鳥類の卵やヒナなどを捜し出して食べている。
- ・有毒。前種と同様下顎の奥歯を伝って毒液が出るので、深く咬まれない限り危険性は少ない。また、動作も緩慢なので、ほとんど咬まれることはないが、不用意に口先に手を出すと突然跳びかかられることがあるので、注意が必要。
- ・5～15 個の卵を産む。
- ・飼育記録 27 年。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

A 器具を使用しない保定法

器具を使用しない保定は避ける。

B 器具を使用した保定法

ドクトカゲを玉網ですくい上げ、網を絞ってドクトカゲを動けなくして床面に押さえつけ、網の上から頭部をつかむ。

C 特に注意すべき事項

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了し、また安全に保定できるため、原則的には麻酔は要らない。全て作業に当たり、保定者は皮手袋を装着すること。

イ マイクロチップの埋込みの方法

A 埋込みの部位

鼠径部の皮下（左側）に埋込む。

B マイクロチップ埋込みの実際

術部をイソジン綿、70%アルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に穿刺しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐために、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

2 2 大型トカゲ類〈トカゲ亜目、オオトカゲ科、オオトカゲ属〉

ア 和名：ハナブトオオトカゲ

英名：Crocodile monitor

学名：*Varanus salvadorii*

イ 和名：コモドオオトカゲ

英名：Komodo dragon

学名：*Varanus komodoensis*



【コモドオオトカゲ】

(1) 動物の特徴と同定

ア ハナブトオオトカゲ

分布：ニューギニア

特徴：体色は黒色で、頭部や胴には黄色の斑点が散在し、尾では横縞模様になる。吻端は丸く、鼻先は膨らんだように見える。尾は長く体長の2倍以上ある。そのため、全長が4m以上の個体も報告されており、全長では、コモドオオトカゲより大きくなる種類といわれているが、体形はスリムで、体重はずっと軽量。

全長：120～200cm 最大 4m

習性等：

- ・森林地帯に住む。餌を捜して林床を徘徊したり、川を泳いだりすることもあるが、長い尾を木に巻きつけ、四肢の鋭い爪を上手に使って木に登り、樹上で生活することが多い。現地では、木のワニと呼ばれている。
- ・他のオオトカゲ類と同様、先が二又に分かれた細長い舌を持ち、これをヘビのように出し入れしてにおいを嗅ぐ。
- ・小型哺乳類、鳥やその卵やヒナ、爬虫類、両生類、昆虫などを食べる。
- ・細長い尾をムチのように激しく振って攻撃してくる。

イ コモドオオトカゲ

分布：インドネシア（コモド、リンチャ、パダール、フロレスなどの各島）

特徴：小さな個体は体に淡黄色の小さな斑点模様があるが、成体では一様に暗褐色になる。体や四肢は太く、他のオオトカゲ類と比較して頑強な体形をしている。頭部も幅が広く、吻端も丸い。尾は体長よりやや長い。雌より雄のほうが大きくなる。全長3mほどになり、体重も考慮すると世界最大のトカゲ。

全長：100～250cm、最大 300cm

体重：30～50kg、最大 150kg

習性等：

- ・乾燥した林や草原に住み、夜は穴の中などで過ごし、日中活動する。
- ・幼時はあまり太っていないので、よく木に登り、昆虫、ヤモリなどのトカゲ、鳥

の卵やヒナなどを食べる。成体になると地上で生活するようになり、あらゆる大きさの哺乳類、鳥類、爬虫類などを捕食し、ときには、スイギュウ、シカ、イノシシなどの大型の動物を襲うこともある。また、腐肉なども好んで食べ、共食いもする。

- ・上、下顎に平らな先の尖った小さな歯がある。この歯の後縁にはのこぎり状の小さなぎざぎざがあり、肉を切り裂くのに役立つ。歯の切れ味は刃物のように鋭いので、咬まれると危険。また、頑丈な尾をムチのように使うので、注意が必要。
- ・10～30 個の卵を産む。
- ・飼育するとよく馴れる。飼育下で 24 年生きた記録がある。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

A 器具を使用しない保定法

器具を使用しない保定は避ける。

B 器具を使用した保定法

全長 50cm ほどの大きさのトカゲであれば、玉網ですくい上げ、網を絞ってオオトカゲを動けなくして床面に押さえつけ、網の上から頭部をつかむ。

C 特に注意すべき事項

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、原則的には麻酔は要らない。全て作業に当たり、保定者は皮手袋を装着する。

D 麻酔法

大きく成長して物理的な保定が不可能な場合、筋肉麻酔（メデトミジン 100 μ g/kg+ケタミン 5mg/kg）を用いる。投与が困難な場合は、吹き矢で投与する。30～60 分でマイクロチップ埋込みができるほどに不動化する。覚醒に際しては、保温パットを使用し、体温の低下に気をつける。拮抗薬であるアチパメゾール 500 μ g/kg の投与後も覚醒効果は顕著でないが、術後 2 時間ほどで正常の反応に戻る。

イ マイクロチップの埋め込みの方法

A 埋込みの部位

鼠径部の皮下（左側）に埋込む。

B マイクロチップ埋め込みの実際

術部をイソジン綿か 70%アルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に穿刺しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐために、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

2 3 無毒ヘビ類〈ヘビ亜目〉

ア 和名：ミナミオオガシラ〈ナミヘビ科、オオガシラ科〉

英名：Brown tree snake

学名：*Boiga irregularis*



【ミナミオオガシラ】

(財) 自然環境研究センター提供

イ 和名：タイワンスジオ〈ナミヘビ科、ナミヘビ属〉

英名：Taiwan beauty snake

学名：*Elaphe taeniura friesi*



【タイワンスジオ】

(財) 自然環境研究センター提供

ウ 和名：アナコンダ（オオアナコンダ）〈ボア科、アナコンダ属〉

英名：Green anaconda

学名：*Eunectes murinus*



【アナコンダ】

(財) 東京動物園協会提供

エ 和名：アメジストニシキヘビ〈ボア科、ミナミニシキヘビ属〉

英名：Australian scrub python

学名：*Morelia amethystina*



【アメジストニシキヘビ】

(財) 東京動物園協会提供

(1) 動物の特徴と同定

ア ミナミオオガシラ

分布：スラウェシ島、ハルマヘラ島、ニューギニア、ソロモン諸島、オーストラリアの北部、東部の沿岸地域

特徴：背面は茶褐色で、全体に薄い暗色の細かい縞模様がある。長さの割に体は細く、胴の断面は側偏している。頭部は大きく、目も大きい。瞳は縦長。

全長：100～230cm、最大300cm

習性等：

- ・樹上性が強く、人家付近から森の中まで広く生息する。夜行性。食性は幅広くトカゲ類、鳥類、小型哺乳類などあらゆるものを捕食する。4～12個の卵を産む。
- ・無毒ヘビの仲間であるが、奥歯の根元から毒液を出す。毒性は弱い。
- ・輸送船や航空機などの貨物に紛れ込んで、太平洋の島々に移入。特に、グアム島では大繁殖し、在来のトカゲや鳥類が激減した。
- ・我が国での定着は確認されていない。

イ タイワンスジオ

分布：台湾

特徴：背面はオリーブ色で菱形状の黒斑が散らばっている。体の後半の背正中線は先端に向かって次第に黄色味を帯びた条になり、体側の黒斑もつながって尾では黒条になる。口唇は黄白色で、目から口角にかけて黒い条がある。

全長：150～250cm、最大270cm

習性等：

- ・八重山諸島のサキシマスジオ (*E. t. shmackeri*) や中国のスジオナメラ (*E. t. taeniura*) など本亜種種を含めて6亜種がいる。
- ・森林や草地に住む。木にもよく登り、人里近くの畑などにも見られる。カエル、鳥類、ネズミなどを捕食する。2～12個の卵を産む。
- ・我が国では沖縄本島中部で捕獲されている。
- ・肉は食用、皮はハンドバックなどに利用。

ウ アナコンダ (オオアナコンダ)

分布：南アメリカ北部 (アンデス山脈の東側、オリノコ川、アマゾン川流域)

特徴：体色は緑がかった褐色で、背面に大きな黒い長円形の斑紋が並び、体側には黒で縁取られた黄色い小斑が散在する。目はやや突出している。頭部に比較して胴は太い。うろこは滑らかで、体表はつるつるしている。世界最大のヘビ。東南アジアのアミメニシキヘビ (*Python reticulatus*) も9m前後になるといわれているが、太さは本

種ほどではない。

全長：400～600cm、最大 9m

体重：100kg 以上になる。

習性等：

- ・大きな川や湖沼などの岸辺で生活し、水中の水草や倒木の陰などに潜んでいることが多い。水を飲みにきたバク、シカ、ペッカリーなどを水中に引き込んで、体を巻きつけて絞め殺して食べるほか、カピバラ、カイマンなどのワニ、魚なども食べる。
- ・胎生で、20～40 匹の仔ヘビを生む。
- ・ボアやニシキヘビの仲間は絞める力が強いので、巻きつかれると危険。
- ・飼育記録 31 年 9 ヶ月。

エ アメジストニシキヘビ

分布：オーストラリア北部、ニューギニア

特徴：体色はふつう黄褐色に菱形の黒褐色の斑紋があるが、地域によっていろいろな変異がある。日光に当たると、体表が紫色に光を反射する。最長で 8.5m の個体が報告されている。長さでは、アナコンダ、アミメニシキヘビに次ぐ 3 番目に長いヘビ。長さのわりに胴は細いので、いっそう長く感じる。

全長：200～500cm、最大 8.5m

習性等：

- ・主に、森林に住むが、サバンナなどにもいる。湖や川の土手などの水辺に多い。
- ・上唇の前部と下唇の後部に熱を感じることでできるピット器官があり、獲物を見つけるのに役立つ。夜行性で、地上で小型の哺乳類を食べるほかワラビーやカンガルーなども捕らえる。木に登ることもある。
- ・10～20 個の卵を産み、親が卵を孵化するまで抱く。
- ・かなり気が荒く、馴れにくい。よく飛びかかってくるので注意が必要。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

A 器具を使用しない保定法

おとなしいヘビであれば、首の後ろをつかんで保定できる。ヘビの性格がつかめない時は、避けたほうが良い。

B 器具を使用した保定法

気の荒いヘビでは、把持器 (Tong) やスネークフックを用いて頸部を掴み、動きを固定した後、首の後ろを利き手で抑え、他方の腕に体を巻きつかせる。



【器具を使用した保定法 (1)】



【器具を使用した保定法 (2)】

あるいは、エンビ板を用いなくて首の後ろを手で抑え、腕に体を巻きつけて術部を固定する。



【保定法】

C 特に注意すべき事項

マイクロチップの埋めこみ処置は短時間で終了するため、原則的には麻酔は要らない。歯が鋭いため、全て作業に当たり、保定者は皮手袋を装着する。

D 麻酔法

大きく成長して物理的な保定が不可能な場合、筋肉麻酔（メデトミジン $100 \mu\text{g/kg}$ + ケタミン 10mg/kg ）を用いる。投与が困難な場合は、吹き矢で投与する。30～60 分でマイクロチップができるほどに不動化する。覚醒に際しては、身体の下に保温パットを使用し、体温の低下に気をつける。拮抗薬であるアチパメゾール $500 \mu\text{g/kg}$ を投与後も覚醒効果は顕著でないが、術後 2 時間ほどで正常の反応に戻る。

イ マイクロチップの埋め込みの方法

A 埋込みの部位

総排泄孔より前の体側（左側）の皮下に埋込む。

B マイクロチップ埋込みの実際

術部をイソジン綿か 70% アルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に穿刺しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐために、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。



【マイクロチップの埋込み】

2 4 有毒ヘビ類 〈ヘビ亜目〉

ア 和名：ヤマカガシ〈ナミヘビ科、ヤマカガシ属〉

英名：Tiger keelback

学名：*Rhabdophis tigrinus*



【ヤマカガシ】

(財) 東京動物園協会提供

イ 和名：コブラ〈コブラ科、コブラ属ほか〉

英名：Cobra

学名：*Naja spp.*, *Ophiophagus hannah*



【コブラ】

(財) 東京動物園協会提供

ウ 和名：ニホンマムシ〈クサリヘビ科、マムシ属〉

英名：Japanese mamushi

学名：*Agkistrodon blomhoffii*



【ニホンマムシ】

(財) 東京動物園協会提供

- エ 和名：台湾ハブ〈クサリヘビ科、ハブ属〉
英名：Taiwan pit vipers
学名：*Trimeresurus mucrosquamatus*



【台湾ハブ】

(財) 自然環境研究センター提供

(1) 動物の特徴と同定

ア ヤマカガシ

分布：日本（本州、四国、九州）、朝鮮半島、中国、台湾

特徴：体色は黒褐色あるいは緑がかった褐色で、体側には赤か橙色の縞模様がある。若い個体は頸部の両側に黄色の帯状斑が目立つ。地域によって体色の変異は著しく、赤い縞模様がなく、黒褐色や緑色を帯びたものまでさまざま。うろこの中央に条（キール）があるので、体表はかさかさした感じがする。成長すると、長さよりも太さが増す傾向がある。

全長：80～120cm、最大 140cm

習性等：

- ・水田、川の岸辺の草むらなどで生活する。主に、カエルや魚を食べ、特に、他のヘビがあまり食べないヒキガエルなども捕食する。
- ・分類的には無毒のヘビであるが、上顎に毒腺があり、やや大きな奥歯を伝って毒液が傷口に入る。おとなしいヘビであり咬まないし、毒牙が奥にあるため、ちょっと咬まれただけではほとんど毒が入ることはなかったため、長い間、毒性は確認されなかった。毒性は強く、全身的な出血がみられ、死亡例もある。
- ・8～20 個の卵を産む。
- ・飼育記録7年8ヶ月。

イ コブラ

分布：アジア、アフリカ

特徴：コブラ科のヘビのうち、頭を立ち上げ、頸部のフードを団扇状に広げて威嚇のポーズをとる仲間の総称。約 20 種が知られている。フードの背面の模様はリング状、眼鏡模様、帯状、無地など種類によってさまざま。代表的な種類としては、タイワンコブラ (*Naja atra*)、タイコブラ (*N. kaouthia*)、インドコブラ (*N. naja*)、エジプトコブラ (*N. haje*)、アフリカクロクビコブラ (*N. nigricollis*)、キングコブラ (*Ophiophagus hannah*) などがいる。

全長：ほとんどの種類は 100～200cm、キングコブラは 3～4m、最大 5m になる。

習性等：

- ・砂漠、草原、畑、森林などあらゆる所に住む。
- ・主に、カエル類、小型の鳥類や哺乳類を捕食するが、キングコブラはヘビを専門に食べる。

- ・頭部は小さく、普段はふつうの無毒のヘビのように見えるが、襲われたりすると頭を持ち上げ、フードを広げてシューシュー噴気音をだして威嚇する。
- ・上顎先端に中程度に長めの毒牙がある。毒性は神経毒で神経系に作用し、心臓麻痺や呼吸困難を起こす。アフリカクロクビコブラのように毒を噴射する種類もある。
- ・飼育記録、タイコブラ 24 年 8 ヶ月、アフリカクロクビコブラ 22 年、キングコブラ 20 年 9 ヶ月。

ウ ニホンマムシ

分布：日本（北海道、本州、四国、九州、周辺の島）

特徴：体色は淡褐色で、背中に中央に黒点がある黒褐色の丸い斑紋が並んでいる。長さのわりに胴は太い。目と鼻の間に熱を感じる穴（ピット）がある。

全長：40～65cm

習性等：

- ・低山地の田畑や水辺の草むらなどに多い。主に、ネズミやカエルなどを食べるが小鳥のヒナ、トカゲ、魚なども捕食する。
- ・上顎に毒腺があり、先端に長い 2 本の毒牙を持っている。毒性は出血毒で内出血を起こし、血管や筋肉が壊死する。
- ・毒の強さはハブより強いが、ヘビが小さいので毒の量が少ないのと、ヘビの動作が比較的緩慢なので、実際の被害はそれほど多くはない。
- ・秋に 2～10 匹の仔ヘビを生む。
- ・飼育記録 10 年 10 ヶ月。

エ タイワンハブ

分布：台湾、中国南部、インドシナ半島北部

特徴：背面は黄褐色で、背正中線に沿って淡黄色に縁取られた濃褐色の斑紋がジグザグに連続するか断続的に尾まで続く。頭部は三角形をしていて頸部は急に細まる。目の後ろから口角にかけて黒帯がある。口唇は淡黄色で少し紅味を帯びる。八重山諸島のサキシマハブ (*T. elegans*) に似る。

全長：70～120cm

習性等：

- ・山野に住み、台湾では平地の藪や畑に見られ、民家にも侵入することもある。尾を巻きつけることができ、木にもものぼる。夜行性。おもにネズミ類と鳥類を捕食するが、カエルやトカゲなども食べる。卵生。
- ・上顎前端に 2 本の長い毒牙を持つ。毒性は血管毒で咬まれると非常に痛く、傷口を中心に腫れ、筋肉が壊死する。沖縄のハブ (*T. flavoviridis*) より小さいので、危険性はハブほどではないが、咬まれると死亡することもある。
- ・我が国では沖縄本島の北部に持ち込まれている。定着してハブとの交雑が懸念されている。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

A 器具を使用しない保定法

ヤマカガシであれば、首の後ろをつかんで保定できるが、ヘビの性格がつかめない時は、避けたほうが良い。

B 器具を使用した保定法

把持器 (Tong) やスネークフックを用いて頸部をつかんで、ヘビの動きが見える玉網や透

明なエンビ板（ヘビの大きさに合わせる）で床に体を押さえつけ、術部を引き出す。一方、キングコブラでは餌のアオダイショウを食べている途中に、頭部を玉網で上から被せ、術部を引き出してマイクロチップを埋込むこともできる。玉網はヘビの大きさに合わせて、漁具などを応用する。

C 特に注意すべき事項

マイクロチップの埋めこみ処置は短時間で終了するため、原則的には麻酔は要らない。万一の咬傷事故に備え、作業にあたっては抗毒血清を供えておく。全て作業に当たり、保定者は皮手袋を装着する。

D 麻酔法

有毒ヘビが網の目から出られない玉網を上から被せ、網の中に入れる。網を絞ってヘビを動けない状態にして、筋肉麻酔（メデトミジン $100\mu\text{g/kg}$ +ケタミン 10mg/kg ）を用いる。大きく成長して玉網での保定が不可能な場合、吹き矢で投与する。吹き矢の針の長さはシリコン製のシールを重ねて調整する。投与後、30～60分でマイクロチップ埋込みができるほどに不動化する。覚醒に際しては、収容した水槽や身体の下に保温パットを使用し、体温の低下に気をつける。拮抗薬であるアチパメゾール $500\mu\text{g/kg}$ を投与後も覚醒効果は顕著でないが、術後2時間ほどで正常の反応に戻る。

イ マイクロチップの埋込みの方法

A 埋込みの部位

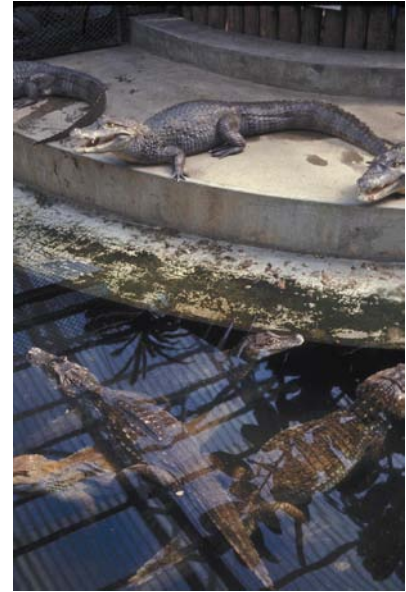
総排泄孔より前の体側（左側）の皮下

B マイクロチップ埋め込みの実際

術部をイソジン綿、70%アルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に穿刺しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐために、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

25 ワニ類〈ワニ目〉

- ア 和名：メガネカイマン〈アリゲーター科、カイマン属〉
英名：Spectacled caiman
学名：*Caiman crocodilus*



【メガネカイマン】

(財) 東京動物園協会提供

- イ 和名：ナイルワニ〈クロコダイル科、クロコダイル属〉
英名：Nile crocodile
学名：*Crocodylus niloticus*



【ナイルワニ】

(財) 東京動物園協会提供

- ウ 和名：インドガビアル〈ガビアル科、ガビアル属〉
英名：Gharial
学名：*Gavialis gangeticus*

(1) 動物の特徴と同定

ア メガネカイマン

分布：メキシコ南部からアルゼンチン北部まで

特徴：体色は茶褐色で年をとるとやや黒っぽくなる。吻はやや短くて幅が広い。両目の前端をつなぐ隆条があり、眼鏡をかけたように見える。成体でも 2.5m の小型のワニ。

全長：150～250cm

習性等：

- ・湖沼、湿地、川など岸辺に住み、エビやカニなどの甲殻類や魚、小型の哺乳類を食べている。

- ・ 4 亜種、スリナムメガネカイマン (*Caiman crocodiles crocodiles*)、チュウベイメガネカイマン (*C. c. fuscus*)、アパボリスメガネカイマン (*C. c. apaporiensis*)、パラガイメガネカイマン (*C. c. yacare*) に分けられる。
- ・ 20～30 個の卵を産む。

イ ナイルワニ

分布：砂漠地帯を除くアフリカ、マダガスカル

特徴：仔ワニは、黄褐色で背中から体側にかけて斜めの縞模様、尾には帯状の斑紋がある。成長すると体色は、暗褐色になり模様も不明瞭な斑点状になる。東南アジアのイリエワニ (*Crocodylus porosus*) に次いで大きくなるワニ。

全長：4～6m、最大 7m

習性等：

- ・ 大きな河川、湖、沼地などの岸辺で生活している。入り江などの汽水域にも入る。
- ・ 水を飲みにくたり、川を渡ったりしている大型の草食獣などを水中に引きずり込んで、溺死させる。顎は頑丈で、円錐形の鋭い歯がある。大きな獲物には、何頭かで群がって咬みつき、体を回転させて肉を引きちぎって食べる。
- ・ イリエワニ同様人を襲うこともある。
- ・ 川岸や湖岸に穴を掘って、20～30 個の卵を産む。親ワニは巣を守り、卵が孵化すると、仔ワニをくわえて水辺へ運び、数ヶ月間、保護する。仔ワニは昆虫、魚、カエルなどを食べる。
- ・ 飼育記録、43 年 9 ヶ月。

ウ インドガビアル

分布：インド北部、バングラデシュ、ネパール、ブータン

特徴：体色は緑がかった灰褐色で、若い個体は背面と尾に黒褐色の縞模様がある吻が非常に細長く、上、下顎ともに細長い小さな歯がたくさん生えている。頭部は目の位置で急に広がるので、目がやや突出したように見える。成熟した雄の個体は、吻の先端部に壺状の瘤ができる。

全長：3～5.5m、最大 7m になる。

習性等：

- ・ 大きな河川の中流域で、比較的流速があって、水の澄んでいるような環境に生息し、中州などで日光浴をする。主に、魚を捕まえて食べている。
- ・ 岸辺の砂を掘って、長径が 8cm ほどの大きな卵を 40 個前後産む。
- ・ 生息環境の破壊などによって、数が減少しており、インド政府などによって保護されている。
- ・ 飼育記録、28 年 9 ヶ月。

(2) 保定方法とマイクロチップの埋込み

ア 保定の方法

A 器具を使用しない保定法

50cm 以下の個体であれば、まず頸部を押さえ、口輪をしてから片手で頸、他方の手で左右の後肢を持ち、床に押し付けて保定する。

B 器具を使用した保定法

大きな個体を保定する場合、キャッチャーポールで片方の前肢後方と頸部をたすきがけにして、ワニの大きさに合わせた細長い保定箱（前後および上の部分は開閉可能）に収容する。キャッチャーポールで保定を続け、口輪をする。

C 特に注意すべき事項

マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、原則的には麻酔は要らない。全て作業に当たり、保定者は皮手袋・ヘルメットを装着する。

D 麻酔法

大きく成長した個体では、筋肉麻酔（メデトミジン $100\mu\text{g/kg}$ +ケタミン 10mg/kg ）を吹き矢で投与する。30～60 分でマイクロチップ埋込みができるほどに不動化する。覚醒に際しては、保温パットを使用し、体温の低下に気をつける。拮抗薬であるアチパメゾール $500\mu\text{g/kg}$ を投与後も覚醒効果は顕著でないが、術後 2 時間ほどで正常の反応に戻る。

イ マイクロチップの埋込みの方法

A 埋込みの部位

頸鱗板（Nuchal cluster、頸部背面にある突起）の前の皮下（左側）

B マイクロチップ埋込みの実際

術部をイソジン綿か 70%アルコール綿で消毒し、埋込み器の針を上記の皮下に穿刺しマイクロチップを埋込む。マイクロチップの脱落を防ぐために、皮膚の穿刺痕に外科用接着剤を塗布し、外用散剤を散布する。

参考資料 1 :

特定外来生物・特定(危険)動物におけるマイクロチップ埋込みのための 麻酔法・保定器具

ア 哺乳類の麻酔・保定器具

(1) 麻酔

マイクロチップ埋込み作業は、動物がしっかり保定できるなら短時間で処置が可能である。しかし、飼育下といえども野生動物はイヌやネコ等のペットと異なり、一般に人に触られることをいやがるばかりでなく、触られることが大きなストレスとなる。野生の性質を大きく残している個体では、手によるハンドリングが不可能な場合が多い。

玉網やスクイズ・ケージなどを用いて捕獲し、物理的に保定できる動物種もあるが、保定者にある程度の熟練が必要である。鋭い歯や爪、強力な力を備えている種も多く、油断すると作業に携わるスタッフが思わぬ外傷を受けかねず、人と動物の共通感染症に感染する危険もある。保定対象の動物の能力について熟知するとともに、作業に細心の注意を必要とする。

前述のように、マイクロチップの埋込み自体は短時間で行うことができるので、短時間、化学的な保定をおこなうことも、人と動物双方に安全であることから選択肢の一つとなる。

化学的保定には注射によるものと吸入によるものがある。

注射による化学的保定は原則として筋肉内に投与する。玉網で捕獲した動物の筋肉の厚い部位に投与するが、一般に臀部が好まれる。吹き矢や麻酔銃が用意できるなら、動物の捕獲作業が容易になる。

吸入による化学的保定では、麻酔箱を導入に使い、マスクで維持する。しかし、いつでも気管挿管できる準備を整えておく。小動物では動物が収容されたケージをそのまま麻酔箱に収容する。動物が興奮することなく麻酔導入を行えるためメリットが大きい。吸入麻酔薬としてハロセンやイソフルランが効果的である。

麻酔の管理は、定法にしたがう。リスやマングースのような小型種は代謝率が高いため、麻酔中の体温低下に注意する。保温パッドなどを用い、動物の周囲環境の温度を保つ。

注射麻酔に使われる薬剤と投与量について動物種別に下記する。短時間で効果が発現し、麻酔の深度が調節でき、拮抗薬が存在し麻酔時間も調節できる薬剤が好ましい。捕獲時に動物を興奮させると通常の投与量では効果が現れず、肺充血や過呼吸など不測の事態を招くことがある。

フクロギツネ〈ポッサム〉

ケタミン30mg/kg + キシラジン6mg/kg 筋注

中型サル〈タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル〉

ケタミン10～15mg/kg 筋注

ケタミン5～15mg/kg + ジアゼパム1mg/kg 筋注

ケタミン5～7.5mg/kg + メデトミジン0.033～0.075mg/kg 筋注

大型サル類〈ゴリラ、オランウータン、チンパンジー〉

ケタミン 6.0～8.0mg/kg 筋注

ケタミン 1.0mg/kg + メデトミジン 0.03～0.04mg/kg 筋注

比較的大型のイヌ類〈ジャッカル、コヨーテ、オオカミ、ドール〉

ケタミン 10mg/kg + キシラジン 2.0mg/kg 筋注

ケタミン 2mg/kg + メデトミジン 0.04mg/kg 筋注

クマ類〈ヒグマ、ツキノワグマ〉

ケタミン 10mg/kg 筋注

ケタミン 10mg/kg + キシラジン 5～10mg/kg 筋注

ケタミン 2.5mg/kg + メデトミジン 0.03mg/kg 筋注

メデトミジンの併用で覚醒遅延が起きたという報告もある。

アライグマ〈アライグマ、カニクイアライグマ〉

ケタミン 10～30mg/kg 筋注

ケタミン 10mg/kg 筋注 + ジアゼパム 0.5mg/kg 筋注

ケタミン 2.5～5mg/kg 筋注 + メデトミジン 0.025～0.050mg/kg 筋注

マングース〈ジャワマングース〉

ケタミン 15mg/kg 筋注

ケタミン 15mg/kg 筋注 + ジアゼパム 0.1mg/kg 筋注

ケタミン 5mg/kg 筋注 + メデトミジン 100mg/kg 筋注

中型ネコ類〈ジャングルキャット、オセロット、オオヤマネコ〉

ケタミン 5～10mg/kg 筋注

ケタミン 3.0～5.0mg/kg + キシラジン 3～5.0mg/kg 筋注

大型ネコ類〈ライオン、ジャガー、ヒョウ、トラ、チーター〉

ケタミン 10mg/kg 筋注

ケタミン 2.0～3.0mg/kg + キシラジン 1.0～2.0mg/kg 筋注

ケタミン 2.0～4.0mg/kg + メデトミジン 0.06～0.08mg/kg 筋注

キシラジン・メデトミジン投与後、10～15 分間静かな部屋に放置してケタミンを投与すると良好な麻酔効果が得られる。

ゾウ〈アフリカゾウ、アジアゾウ〉

キシラジンを成獣に 200～600mg/頭、幼獣（1～5 歳）には 20～160mg/頭、筋注

完全な不動化状態を得るには塩酸エトルフィンなどのオピオイドを使用する。

サイ〈ジャワサイ、クロサイ〉

完全な不動化状態を得るには塩酸エトルフィンなどのオピオイドを使用する。

クロサイ：エトルフィンを 1 頭あたり 0.5～0.85mg 筋注

シロサイ：エトルフィンを 1 頭あたり 1～2mg 筋注

インドサイ：エトルフィンを 1 頭あたり 0.5～1.5mg 筋注

小型シカ〈キョン：体重 10～16kg〉

ケタミン 2.7～18.7mg/kg + キシラジン 0.5～23mg/kg 筋注

ケタミン 0.8～3.2mg/kg + メデトミジン 0.05～0.1mg/kg 筋注

中型偶蹄類〈シカ〉

キシラジン 0.5～23mg/kg + ケタミン 2.7～18.7mg/kg 筋注

メデトミジン 0.05～0.1mg/kg + ケタミン 0.8～3.2mg/kg 筋注

大型偶蹄類

カバ：塩酸エトルフィン4～8mg/頭、キリン：2.5～3.5mg/頭、バイソン2～5mg/頭。

拮抗剤のジプレノルフィン塩酸エトルフィンの2倍量を静脈内投与する。

キリン：キシラジン0.5mg/kgあるいはメデトミジン100 μ g/kg筋注で鎮静。

リス（クリハラリス、タイワンリス、トウブハイイロリス）

ケタミン20～100mg/kg 筋注 + ジアゼパム2～8mg/kg 筋注又は腹腔内

ケタミン40～100mg/kg 筋注 + メデトミジン0.25～1.0mg/kg 腹腔内

ヌートリア

ケタミン20～100mg/kg + ジアゼパム2～8mg/kg 筋注

ケタミン40～100mg/kg + メデトミジン0.25～1.0mg/kg 筋注

ハリネズミ

麻酔ボックスに動物を収容し、イソフルラン5%で導入、2%で維持する。

術後、5分間は酸素吸入を行って覚醒を促す。

(2) 保定器具

①スクイズ・ケージ（狭め檻）

可動性の横壁を動かして動物の動きを封じる特殊なケージである。壁を動かす動力に人力と電動とがある。実験用サルに使われる小型スクイズ・ケージから、ライオンやトラに使われる中型スクイズ・ケージ、ゾウに使われる油圧式大型スクイズ・ケージなどがある。

小～中型のスクイズ・ケージは人力のほうが動物を押さえる力加減を調節しやすい。足や尾を巻き込まないように注意して可動壁を動かす。大型のスクイズ・ケージはゾウの動きを封じることができるほど強力なため、押さえすぎて動物が過度に圧迫されることがないように注意する。



【スクイズ・ケージ】



【小動物用スクイズ・ケージ】

②スネア（キャッチャーポール）

管状の柄先に輪があり、動物の前肢など体の一部を輪にかけ、輪を縮めて動物の動きを

封じる道具である。首にかけた場合、窒息しないように注意が必要である。

③玉網

いろいろな動物の捕獲に利用できる。捕獲する動物種に応じた輪の大きさ、網の材質、編み目の大きさ、柄の材質や長さなどを選ぶ。小型哺乳類には釣具店で売られているものが代用できる。中型以上の哺乳類では、漁網店などへオーダーメイドで注文する。

網の深さは網で動物を捕獲後、折り返すことができる長さのあることが望ましい。網を折り返して、網ごと動物を床面に押さえることで、そのまま動物の動きを封じることができる。



【玉網】

④捕獣網

大きさが 5～10m×2m ほどの長方形の網で、動物を絡め捕るときに使用する。網の材質、網全体の大きさ、網目の大きさなどを取り扱う漁網店に注文することができる。

⑤楯

作業する人が安全に動物を所定の場所に誘導するために使用する。ベニヤ板やアクリル板で自作できる。アクリル板は透明なため動物の動きを容易に見ることができるが、傷つきやすい。

⑥革手袋

動物の捕獲には必ず革手袋をはめておこなう。いろいろな革手袋が市販されている。動物種によっては革手袋を簡単に通り抜ける鋭い歯をもっているので、革手袋着用も万全ではない。細かな金属メッシュでできた手袋も市販されている。

イ 爬虫類の麻酔と保定器具

(1) 麻酔

注射麻酔をするための保定時間で、マイクロチップを埋込むことが可能である。また、注射麻酔は一部を除いて覚醒までの時間が長いことが欠点である。つまり、マイクロチップを埋込むために爬虫類を麻酔する必要はない。一方、一般に爬虫類で吸入麻酔を行う際、気管挿管や補助換気が必要であり、ここで扱う危険な爬虫類は術者に非常にリスクとなる。そのため、ここでは、注射麻酔の例示にとどめる。なお、爬虫類の麻酔および術後は、代謝機能を低下させないため、直接あるいはプラスチック容器越しに保温パネルで保温する必要がある。

表 1 スマガメ類の麻酔

表 2 ヘビ類の麻酔

表 3 大型トカゲの麻酔

表 4 ワニ類の麻酔

表1. ヌマガメ類の麻酔

薬剤名	薬用量	備 考
ケタミン	20-60mg/kg 皮下注、筋注	鎮静（導入30分／覚醒24時間以上／脱水等で危険あり）
ケタミン (K) ＋ ブトルファノール (B)	K10-30mg/kg ＋ B0.5-1.5mg/kg 筋注	小手術（甲羅の治療）
ケタミン (K) ＋ ジアゼパム (D)	K10-30mg/kg ＋ B0.5-1.5mg/kg 筋注	麻酔（筋弛緩）
ケタミン (K) ＋ メデトミジン (M)	K10-20mg/kg筋注＋ M0.15-0.30mg/kg 筋注、静注	ヌマガメ類（淡水産）
アチパメゾール	メデトミジン投与量の5倍 筋注、静注	メデトミジンの拮抗薬
ミダゾラム (M)	2mg/kg 筋注	前麻酔（カミツキガメに効果的）
ケタミン (K) ＋ ミダゾラム (M)	K20-40mg/kg ＋ M>2mg/kg 筋注	鎮静（筋弛緩）
プロポフォール	12-15mg/kg 静注 （低用量5-10mg/kg静注の使用がよい。）	早くて円滑な導入／ほとんどの種に15-25分間の麻酔と保定／急速で興奮のない覚醒

表2. ヘビ類の麻酔

薬剤名	薬用量	備 考
ケタミン	20-60mg/kg 皮下注、筋注	鎮静（導入30分／覚醒2-24時間）
ケタミン (K) ＋ メデトミジン (M)	K10mg/kg筋注＋ M0.1-0.3mg/kg 筋注、静注	
アチパメゾール	メデトミジン投与量の5倍 筋注、静注	メデトミジンの拮抗薬
ケタミン (K) ＋ ブトルファノール (B)	K10-30mg/kg ＋ B>1.5mg/kg 筋注	良好な筋弛緩を伴った麻酔
ケタミン (K) ＋ ジアゼパム (D)	K10-30mg/kg ＋ D0.2-1.0mg/kg 筋注	良好な筋弛緩を伴った麻酔

表3. 大型トカゲの麻酔

薬剤名	薬用量	備 考
ケタミン (K) ＋ メデトミジン (M)	K5-10mg/kg ＋ M0.1-0.15mg/kg 筋注	
アチパメゾール	メデトミジン投与量の5倍 筋注、静注	メデトミジンの拮抗薬

表4. ワニ類の麻酔

薬剤名	薬用量	備 考
ケタミン (K) ＋ メデトミジン (M)	K5-10mg/kg ＋ M0.1-0.15mg/kg 筋注 K10-15mg/kg ＋ M0.15-0.25mg/kg 筋注	成獣 亜成獣
ケタミン	20-40mg/kg 皮下注、筋注、体腔内 40-80mg/kg	鎮静（導入30-60分以内／覚醒1-数日後）麻酔
メデトミジン	0.15mg/kg 筋注	鎮静／不完全な不動化／徐脈、呼吸緩徐
アチパメゾール	メデトミジン投与量の5倍 筋注、静注	メデトミジンの拮抗薬

(2) 保定器具

①把持器 (Tong)

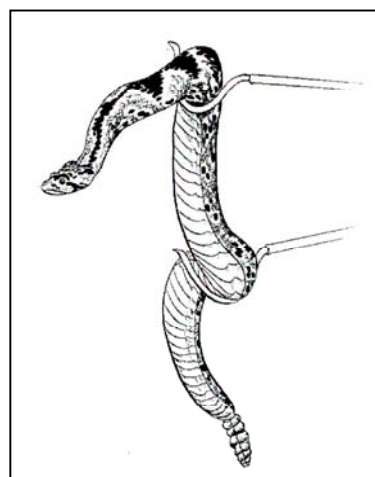
原理は植木の高枝バサミと同じように遠隔操作ができる鉗子である。ヘビの首を鉗子部分で挟んで噛まれることなく安全に保定できる。しかし、ヘビの力が強いと、頸部を脱臼することがあるので、操作に注意が必要。



【把持器 (Tong)】

②スネークフック

金属製の鉤状をしたヘビを取り扱う器具である。ヘビの身体を持ち上げたり、頸を押さえることに使用する。首を押さえる場合、力加減に注意が必要。



【スネークフック】

③玉網

ヘビやトカゲをトンボ捕りのように網ですくう保定具である。網は深めのほうがよく、網を絞りながらヘビやトカゲを確実に動けなくして保定できる。保定するヘビ・トカゲの大きさに合わせて、玉網の強度や直径を大きくする必要がある。一般の釣具店で販売されているもので十分である。長い柄の玉網であれば、遠くにいる攻撃的なヘビでも安全に捕獲して、保定が可能である。

④スネア (キャッチャーポール)

本来は哺乳類の前肢をたすきがけにして保定する道具である。金属棒の先に、スチールワイヤーの輪が付いており、手元のワイヤーを引いて輪を絞めてワニの動きを制限する。



【スネア (キャッチャーポール)】

⑤保定箱

ワニの大きさに合わせた細長い保定箱で、前後および上の部分は開閉可能な構造をしたもの。

ウ 鳥類の麻酔と保定器具

(1) 麻酔

本文で言及する種類を含めて、鳥類にマイクロチップを埋込むために麻酔は必要ではない。しかし、保定までに追い回すとキャプチャーミオパシーを引き起こすことがある。そのため、事前に鎮静剤を投与し、保定のストレスを減少させてマイクロチップを埋込むことは意味がある。そのため、ここではマイクロチップの埋込みできる麻酔法を例示する。なお、鳥類は覚醒時に盲目的に頭部を振るため、頭部挫傷を防ぐ必要があり、首の動きがしっかりするまでは、鳥類の身体の動きを補助しなければならない。

一方、鳥類に最も適した麻酔はイソフルランを用いた吸入麻酔であり、導入も覚醒も安全性が高い。しかし、他の麻酔薬と同様に麻酔中に嘔吐することがあるため、麻酔前に半日の絶食・絶水が必要である。そのほか、高濃度を維持した場合、呼吸停止が起こる。

表 5 走鳥類の麻酔

表 6 猛禽類の麻酔

(2) 保定器具

①玉網

鳥をトンボ捕りのように網ですくう保定具である。網は深めのほうがよく、網を絞りながら鳥を確実に動けなくして保定できる。保定する鳥の大きさに合わせて、玉網の直径を大きくする必要がある。一般の釣具店で販売されているもので十分である。走鳥類、猛禽類は力があるため、より強固な玉網が必要である。

②目隠し

保定時に鳥を落ち着かせるためには、目を覆って暗くすると非常に効果的に落ち着かせることができる。靴下を頭に被せてもいいし、手で目を隠しても良い。

③保定檻

ヒクイドリの保定に用いる。保定檻のサイズは両側の高さで奥行きが 115cm で前が 50cm で後が 67cm の幅である。ヒクイドリの外傷防止のため、保定檻はスポンジなどで裏打ちしたほうが良い。また、保定にあたっては柔らかいスポンジを裏打ちした 10mm 以上の合板を使って、3 人以上で飼育施設の片隅に追い詰めるとよい。

表5. 走鳥類の麻酔

	薬用量	備 考
アザペロン	0.73mg/kg 筋注 1mg/kg 静注 1-4mg/kg 筋注	鎮静（走鳥類） 前麻酔（ダチョウ） 鎮静（ダチョウ）
ジアゼパム	5mg/kg 経口投与 5mg/kg 静注	起立鎮静（ダチョウ） 鎮静（レア/ダチョウ）
ケタミン	11.1mg/kg 筋注	ダチョウ
ケタミン（K） ＋ メデトミジン（M）	K2mg/kg + M0.08mg/kg 筋注	ダチョウ/鎮静
アチパメゾール	0.4mg/kg 1/2 静注、1/2 皮下注	ダチョウ
チレタミン/ゾラゼパム	2-12mg/kg 筋注	ダチョウ（成鳥）の導入、短時間の処置に。飼育下のものには3-5mg/kg、野生のものには5mg/kgが推奨される。
キシラジン	0.2-1.0mg/kg 筋注 1.0-2.2mg/kg 筋注、静注	穏やかな鎮静 著な鎮静 顕
イソフルラン	0.5-4.0%（一般的に1.5-2.0%） 3-5%	ダチョウ/麻酔前投薬後の使用時 ダチョウ/イソフルランのみで使用

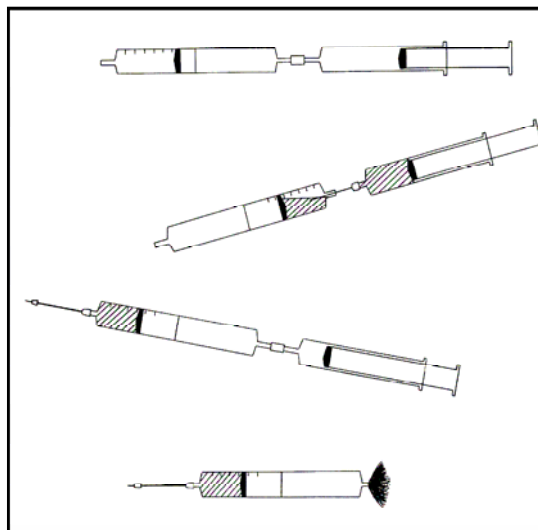
表6. 猛禽類の麻酔

薬剤名	薬用量	備 考
ケタミン	5-30mg/kg 皮下注、筋注 50-100mg/kg 経口投与	鎮静 逃げた鳥の捕獲の鎮静、30gの肉片に混ぜる。
ケタミン（K） ＋ ジアゼパム（D）	K3-8mg/kg + D0.5-1.0mg/kg 筋注	ワシ類、コンドル類
ケタミン（K） ＋ メデトミジン（M）	K3-5mg/kg + M0.05-0.1mg/kg 筋注	
メデトミジン（M）	0.15-0.35mg/kg 筋注	
アチパメゾール	メデトミジンの5倍量 筋注、静注	メデトミジンの拮抗作用/投与後3-10分で正向反射が回復
チレタミン/ゾラゼパム	10mg/kg 筋注 40-80mg/kg 経口投与	
キシラジン	1.0-2.2mg/kg 筋注、静注	
イソフルラン	3-5% 導入、1.5-2.5% 維持	

エ 麻酔のための吹き矢の使用法

A 吹き矢の道具

器具はブロウパイプ、吹き矢（吹き矢用の注射器・注射針、注射器の孔を塞ぐシール、テイルピース）、吹き矢と圧力用注射器を連結するコネクター、プッシュピンなどがありセットで市販されている。なお、ブロウパイプは日用雑貨の継ぎ目のないアルミニウム管で十分に代用できる。また、吹き矢用注射器・注射針は洗浄乾燥後にガス滅菌で再利用が可能である。



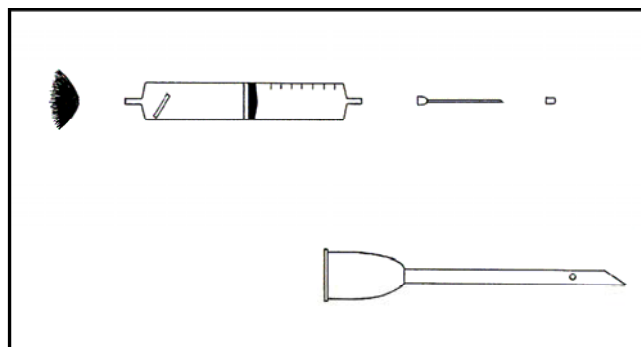
【投薬の準備作業】

B 吹き矢の仕組みと投薬の準備作業

吹き矢用注射器の構造は透明なプラスチック製で気室と薬液室に区切られている。気室と薬液室には各々1個の気室弁、薬液室弁が付属する。

まず、薬液を吹き矢に注入する。圧力用注射器と吹き矢の薬液室側をコネクターで連結し、薬液室弁を動かし、衛生的に薬液室に必要な容量を確保する。そして、下向きに注射器で薬液を充填し、シールした吹き矢用注射針で密封する。なお、密封部をテープで補強してもよい。

次に、気室に圧力をかける。圧力がかかったとき、気室弁が落下して通気孔を塞ぐように、薬室を上側に投薬器を持つ。圧力用注射器を気室側に連結し、気室の気圧を十分に高める。投薬器にテイルピースを付ける吹き矢が完成する。



【吹き矢の構造】

C 吹き矢の発射方法

ブロウパイプの吹き口から投薬器を装填し、プッシュピンで投薬器を少し中に押し込む。両手でブロウパイプを保持し、動物に向けて一吹きする。投与する部分は臀部、上腕部、肩甲部など筋肉の多い部位である。

D 吹き矢の清掃

動物に当たった吹き矢は薬液を出しても、空気の内圧がかかっている。吹き矢を清掃するためには、注射針やテイルピースを取り除き、プッシュピンを気室弁に当てて内圧を抜く。薬液室側にコネクターで洗浄用（水道水で十分）注射器を連結し、押引きして洗浄する。

E 特に注意すべき事項

初めて打つ場合は、段ボール箱に詰め物を入れて、試射をするなど威力を確かめる。吹き矢での投与は、動物が気付くと投与しにくいいため、物陰などに隠れて動物に気付かれないように発射する。

参考資料 2 :

マイクロチップについて

I マニュアル作成の経緯

1 法令による個体識別義務

近年国内では、動物の個体識別方法としてのマイクロチップの使用が、動物園で展示等されている動物をはじめとして、犬、ねこ、その他のペット動物にも幅広く使用され始めている。

このような背景を踏まえ、既に施行されている狂犬病予防法に基づく「犬等の輸出入検疫規則」、そして平成 16 年に制定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」及び同法に基づく「省令、告示」や、平成 17 年に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」及び同法に基づく「制令、省令、告示」では、それぞれの法令で規定する動物について「マイクロチップ」による個体識別措置を行うよう、その動物の飼い主に義務づけられた。

2 マイクロチップ埋込みに関する獣医師の現状

(社)日本獣医師会及び(NPO)野生動物救護獣医師協会がそれぞれの会員獣医師を対象に行ったアンケート結果では、マイクロチップの埋込み及び確認をする獣医師が全国的に不足しており、特定外来生物及び特定(危険)動物の飼養に係る許可の運用が困難な状況が認められた。

3 マイクロチップ埋込み技術講習会

この状況を踏まえ、環境省では(社)日本獣医師会及び(社)日本動物園水族館協会並びに(NPO)野生動物救護獣医師協会の協力を得て、全国各地でマイクロチップ埋込み技術講習会を開催することとし、その講習会の教材としてこのマニュアルを作成した。

II マイクロチップとは、どのようなものか

1 マイクロチップとは

- (1) 動物の個体識別等を目的とした電子標識器具である。
- (2) それぞれ固有の番号(15 桁)を書き込んだ超小型集積回路(IC)が封入されている。
- (3) マイクロチップには、名札のように動物の体表に装着する方式、豚の耳標のように体表に付着させる方式、動物の体内に直接埋めこむ方式等がある。通常、専用の使い捨てタイプ埋込器で動物の皮下に埋め込んで使用するのが一般的である。
- (4) それぞれのマイクロチップには唯一の番号が記録されており、読取器(リーダー)から発信される電波によって番号を読み取り、個体識別を行う。
- (5) 内部は IC 及び電磁コイルから構成され、これらを生体適合ガラス(鉛を含まないガラス)で完全に封入してある。

2 大きさ、形状と材質

直径 2mm、全長 11～13mm の円筒形で、全表面は生体適合ガラスで覆われている。表面に微細な凹凸をつける特殊なコーティングを施す等の処置をとって、生体組織内での移動を最小限にとどめるようにしている製品もある。両端は丸く処理されている。

3 安全性と耐久性

少なくとも、その動物の生涯にわたり使用可能となるよう設計されている。本格的な普及から 10 年程度であるが、現在に至るまで故障、外部からの衝撃による破損事故等は報告されていない。

マイクロチップの表面材質は生体適合ガラスを使用しているため、埋込みによる副作用はほとんど報告されていない。

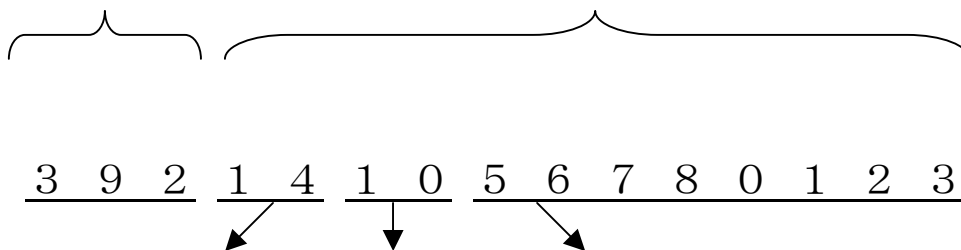


Ⅲ データコード例

登録番号：3 9 2 1 4 1 0 5 6 7 8 0 1 2 3 の場合

①国コード

② National ID Code



(動物コード)

(販売会社コード)

(個体識別番号)

ペット動物 1 4

1 0 → 富士平工業

3 0 → 共立商会

8 0 → 大日本住友製薬

また、同時に、①部分に製造者コードが入っているマイクロチップも流通しているのが現状である。例えば、サージミヤワキ（株）社が輸入販売するトローバン社製 ISO 規格マイクロチップは国コードの位置に ICAR が承認したトローバン社製の製造者コード「9 6 8」が記録されている。

IV マイクロチップの埋込み

マイクロチップには、前述のとおり動物の体内に直接埋込む方式の他、牛の耳標のように動物の体表に装着させる方式等があり、その装着の有無が直接視認できる利点があるが、脱落の可能性等もあるため、個体識別の確実性を期すには不都合な面もある。

また、外観的に受け入れられない場合もあることから、ペット動物における個体識別は諸外国等においても、脱落が少なく、取り外しも困難な、体内埋込み方式が利用されることが多い。

1 埋込み器(インジェクター、インプランター等)

専用の使い捨てタイプ。形状は各メーカーにより異なる。マイクロチップはあらかじめ、針内に装填されていることが多い。（針の太さは12 ゲージ前後である。）



【日本で流通しているマイクロチップの埋込器】

2 施術者

獣医師など

3 埋込み部位

犬やねこなどについては、背部肩甲骨左側（正中線よりやや左側）の皮下への埋込みが一般的である。

（注）：マイクロチップの埋込み場所については、世界小動物獣医師会や米国ブロンクス動物園が提唱した国際勧告案で、それぞれ埋込み部位を示している。また、各法令等で定められている場合はそれに従う。

4 埋込み時期

マイクロチップの埋込みは、通常、犬では生後約2 週齢頃、ねこでは生後4 週齢頃から可能であると言われているが、動物種、個体差等を考慮すべきであり、獣医師等が判断して埋込み時期を決定する。（ある程度の大きさが必要であるが、ハムスター等小型動物への埋込みも可能といわれている。）

5 埋込み方法

- ①埋込み前にマイクロチップの個体識別番号（データコード）が読み取れること等を確認する。

マイクロチップは、埋込み前に必ず番号を読み取って正常に作動すること、読み取ったマイクロチップの番号が添付文書の番号と同一であることを確認すること。

- ②埋込み部位の消毒を適切に行う。

- ③正しい位置に埋込む。

マイクロチップが埋込み部位から脱落することを避けるために、皮下組織の所定の位置に埋込む。メーカーによっては、針の上に埋込み位置のマークがついているので、その位置まで針を注入して埋込み器を操作する。埋込みが不十分だとマイクロチップが脱落する可能性がある。

また、注入した針先はかき回さず、マイクロチップを針から押し出すときには、動物が動かないように注意する。

飛び出し防止のために、埋込み部位を外科用瞬間接着剤等で処置することが望ましい。

- ④針先を不用意に動かさない。

埋込み部位は一般に皮下であるが、筋肉内に埋込む場合は針先がナイフ状になっているため、針先を不用意に動かさず、まっすぐに入れてそのまま抜く。

- ⑤埋込み後にリーダーで読み取りの確認をする。

6 飼主への説明（インフォームド・コンセント）

獣医師がペット動物にマイクロチップを埋め込む場合は、次に示すような項目について説明することが望ましいとされている。

①目的と効果

- 1) 迷子として発見されたペットについて、身元が確認でき、飼主がわかる。
- 2) 災害・盗難など、緊急時の確実な身元証明ができる。
- 3) 捨て犬・捨てねこを防ぎ、人とペットのより良い社会的関係の形成に貢献する。
- 4) 集合住宅などで飼う際に共生のためのルールや条件として活用することにより、動物によるトラブルが解決しやすくなる。

＊ 以上のことによりペットの生命を守り、安心して共に暮らすことができる。

（注1）：マイクロチップの埋込みと狂犬病予防法に基づく登録とは異なるものであること。

（注2）：マイクロチップはGPS（衛星利用測位システム）などとは異なり、動物の位置や存在を示すものではないこと。

②痛み及び副作用

通常の皮下注射に比べると、やや針が太い印象であるが、一瞬で埋込みできるため、動物に明らかに苦痛を与えるようなことはない。またマイクロチップの表面材質は生体適合ガラスを使用しているため、埋込みによる副作用はほとんど報告されていない。

③リーダーを保有している場所

- ・マイクロチップの埋込みを行っている動物病院
- ・地方自治体の動物愛護相談センター等
- ・環境省地方環境事務所等

④データ管理

- ・現在、ペット動物については、データ管理団体(AIPO等)が行っていることから、必要に応じて登録手続きを行うことになる。
- ・なお、特定外来生物法に基づく特定外来生物の飼養等許可に係るデータ管理については、環境省自然環境局野生生物課等が行う。
- ・動愛法に基づく特定（危険）動物の登録等については、それぞれの地方自治体が行う。

⑤保定方法としての麻酔

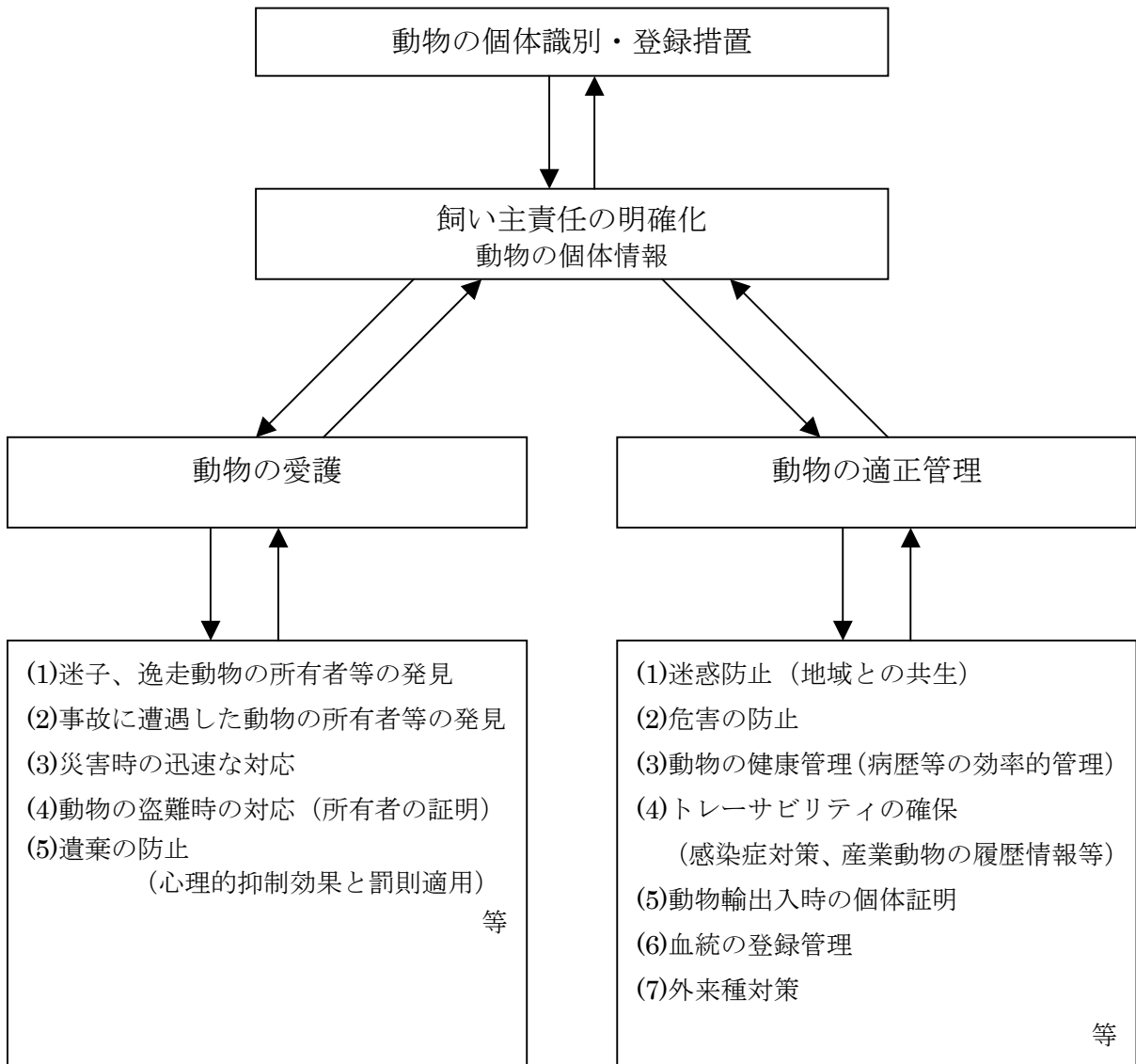
マイクロチップの埋込み処置は短時間で終了するため、原則的には深い麻酔は必要がないが、麻酔は動物個体に全く影響が無いとは言い切れない場合もある。

このことをふまえ、特定外来生物・特定（危険）動物の飼育を継続するために必要な措置であることを、飼主に対して十分な説明を行うことが重要である。

また、埋込み時の保定に際し、動物個体の損傷の危険性についても併せて説明を行うことも必要である。

< 参考 >

個体識別の目的と効果



V 日本で販売されているマイクロチップリーダー

1 リーダー

メーカー	日本での 販売会社	製 品 名		想定対象動物 (小動物・動物園)	想定設置施設
アビッド社	共立商会株式会社	AVIDミニトラックーII		小動物	動物病院、動物検疫所、牧場
		AVID棒状リーダー		危険動物、水棲動物	動物愛護センター
		AVIDパワートラッカーVI		小動物、動物園、野生生物	動物園、動物検疫所、動物愛護センター
データマース社	富士平工業株式会社	アイマックス (iMAX)		小動物、畜産動物 動物園、水産動物	動物病院、動物愛護センター、 動物検疫所、牧場、学校
		マルチリーダー (ISOMAXIV)		小動物、畜産動物、動物園、水産動物	大学動物病院、動物愛護センター、 動物検疫所、牧場、水産研究センター、
		スティックリーダー		小動物、畜産動物、動物園、水産動物	動物関係事務所
		据置き型リーダー		小動物、畜産動物 動物園	動物保護管理センター、動物検疫所
トロバン社	サージミヤワキ株式会社	ポケットリーダー		小動物 (犬、猫、サンショウウオ、海カメなど)	小動物病院、環境アセスメント会社、 コンパニオンアニマルのブリーダー、
		マルチリーダー		小動物、動物園、野生生物	動物園、ブリーダー
デジタルエンジェル社	アニマルサイエンス部 大日本住友製薬株式会社	ポケットリーダー (体温測定機能付)		小動物、馬	動物病院、動物保護管理センター、 動物検疫所、大学、地方自治体、 実験動物会社
		ウォークスルーリーダー		小動物	動物保護管理センター等

本体価格 (税込)	読取可能な MCの規格	大きさ	重さ	読取距離※	特 徴
31,500円	ISO規格 FECAVA規格 アビッド社オリジナル規格	180×60×22	220	80mm～ 100mm	小型、軽量 読取可能な規格が多い。
131,250円	ISO規格 FECAVA規格 アビッド社オリジナル規格	180×60×22 (本体部分)	227	80mm～ 100mm	棒の先端にアンテナがあるため、遠くからでも読 み取り可能。棒状部分・アンテナとも完全防水なの で、魚などは水槽の中にアンテナを入れて読み取 ることが可能。 読取可能な規格が多い。
189,000円	ISO規格 FECAVA規格 アビッド社オリジナル規格 トロローバン社オリジナル規格	210X150X90	790	80mm～ 100mm	読取可能な規格が多い。 パソコンにデータが転送できる。
36,750円	ISO規格 FECAVA規格	300×124×44	360g	100mm	小型、軽量。パソコンにデータが転送できる。 (専用接続コード 別売)
126,000円	ISO規格 FECAVA規格 トロローバン社オリジナル規格	330×160×40	534g	150mm	アイマックスより読取り距離が長く、範囲が広い。 読取可能な規格が多い。パソコンにメモリされた データ(ID・日時)が転送できる。
147,000円	ISO規格 FECAVA規格 トロローバン社オリジナル規格	スティック部： 800×18φ リーダー部： 300×124×45	640g	20mm～ 70mm	スティックの先端のアンテナをケージの中に挿入 できるので、動物を出さずに読取りができる。読 取可能な規格が多い。
約800,000円 (税別基本価格、仕 様により異なる)	ISO規格	仕様により異なる	仕様により 異なる	300×左右 ＝600mm	専用設計。無人読取り対応、システム化、無線通 信など各種対応が可能
41,790円	ISO規格 FECAVA規格 トロローバン社オリジナル規格	125×65×25	160g	50mm	小型、軽量。読取可能な規格が多い。パソコンへ のワイヤレスデータ転送が可能。読取データ記録 (個体番号＋読取日時で2010データ)
141,750円	ISO規格 FECAVA規格 トロローバン社オリジナル規格	170×140×125	480g	200mm	読み取り可能な規格が多い。パソコンへのワイヤ およびワイヤレスでのデータ転送が可能。ポケット リーダーに比べ読み取り距離が長く、範囲も広い。 読取データ記録(個体番号＋読取日時で2000 データ)
36,750円	ISO規格 FECAVA規格	170×80×32	308g	50～100mm	体温測定機能付。小型、軽量。バックライト付き液晶 表示。単4アルカリ電池×4で使用。自動電源オフ 機能。電子カルテとの連携可能。
約800,000円 (税別基本価格、仕 様により異なる)	仕様により異なる	仕様により異なる	仕様により 異なる	300×左右 ＝600mm	多機能・PCとの連携

※各メーカーの発表数値(注入前のマイクロチップで計測)

2 リーダーの取扱い

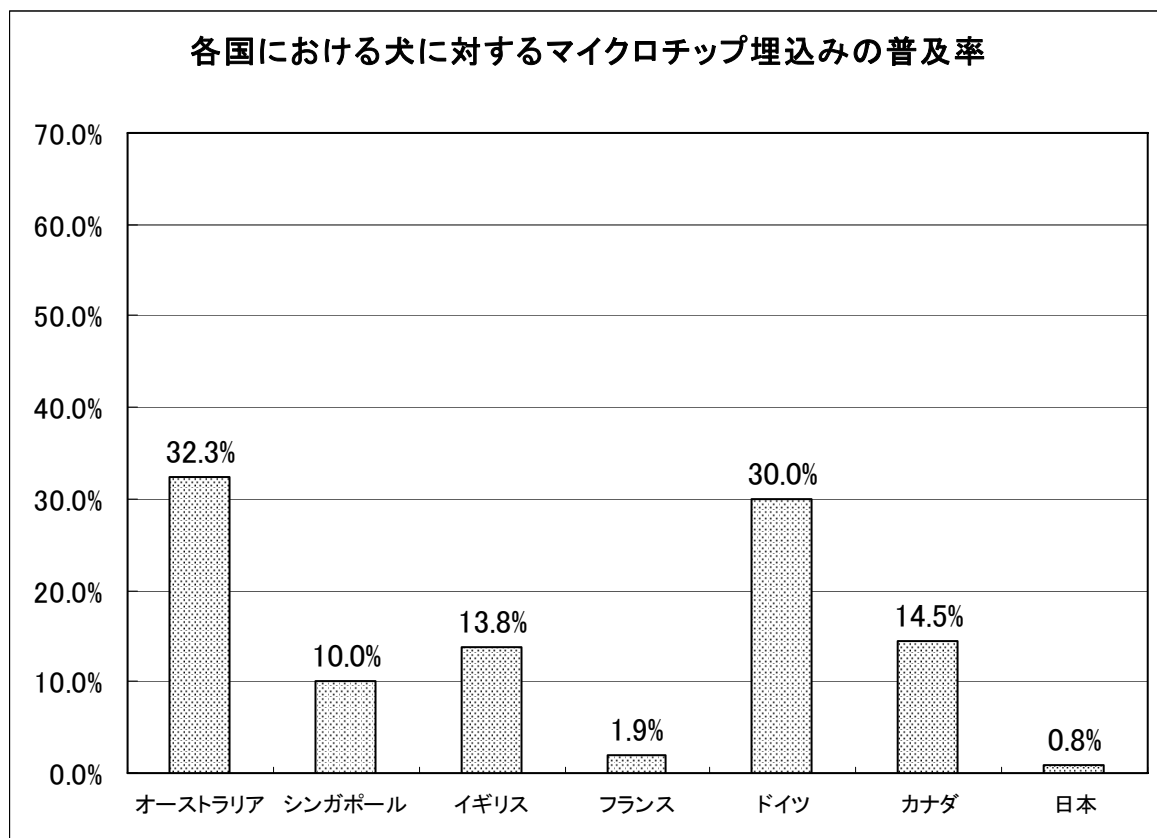
リーダーは、動物の身体に対して水平に当てるようにする。読取りが困難な場合、マイクロチップが動物の身体の中で移動している場合があるため、リーダーの角度を微妙に変えて読取るようにする。また、それでも読取れない場合、マイクロチップが脱落や故障している可能性があるため、小動物等では必要に応じてレントゲン撮影で確認する。

VI 諸外国における個体登録措置の普及状況

諸外国における犬の個体登録措置及びマイクロチップの普及状況は、次のとおりである。

国名	法的規制の有無	飼養頭数	個体識別手段	マイクロチップの普及状況
オーストラリア	あり (州によって異なる)	310 万頭	鑑札、入墨、 マイクロチップなど	100 万頭
シンガポール	あり	3 万頭	入墨、マイクロチップ	3 千頭
イギリス	なし	665 万頭	—	92 万頭
フランス	あり	800 万頭	入墨、マイクロチップ	15 万頭
ドイツ	なし	500 万頭	—	150 万頭
カナダ	あり (州等によって異なる)	380 万頭	入墨、マイクロチップなど	※55 万頭

※印：デジタル・エンジェル社の製品のみを計上



※印：デジタル・エンジェル社の製品のみを計上

出典：マイクロチップ販売会社（大日本住友製薬、富士平工業・共立製薬、共立商会、サージミヤワキ）資料

参考資料 3 :

関係法令

ア 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の概要

(1) 外来生物法による規制の概要

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号、以下「外来生物法」という。）は、平成 16 年 6 月 2 日に公布され、平成 17 年 6 月 1 日から施行された。

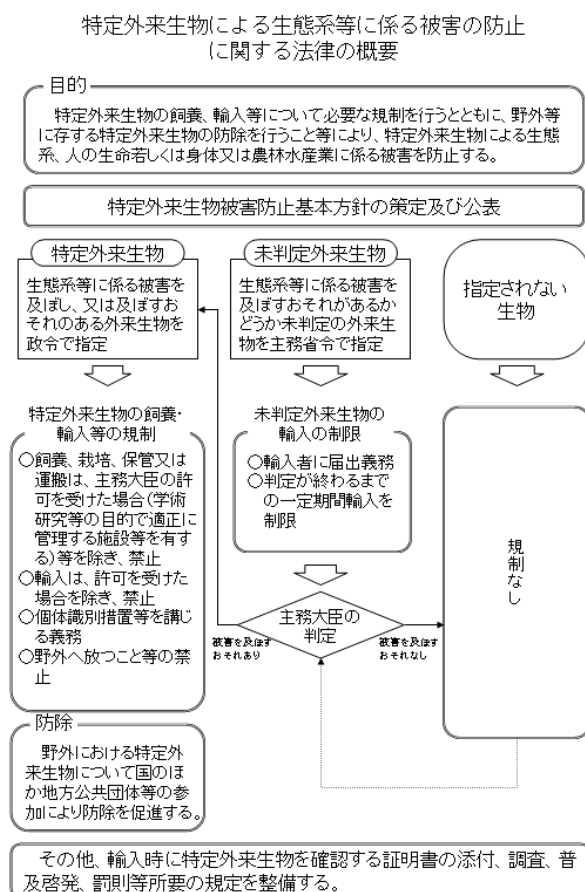
この外来生物法では、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物に指定し、その飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入、売買や譲渡などの譲渡し等を禁止し、これらの行為を実施するには、事前に、主務大臣による飼養等の許可を事前にて得ておかなければいけないこととなっている。この許可を得るには、学術研究、動物園等での展示、教育、生業の維持など主務省令で定める目的に該当し、かつ、外部に逃げ出すことのないような基準をみたす施設（特定飼養等施設という。）を有するなど特定外来生物の適切な取扱いができることが要件とされている。

外来生物法では、ペットなどの愛がん目的や観賞目的で、特定外来生物を新規に飼養等することは、許可されない。しかし、法律の施行時点で、既に愛がん・観賞目的で特定外来生物の飼養等をしている人もいることから、指定の際、現に飼養等していた個体に限り、特定飼養等施設を有するなど適切に取り扱えることなどの要件を満たせば、例外的に許可を得ることができ、当該個体の飼養等を継続することができる。また、哺乳類、鳥類、爬虫類に属する特定外来生物については、防除活動を円滑に進めるとの観点から、防除個体を引き取って継続的に飼養等することを目的とした、いわゆる「里親」としての飼養等も許可しうることとされた。ただし、この目的で飼養等する場合は、愛がん飼養等との区別を明確にすることから、特定飼養等施設を有していることなどに加え、定期的な主務大臣への飼養等の記録の報告、確実な繁殖制限措置の実施などを義務づけられることとなる。

なお、特定外来生物の指定の際、現に飼養等している場合については、施行の日から半年以内に許可申請書を提出すれば良いこととされている。

外来生物法では、国、地方公共団体、NPO など多様な主体によって、特定外来生物の防除を推進する枠組みも用意されている。飼養等の規制と防除の推進を車の両輪として、特定外来生物による被害の拡大や新たな被害の発生を防止するための取組を進めていくこととされている。

また、外来生物法のもう一つの特徴は、予防的な観点からの特定外来生物以外の外来生物についても輸入規制制度が設けられていることである。特定外来生物と生態的な特徴が似ている外来生物は未判定外来生物に指定され、輸入に際しては、主務大臣に届出を行い、その未判定外来生物が特定外来生物に該当するか否かについて主務大臣による判定結果が出るまで輸入することは禁止されている。また、特定外来生物、未判定外来生物及びこれらと外見的に似ている生物（種類名証明書の添付が必要な生物）を輸入する場合には、外国政府機関の発行した種類名証明書の添付が義務づけられているほか、輸入場所も成田国際空港など指定された空港に限定されている。



(表 1) 特定外来生物の内訳 (平成 18 年 2 月 1 日現在)

1. 動物

哺乳綱 Mammalia	フクロギツネ(<i>T. vulpecula</i>) エリナケウス属 (ハリネズミ属) の全種 <u>タイワンザル(<i>M. cyclopis</i>)</u> <u>カニクイザル(<i>M. fascicularis</i>)</u> <u>アカゲザル(<i>M. mulatta</i>)</u> <u>ヌートリア(<i>M. coypus</i>)</u> <u>クリハラリス (タイワンリス)</u> <u>(<i>C. erythraeus</i>)</u> <u>タイリクモモンガ(<i>P. volans</i>)</u> ただし、次のものを除く。 ・エゾモモンガ(<i>P. volans orii</i>) <u>トウブハイイロリス(<i>S. carolinensis</i>)</u> <u>キタリス(<i>S. vulgaris</i>)</u> ただし、次のものを除く。 ・エゾリス(<i>S. vulgaris orientis</i>) <u>マスクラット(<i>O. zibethicus</i>)</u> <u>アライグマ(<i>P. lotor</i>)</u> <u>カニクイアライグマ(<i>P. cancrivorus</i>)</u> <u>アメリカミンク(<i>M. vison</i>)</u> <u>ジャワマンダース(<i>H. javanicus</i>)</u> <u>アキシシジカ属の全種</u> <u>シカ属の全種</u> ただし、次のものを除く。 ・ホンシュウジカ (<i>C. nippon centralis</i>) ・ケラマジカ (<i>C. nippon keramae</i>) ・マゲシカ (<i>C. nippon mageshimae</i>) ・キュウシュウジカ (<i>C. nippon nippon</i>) ・ツシマジカ (<i>C. nippon pulchellus</i>) ・ヤクシカ (<i>C. nippon yakushimae</i>) ・エゾシカ (<i>C. nippon yesoensis</i>) <u>ダマシカ属の全種</u> <u>シブゾウ(<i>E. davidianus</i>)</u> <u>キョン(<i>M. reevesi</i>)</u>
鳥綱 Aves	ガビチョウ Laughing thrushes(<i>G. canorus</i>) カオジロガビチョウ(<i>G. sannio</i>) カオグロガビチョウ(<i>G. perspicillatus</i>) ソウシチョウ(<i>L. lutea</i>)
爬虫綱 Reptilia	<u>カミツキガメ(<i>C. serpentina</i>)</u> グリーンアノール(<i>A. carolinensis</i>) ブラウンアノール(<i>A. sagrei</i>) <u>ミナミオオガシラ (<i>B. irregularis</i>)</u> <u>タイワンスジオ(<i>E. taeniura friesi</i>)</u> <u>タイワンハブ(<i>P. mucrosquamatus</i>)</u>
両生綱 Amphibia	オオヒキガエル(<i>B. marinus</i>) キューバツツキガエル (キューバアマガエル) (<i>O. septentrionalis</i>) コキークヤスガエル(<i>E. coqui</i>) ウシガエル(<i>R. catesbeiana</i>) シロアゴガエル(<i>P. leucomystax</i>)
条鰭亜綱 (魚類) Osteichthyes	チャネルキャットフィッシュ(<i>I. punctatus</i>) ノーザンパイク (<i>E. lucius</i>) マスキーパイク (<i>E. masquinongy</i>) カダヤシ (<i>G. affinis</i>) ブルーギル(<i>L. macrochirus</i>) コクチバス(<i>M. dolomieu</i>) オオクチバス(<i>M. salmoides</i>) ストライプトバス (<i>M. saxatilis</i>) ホワイトバス (<i>M. chrysops</i>) ヨーロピアンパーチ (<i>P. fluviatilis</i>) パイクパーチ (<i>S. lucioperca</i>) ケツギョ (<i>S. chuatsi</i>) コウライケツギョ (<i>S. sherzeri</i>)

クモ綱 Arachnid	キョクトウサソリ科の全種 アトラクス属の全種 ハドロニケ属の全種 <i>L. reclusa</i> <i>L. laeta</i> <i>L. gaucho</i> ハイロゴケグモ(<i>L. geometricus</i>) セアカゴケグモ(<i>L. hasseltii</i>) クロゴケグモ(<i>L. mactans</i>) ジュウサンボシゴケグモ (<i>L. tredecimguttatus</i>)
甲殻類 Crustacea	アスタクス属の全種 ウチダザリガニ／タンカイザリガニ (シグナル クレイフィッシュ) (<i>P. leniusculus</i>) ラストィークレイフィッシュ(<i>O. rusticus</i>) ケラクス属の全種 モクズガニ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・モクズガニ(<i>E. japonica</i>)
昆虫綱 Insecta	テナガゴガネ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・ヤンバルテナガゴガネ(<i>C. jambar</i>) ヒアリ(<i>S. invicta</i>) アカカミアリ(<i>S. geminata</i>) アルゼンチンアリ (<i>L. humile</i>) コカミアリ (<i>W. auropunctata</i>)
軟体動物門 Mollusca	カワヒバリガイ属の全種 クワガガイ(<i>D. bugensis</i>) カワホトトギスガイ(<i>D. polymorpha</i>) ヤマヒタチオビ (オカヒタチオビ) (<i>E. rosea</i>)
扁形動物門 Platyhelminthes	ニューギニアヤリガタリクウズムシ (<i>P. manokwari</i>)

2. 植物

維管束植物 Tracheophyte	オオキンケイギク(<i>C. lanceolata</i>) ミズヒマワリ(<i>G. spilanthis</i>) オオハンゴンソウ(<i>R. laciniata</i>) ナルトサワギク(<i>S. madagascariensis</i>) オオカワヂシャ(<i>V. anagallis-aquatica</i>) ナガエツルノゲイトウ(<i>A. philoxeroides</i>) ブラジルチドメグサ(<i>H. ranunculoides</i>) アレチウリ(<i>S. angulatus</i>) オオフサモ(<i>M. brasiliense</i>) スパルティナ・アングリカ (<i>S. anglica</i>) ボタンウキクサ(<i>P. stratiotes</i>) アブラ・クリスタータ(<i>A. cristata</i>)
-----------------------	--

(2) マイクロチップを用いた個体識別措置の実施

許可を受けて飼養等する特定外来生物については、法第 5 条第 5 項の規定により許可を受けていることを明らかにするための措置を講じなければいけないこととされており、その具体的方法として、施行規則第 8 条第 2 号及び各告示 (※) 第二条各号のニの規定等により、ISO 規格に適合するマイクロチップを特定外来生物に埋込み、その埋込を実施した事実と埋め込まれたマイクロチップの識別番号を証明する獣医師が発行した証明書を届出書に添付して主務大臣に提出することが原則として義務づけられている。ただし、次のような場合には、この原則は適用されないこととなる

いるが、それぞれの規定に基づいて適切な手続が実施されることが必要である。

- 対象の特定外来生物が、哺乳類又は爬虫類（グリーンアノール・ブラウンアノールを除く。）以外の生物である場合（表1において下線を引いた特定外来生物だけがマイクロチップの埋込対象となる。）
- 実験動物、動物園動物であって、台帳管理方式による個体管理が許可条件で義務づけられた場合は、マイクロチップではなく、入れ墨等による個体識別措置であっても構わない。なお、飼養者がこの取扱いを選択したい場合は、飼養等許可申請書に、入れ墨等の実施方法について記載した書類を添付して提出しておくことが必要。
- すでにマイクロチップ（ISO規格）による個体識別措置が実施されている個体を新たに飼養等しようとする場合は、改めてマイクロチップの埋込を行う必要はない。（施行規則第8条第2号）ただし、許可条件により識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出に添付して提出することが義務づけられる場合もありえる。
- すでに飼養等をしている特定外来生物にマイクロチップ（ISO規格以外の規格。以下、「非ISO規格」という。）による個体識別措置が実施されている場合は、改めてマイクロチップ（ISO規格）の埋込を行う必要はないが、マイクロチップ（非ISO規格）の識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出に添付して30日以内に提出することが必要。
- 一定の月齢（体長）に満たない幼齢の個体やマイクロチップの埋込に耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体については、マイクロチップの埋込は行わなくても良い。ただし、この場合、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、その掲出状況を撮影した写真と、マイクロチップの埋込に耐えられる体力を有しない老齢、疾病の個体については、埋込に耐えられる体力を有しないという事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付して30日以内に提出することが必要。
- 輸入、飼養等の許可を受けた者からの譲受け・引受け、捕獲の際に、すでにマイクロチップ（非ISO規格）による個体識別措置が実施されている場合については、改めてマイクロチップ（ISO規格）の埋込を行う必要はないが、マイクロチップ（非ISO規格）の識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出に添付して30日以内に提出することが必要。
- 大学等の教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体についてマイクロチップの埋込を行う場合は、埋込の事実とその識別番号を記載した書類を届出書に添付して30日以内に提出することが必要。
- マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると主務大臣が認める場合については、マイクロチップの埋込は行わなくとも良い。ただし、この場合、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、その掲出状況を撮影した写真を届出に添付して30日以内に提出することが必要。

（この「当面講ずることができない事由」として、特定外来生物へのマイクロチップの埋込を全国で等しく実施できる状況にないことが該当する。地域間格差がある以上、飼養者の負担として一律に義務を課すことは適当でないことから、全飼養者に対して、この規定は適用しうるものとする。ただし、今後、全国においてマイクロチップの埋込が実施できる体制が整備された場合は、本規定は削除され、全面義務化される予定である。）

*各告示とは「環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成17年農林水産省・環境省告示第4号）及び「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成17年環境省告示第42号）を指す。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

(平成16年法律第78号)

(目的)

第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（以下「外来生物」という。）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

2 この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

3 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(特定外来生物被害防止基本方針)

第三条 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下「特定外来生物被害防止基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想
- 二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項
- 三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項
- 四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

3・4 (略)

第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制

(飼養等の禁止)

第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合
- 二 第三章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(飼養等の許可)

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

- 一 飼養等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
- 二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。

4 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならない。

(飼養等許可者に対する措置命令等)

第六条 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第五項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定外来生物に係る飼養等の方法の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(輸入の禁止)

第七条 特定外来生物は、輸入してはならない。ただし、第五条第一項の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合は、この限りでない。

(譲渡し等の禁止)

第八条 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。（放つこと、植えること又はまくことの禁止）

第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放ち、植え、又はまいてはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十条 (略)

第十一条～第二十八条 (略)

(主務大臣等)

第二十八条 この法律における主務大臣は、環境大臣とする。ただし、農林水産業に係る被害の防止に係る事項については、環境大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をした者
- 二 偽りその他不正の手段により第五条第一項の許可を受けた者
- 三 第六条第一項の規定による命令に違反した者
- 四 第七条又は第九条の規定に違反した者
- 五 第八条の規定に違反して、特定外来生物の販売又は頒布をした者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条又は第八条の規定に違反した者（前条第一号又は第五号に該当する者を除く。）
- 二 第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の飼養等をした者
- 三 (略)

第三十四条 (略)

第三十五条 第十条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第三十二条 一億円以下の罰金刑
- 二 第三十三条 五千万円以下の罰金刑
- 三 第三十四条又は第三十五条 各本条の罰金刑

附 則 (略)

ウ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号）

(用語)

第一条 (略)

(飼養等の禁止の適用除外)

第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、

次の各号に掲げる事由とする。

- 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って飼養等をするものであること。
- 二 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として飼養等をするものであること。
- 三 特定外来生物の指定の際現に行っている国又は地方公共団体による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であって、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で実施されるものに伴って飼養等をするものであること。
- 四 農林水産省又は環境省の職員が法に係る業務に伴って飼養等をするものであること。
- 五 植物防疫官が植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第八条又は第十条に基づく植物防疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 六 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 七 税関職員が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条に基づく税関の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 八 法第五条第一項の許可を受けた者が第十条各号のいずれかに該当するに至った場合で、それぞれ当該各号に定める者が、当該各号に該当するに至った日（同条第一号の場合にあつては、その事実を知った日）から六十日を超えない範囲で、その許可に係る特定外来生物の飼養等をするものであること。
- 九 第四号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務に伴って飼養等をするものであること。
- 十 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第四章の規定による業務に伴って飼養等をするものであること。
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の関係法律及びこれらの規定に基づく命令の規定により行う廃棄物の処理に伴って保管又は運搬をするものであること。
- 十二 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物の飼養等をしている者であつて、当該飼養等について法第五条第一項の許可がなされていないものが当該指定の日から六月（その期間が終了するまでに当該飼養等に係る許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで）を超えない範囲で当該特定外来生物の飼養等をするものであること。
- 十三 特定外来生物の指定の際現に行っている国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超え

ない範囲で鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴って飼養等をするものであること。

（飼養等の目的）

第三条 法第五条第一項の主務省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

- 一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
- 二 教育
- 三 生業の維持
- 四 特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛がん又は観賞
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的

（飼養等の許可の申請）

第四条 法第五条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
 - 二 飼養等をしようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項
 - イ 特定外来生物の種類
 - ロ 数量
 - 三 飼養等をする目的
 - 四 飼養等施設に係る次に掲げる事項
 - イ 施設の所在地
 - ロ 施設の規模及び構造
 - 五 特定外来生物の管理方法に係る次に掲げる事項
 - イ 飼養等の主たる取扱者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - ロ 飼養等に係る管理体制
 - (1) 特定飼養等施設の点検方法
 - (2) 許可後に特定外来生物の飼養等が困難となった場合の対処方法
 - (3) 特定外来生物を運搬する場合にあっては、その運搬の際の当該特定外来生物の逸出防止措置
 - 六 申請に係る特定外来生物の飼養等を既に行っている場合には、当該特定外来生物の数量及び当該特定外来生物に係る第八条第二号に規定する措置内容に係る情報
- 2 前項の申請書には、飼養等をしようとする施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が第六条第三号から第五号までに該当しないことを証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 主務大臣は、法第五条第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。
- 4 前項の許可証の様式は、様式第一のとおりとする。

- 5 法第五条第一項の許可を受けた者は、第三項の許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は第七項の届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。
- 6 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
 - 二 許可証の番号及び交付年月日
 - 三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情
- 7 許可証の交付を受けた者は、第一項第一号又は同項第五号イに掲げる事項に変更があったときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 8 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第五項の申請をした場合は、この限りでない。
- 9 許可証の交付を受けた者は、主務大臣に対し、許可証の写しの交付を申請することができる。
- 10 法第五条第一項の許可を受けた者（第二号に掲げる場合にあっては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第二号に掲げる者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。
- 一 許可を取り消されたとき。
 - 二 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）し、又は解散したとき。
 - 三 第五項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

（特定飼養等施設の基準）

第五条 法第五条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。
 - 二 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある特定外来生物については、当該特定外来生物に係る取扱者以外の者が容易に当該特定外来生物に触れるおそれがない構造及び強度とすること。
- 2 前項に定めるもののほか、基準の細目は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が告示で定める。

（飼養等の許可の基準）

第六条 法第五条第三項第二号に規定するその他の事由は、次に掲げるものをいう。

- 一 飼養等をする者が特定飼養等施設を有しないこと。
- 二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のためにその飼養等をしようとする特定外来生物の管理方法が不適当と認められること。
- 三 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな

くなくなった日から二年を経過しない者であること。

- 四 法第六条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 五 法人であって、その法人の役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

(飼養等の許可の条件)

第七条 法第五条第四項の規定による条件は、次の各号によるものとする。

- 一 特定外来生物の種類に応じ、許可に主務大臣の定める有効期間を設けること。
- 二 特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める事由により飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があった場合は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、次に掲げる事項を主務大臣に届け出ること。
 - イ 数量の変更があった特定外来生物の種類及びその変更後の数量
 - ロ 数量の変更があった年月日
 - ハ 数量の変更の事由
 - ニ 譲渡し等を行った場合にあっては、当該譲渡し等を行った相手方の住所、氏名、職業（相手方が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）及び許可番号及び許可年月日
 - ホ 輸入を行った場合にあっては、その旨
 - ヘ 許可番号及び許可年月日
 - ト 数量の変更があった特定外来生物に係る次条第二号に規定する措置内容に係る情報
 - チ その他主務大臣が必要と認める事項
- 三 みだりに繁殖させることにより適正な飼養等に支障が生じるおそれがある特定外来生物について、繁殖を制限することその他の適切な措置を講ずること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が付するその他の条件は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために特に必要と認める事項とする。

(特定外来生物の取扱方法)

第八条 法第五条第五項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 許可に係る特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
- 二 特定外来生物の個体又は器官について飼養等を開始したときは、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、当該特定外来生物の個体又は器官について、マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合するものに限る。）のその皮下への埋込み、タグ又は脚環の取付け、標識又は写真の掲示その他の当該特定外来生物について法第五条第一項の許可を受けていることを明らかにするための措置であって、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定めるものを講じ、主務大臣の定めるところにより当該措置内容を主務大臣に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。

三 第四条第一項第五号ロに規定する管理体制を遵守すること。

四 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める取扱方法によること。

第九条・第十条 （略）

(譲渡し等の禁止の適用除外)

第十一条 法第八条の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
- 二 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者と同条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
- 三 法第四条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
- 四 法第四条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者が、その飼養等に係る特定外来生物の譲受け又は引取りを同条各号に該当しない者から行う場合
- 五 法第四条各号に該当しない者が、同条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者に対し、その飼養等に係る特定外来生物の譲渡し又は引渡しを行う場合

第十二条 （略）

(許可の申請書の添付図面等の省略)

第十三条 法第五条第一項の許可を受けた飼養等の内容の変更に係る許可の申請が、輕易なものであることその他の理由により第四条第二項の規定により申請書に添付しなければならない図面若しくは写真又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

第十四条～第三十四条 （略）

(申請書等の提出)

第三十五条 法の規定に基づき申請書その他の書類（以下この条において「申請書等」という。）を主務大臣に提出する場合において、主務大臣が環境大臣及び農林水産大臣である生物に関する事項にあっては、環境大臣に提出することができる。

- 2 前項の規定により環境大臣に申請書等を提出する場合は、その写し一通を添付しなければならない。
- 3 環境大臣は、申請書等及びその写しを受理したときは、遅滞なく、当該写しを農林水産大臣に送付するものとする。この場合において、当該申請書等は、環境大臣が受理した日において農林水産大臣に提出されたものとみなす。

附 則 （略）

別表第1～第3・様式第1～第4 （略）

エ 環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年農林水産省・

環境省告示第4号)

(用語の定義)

第一条 (略)

(特定外来生物の種類ごとの基準の細目等)

第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置（以下「識別措置」という。）の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

三 ミュオカストル・コイプス（ヌートリア）、プロキュオン・カンクリヴォルス（カニクイアライグマ）、プロキュオン・ロトル（アライグマ）及びヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）

イ・ロ (略)

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣及び農林水産大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内（(2)に該当する場合にあっては、特定外来生物の種類ごとに(2)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内）に環境大臣及び農林水産大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない（(2)に該当する場合にあっては、(2)の幼齢な期間内に限る。）。

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号及び一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医

師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(2) プロキュオン・カンクリヴォルス（カニクイアライグマ）若しくはプロキュオン・ロトル（アライグマ）にあっては四月、ミュオカストル・コイプス（ヌートリア）若しくはヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）にあっては二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあっては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）

(4) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣及び農林水産大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

ホ (略)

四 ムンティアクス・レエヴェスイ（キョン）

イ・ロ (略)

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わ

なければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣及び農林水産大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号及び一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(2) マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体であることを証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）

(4) 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養

等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣及び農林水産大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ (略)

五 (略)

オ 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年環境省告示第42号）

（用語の定義）

第一条 (略)

（特定外来生物の種類ごとの基準の細目等）

第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置（以下「識別措置」という。）の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 トリコスルス・ヴルペクラ（フクロギツネ）、カルロスキウルス・エリュトラエウス（クリハラリス）及びスキウルス・カロリネンシス（トウブハイイロリス）

イ・ロ (略)

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内（（２）に該当する場合にあっては、特定外来生物の種類ごとに（２）で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内）に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない（（２）に該当する場合にあっては、（２）の幼齢な期間内に限る。）。

（１）飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格——七八四号及び——七八五号に適合しないものに限る。以下この（１）及び（３）において同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

（２）トリコスルス・ヴルベクラ（フクロギツネ）にあっては六月、カルロスキウルス・エリュトラエウス（クリハラリス）若しくはスキウルス・カロリネンシス（トウブハイイロリス）にあっては二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあっては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

（３）輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）

（４）学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップ

の埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

（５）マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ （略）

ニ マカク・キュクロピス（タイワンザル）、マカク・ファスキクラリス（カニクイザル）及びマカク・ムラタ（アカゲザル）

イ・ロ （略）

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、かつ、当該特定外来生物を実験の用に供する場合又は展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

（１）・（２） （略）

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内（（２）に該当する場合にあっては、（２）で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内）に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない（（２）に該当する場合にあっては、（２）の幼齢な期間内に限る。）。

（１）入れ墨等による識別措置を講じている場合であって、当該措置の個体の体の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養等の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容をハ（１）の台帳に記録している場合（特定外来生物を実験の用に供する場合に限る。）

（２）飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格——七八四号及び——七八五

号に適合しないものに限る。以下この（２）及び（４）において同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

- （３） 生後六月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- （４） 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- （５） 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- （６） マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ （略）

- 三 ガルラクス・カノルス（ガビチョウ）、ガルラクス・ペルスピキラトウス（カオグロガビチョウ）、ガルラクス・サンニオ（カオジロガビチョウ）及びレイオトリクス・ルテア（ソウシチョウ）

イ・ロ （略）

- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、

殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

（１）・（２） （略）

- ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。

- （１） 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格——七八四号及び——七八五号に適合しないものに限る。以下この（１）において同じ。）が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- （２） 個体の脚部に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）様式第五の二に規定する規格に準じる脚環を装着し、当該脚環の識別番号を証する書類及び装着状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ （略）

- 六 ケリュドラ・セルペンティナ（カミツギガメ）

イ・ロ （略）

- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

（１）・（２） （略）

- ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左後肢皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣

医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格——七八四号及び——七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(2) 甲長が十五センチメートルに満たない個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）

(4) 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ (略)

七 アノリス・カロリネンシス（グリーンアノール）及びアノリス・サグレイ（ブラウンアノール） (略)

八 ボイガ・イルレグラリス（ミナミオオガシラ）、エラフェ・タエニウラ・フリエシ（タイワンスジオ）及びプロボトロプス・ムクロスカマトゥス（タイワンハブ）

イ・ロ (略)

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の総排泄孔より前の左体側皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格——七八四号及び——七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(2) 体長が五十センチメートルに満たない個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明

書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

- (4) 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする特定外来生物について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ (略)

九～ (略)

カ 動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年法律第105号) ※改正法は平成18年6月1日から施行

目次

- 第一章 総則 (第一条—第四条)
- 第二章 基本指針等 (第五条・第六条)
- 第三章 動物の適正な取扱い
 - 第一節 総則 (第七条—第九条)
 - 第二節 動物取扱業の規制 (第十条—第二十四条)
 - 第三節 周辺の生活環境の保全に係る措置 (第二十五条)
 - 第四節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置 (第二十六条—第三十三条)
 - 第五節 動物愛護担当職員 (第三十四条)
- 第四章 都道府県等の措置等 (第三十五条—第三十九条)
- 第五章 雑則 (第四十条—第四十三条)
- 第六章 罰則 (第四十四条—第五十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするの

みでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

(普及啓発)

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

(動物愛護週間)

第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めなければならない。

第二章 基本指針等

(基本指針)

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針 (以下「基本指針」という。) を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
 - 二 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項
 - 三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護管理推進計画)

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画 (以下「動物愛護管理推進計画」という。) を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備 (国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。) に関する事項
- 五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物販売業者の責務)

第八条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

(地方公共団体の措置)

第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

第二節 動物取扱業の規制

(動物取扱業の登録)

第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項において同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節、第二十五条第一項及び第二項並びに第四節において同じ。）の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
二 事業所の名称及び所在地
三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者（第二十二条第一項に規定する者をいう。）の氏名

四 その営もうとする動物取扱業の種類（販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法

五 主として取り扱う動物の種類及び数

六 動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「飼養施設」という。）を設置しているときは、次に掲げる事項
イ 飼養施設の所在地

ロ 飼養施設の構造及び規模

ハ 飼養施設の管理の方法

七 その他環境省令で定める事項
(登録の実施)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

四 第十条第一項の登録を受けた者（以下「動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

五 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当

する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の更新)

第十三条 第十条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 第十条第二項及び前二条の規定は、前項の更新について準用する。
- 3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第十四条 動物取扱業者は、第十条第二項第四号に掲げる事項を変更し、又は飼養施設を設置しようとする場合には、あらかじめ、環境省令で定める書類を添えて、同項第四号又は第六号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 動物取扱業者は、第十条第二項各号（第四号を除く。）に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつた場合には、前項の場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第十一条及び第十二条の規定は、前二項の規定による届出があつた場合に準用する。

(動物取扱業者登録簿の閲覧)

第十五条 都道府県知事は、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第十六条 動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 その登録に係る動物取扱業を廃止した場合 動物取扱業者であつた個人又は動物取扱業者であつた法人を代表する役員

2 動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十七条 都道府県知事は、第十三条第一項若しくは前条第二項の

規定により登録がその効力を失つたとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

第十八条 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(登録の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により動物取扱業者の登録を受けたとき。
- 二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第十二条第一項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
- 三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第十二条第一項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなつたとき。
- 四 第十二条第一項第一号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 五 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(環境省令への委任)

第二十条 第十条から前条までに定めるもののほか、動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(基準遵守義務)

第二十一条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

- 2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(動物取扱責任者)

第二十二条 動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。

- 2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第五号までに該当する者以外の者でなければならない。
- 3 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受け

させなければならない。

(勧告及び命令)

第二十三条 都道府県知事は、動物取扱業者が第二十一条第一項又は第二項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱い動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、動物取扱業者が前条第三項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び前三条の規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱い動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 周辺の生活環境の保全に係る措置

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前二項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第四節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で

定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 特定動物の種類及び数
- 三 飼養又は保管の目的
- 四 特定飼養施設の所在地
- 五 特定飼養施設の構造及び規模
- 六 特定動物の飼養又は保管の方法
- 七 その他環境省令で定める事項

(許可の基準)

第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その申請に係る前条第二項第五号及び第六号に掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合するものであること。
- 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ロ 第二十九条第一項の規定により許可を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
 - ハ 法人であつて、その役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

第二十八条 第二十六条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 前条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 特定動物飼養者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第二十六条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第二十九条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。
- 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第一号に規定する基

準に適合しなくなつたとき。

三 第二十七条第一項第二号ハに該当することとなつたとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

(環境省令への委任)

第三十条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(飼養又は保管の方法)

第三十一条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

(特定動物飼養者に対する措置命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第二十七条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五節 動物愛護担当職員

第三十四条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第二十四条第一項又は前条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項において「動物愛護担当職員」という。）を置くことができる。

2 動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

第四章 都道府県等の措置等

(犬及びねこの引取り)

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合にお

いて、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項（前項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第五項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(犬及びねこの繁殖制限)

第三十七条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項の規定による犬又はねこの引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(動物愛護推進員)

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする事。

(協議会)

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第五章 雑則

(動物を殺す場合の方法)

第四十条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてなければならない。

3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

(経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(審議会の意見の聴取)

第四十三条 環境大臣は、基本指針の策定、第七条第四項、第十二条第一項、第二十一条第一項、第二十七条第一項第一号若しくは第四十一条第四項の基準の設定、第二十五条第一項の事態の設定又は第三十五条第五項(第三十六条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰

弱させる等の虐待を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、五十万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いとうさぎ、鶏、いばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項の規定に違反して許可を受けないで特定動物を飼養し、又は保管した者

二 不正の手段によつて第二十六条第一項の許可を受けた者

三 第二十八条第一項の規定に違反して第二十六条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで動物取扱業を営んだ者

二 不正の手段によつて第十条第一項の登録(第十三条第一項の登録の更新を含む。)を受けた者

三 第十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第二十三条第三項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項若しくは第二項又は第二十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十四条第一項又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十五条第二項の規定による命令に違反した者

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十九条 第十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第五十条 第十八条の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「新法」と

いう。) 第五条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

- 2 環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第三条 新法第十二条第一項、第二十一条第一項及び第二十七条第一項第一号の基準の設定については、環境大臣は、この法律の施行前においても、中央環境審議会の意見を聴くことができる。（経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に新法第十条第一項に規定する動物取扱業（以下単に「動物取扱業」という。）を営んでいる者（次項に規定する者及びこの法律による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「旧法」という。）第八条第一項の規定に違反して同項の規定による届出をしていない者（旧法第十四条の規定に基づく条例の規定に違反して同項の規定による届出に代わる措置をとっていない者を含む。）を除く。）は、施行日から一年間（当該期間内に新法第十二条第一項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、新法第十条第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

- 2 前項の規定は、この法律の施行の際現に動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく動物取扱業を営んでいる者について準用する。この場合において、同項中「引き続き当該業」とあるのは、「引き続き動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく当該業」と読み替えるものとする。
- 3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により引き続き動物取扱業を営むことができる場合においては、その者を当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、その長とする。次条第三項において同じ。）の登録を受けた動物取扱業者とみなして、新法第十九条第一項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第二十一条、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十六条の規定に基づく条例の規定による許可を受けて新法第二十六条第一項に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）の飼養又は保管を行っている者は、施行日から一年間（当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、同項の許可を受けなくても、引き続き当該特定動物の飼養又は保管を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があ

るまでの間も、同様とする。

- 2 前項の規定は、同項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる者が当該特定動物の飼養又は保管のための施設の構造又は規模の変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）をする場合その他環境省令で定める場合には、適用しない。
- 3 第一項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、その者を当該特定動物の飼養又は保管のための施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた者とみなして、新法第三十一条、第三十二条（第三十一条の規定に係る部分に限る。）及び第三十三条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

（条例との関係）

第八条 地方公共団体の条例の規定で、新法第三章第二節及び第四節で規制する行為で新法第六章で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

- 2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

キ 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（平成17年政令第390号）※平成18年6月1日から施行

（特定動物）

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の政令で定める動物は、別表に掲げる種（亜種を含む。）であつて、特定動物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1の下欄に掲げる種（亜種を含む。）以外のものとする。

（国庫補助）

第2条 （略）

附則（略）

別表（第1条関係）（略）

ク 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）※平成18年6月1日から施行

第一条～第十二条 （略）

（飼養又は保管の許可を要しない場合）

第十三条 法第二十六条第一項の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合
- 二 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 三 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として特定動物の飼養又は保管をする場合
- 四 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 五 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 六 税関職員が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条に基づく税関の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 七 地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 八 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 九 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 十 法第二十六条第一項の許可を受けた者が、当該許可に係る都道府県知事が管轄する区域の外において、三日を超えない期間、当該許可に係る特定飼養施設により特定動物の飼養又は保管をする場合（当該飼養又は保管を行う場所を管轄する都道府県知事に、飼養又は保管を開始する三日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに様式第十三によりその旨を通知したものに限る。）
- 十一 法第二十六条第一項の許可を受けた者が死亡し、又は解散に至った場合で、相続人又は破産管財人若しくは清算人が、死亡し、又は解散に至った日から六十日を超えない範囲内で、当該許可に係る特定動物の飼養又は保管をする場合
- 十二 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の際現に同法による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律第十六条の規

定に基づく条例の規定により届出をして法第二十六条第一項に規定する特定動物の飼養又は保管を行っている者が、改正法の施行の日から一年間（当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）引き続き当該特定動物の飼養又は保管をする場合（その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。）

（許可の有効期間）

第十四条 法第二十六条第一項の許可の有効期間は、特定動物の種類に応じ、五年を超えない範囲内で都道府県知事が定めるものとする。

（飼養又は保管の許可の申請）

第十五条 法第二十六条第二項の許可の申請は、特定飼養施設の所在地ごとに様式第十四による申請書を提出して行うものとする。

2 法第二十六条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図
 - 二 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第二十七条第一項第二号のイからハまでに該当しないことを説明する書類
 - 三 申請に係る特定動物に既に第二十条第三号に定める措置が講じられている場合にあっては、当該措置の内容ごとに次に定める書類
 - イ マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。以下同じ。）による場合 獣医師又は行政機関が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書
 - ロ 脚環による場合（鳥綱に属する動物に限る。） 当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真
- 3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 法第二十六条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 申請に係る特定動物の飼養又は保管を既に行っている場合における当該特定動物の数及び当該特定動物に係る第二十条第三号に規定する措置の内容に係る情報
 - 二 法人にあっては、役員の氏名及び住所
 - 三 特定動物の主な取扱者
- 5 都道府県知事は、法第二十六条第一項の許可をしたときは、申請者に対し様式第十五による許可証を交付しなければならない。
- 6 特定動物飼養者は、許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は法第二十八条第三項の規定に基づく届出をしたときは、当該許可に係る都道府県知事に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。

- 7 前項の規定による許可証の再交付の申請は、様式第十六による申請書を提出して行うものとする。
- 8 許可証の交付を受けた者は、その許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第六項の申請をした場合は、この限りでない。
- 9 許可証を有している者（第二号に掲げる事由が発生した場合にあっては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人）は、次に掲げる事由が発生した場合は、その事由が発生した日（許可を受けた者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。
- 一 許可を取り消されたとき。
 - 二 許可を受けた者が死亡し、合併し、若しくは分割し（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）、又は解散したとき。
- 三 第六項の規定により許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
- （飼養又は保管の廃止の届出）
- 第十六条 特定動物飼養者は、第十四条の許可の有効期間が満了する前に特定動物の飼養又は保管をやめたときは、様式第十七により、許可を受けた都道府県知事にその旨を届け出ることができる。この場合において、有効期間内にある許可に係る許可証を有している場合は、これを添付しなければならない。
- 2 前項の届出があった場合には、当該届出に係る許可は、都道府県知事が当該届出を受理した日に、その効力を失う。
- （許可の基準）
- 第十七条 法第二十七条第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
- 一 特定飼養施設の構造及び規模が次のとおりであること。
 - イ 特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。
 - ロ 申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。
 - ハ イ及びロに定めるもののほか、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目を満たしていること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。
 - 二 特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不適当と認められないこ

と。

（変更の許可）

第十八条 法第二十八条第一項の変更の許可の申請は、様式第十八による申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第二十六条第二項第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、前項の申請書に、変更後の特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図を添付するものとする。

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 第十五条第五項から第九項までの規定は、法第二十八条第一項の変更の許可について準用する

（変更の届出）

第十九条 法第二十八条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法人にあっては、役員の氏名及び住所

二 特定動物の主な取扱者

2 法第二十八条第三項の届出は、様式第十九による届出書を提出して行うものとする。

（飼養又は保管の方法）

第二十条 法第三十一条の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 特定飼養施設の点検を定期的に行うこと。

二 特定動物の飼養又は保管の状況を定期的に確認すること。

三 特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第二十により当該措置内容を都道府県知事に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。ただし、改正法附則第五条第一項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、同条第三項の規定にかかわらず、この限りでない。

四 前各号に掲げるもののほか、環境大臣が定める飼養又は保管の方法によること。

（特定動物に係る立入検査の身分証明書）

第二十一条 法第三十三条第二項において準用する法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第二十一のとおりとする。

（申請書及び届出書の提出部数）

第二十二条 法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

附 則（略）

様 式（略）

ケ **特定動物の飼養又は保管の方法の細目**（平成18年環境省令第22号）※平成18年6月1日から施行

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（許可を受けていることを明らかにするための措置）

第二条 規則第二十条第三号に規定する環境大臣が定める措置は、特定動物の種類ごとに次に掲げるとおりとする。

- 一 哺乳綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するマイクロチップ（以下「規格マイクロチップ」という。）の埋込みを行い、獣医師が発行したマイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、飼養又は保管を開始した日から三十日以内（ハに該当する場合にあつては幼齢の期間が終了した日から三十日以内とし、飼養又は保管を開始した日から三十日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあつてはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。
 - イ 入れ墨等による識別措置を講じている場合であつて、当該措置の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養又は保管の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容を第三条第三号イの台帳に記録している場合（特定動物を試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合に限る。）
 - ロ 許可の申請の際現に飼養又は保管をしている特定動物に、既に国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号又は第一一七八五号に適合しないマイクロチップ（以下「規格外マイクロチップ」という。）が埋め込まれている場合であつて、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該許可を受けた日から三十日以内に都道府県知事に届け出ること
 - ハ 特定動物の種類ごとに別表第四欄に定める幼齢若しくは小型の特定動物又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢の特定動物、疾病にかかっている特定動物等の飼養又は保管をする場合であつて、これらの特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、次に掲げる書類等を添付して、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出ること
 - (1) 標識の掲出状況を撮影した写真
 - (2) 老齢、疾病等の理由によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物にあつては、その事実を証する獣医師が発行した証明書
 - ニ 既に規格外マイクロチップが埋め込まれている特定動物の譲受け又は引受けをする場合であつて、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチ

ップの識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出ること

- ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出ること
- ヘ 逸走等をした場合にあつてもその所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める特定動物の飼養又は保管をする場合であつて、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出ること
- ト ハに掲げるもののほか、マイクロチップを使用した識別措置を当面講じることができない事由があると都道府県知事が認める特定動物の飼養又は保管をする場合であつて、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出ること
- 二 鳥綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、獣医師が発行した規格マイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、又は、脚部に識別番号を付けた脚環を装着し、当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真を添付し、飼養又は保管を開始した日から三十日以内（ハに該当する場合にあつては幼齢の期間が終了した日から三十日以内とし、飼養又は保管を開始した日から三十日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあつてはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。
 - イ 翼帯等による識別措置を講じている場合であつて、当該措置の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養又は保管の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容を第三条第三号イの台帳に記録している場合（特定動物を試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合に限る。）
 - ロ 許可の申請の際現に飼養又は保管をしている特定動物について、既に規格外マイクロチップが埋め込ま

- れている場合であつて、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該許可を受けた日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ハ 特定動物の種類ごとに別表第四欄に定める幼齢の特定動物又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢の特定動物、疾病にかかっている特定動物等の飼養又は保管をする場合であつて、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、次に掲げる書類等を添付して、これらの特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- (1) 標識の掲出状況を撮影した写真
 - (2) 老齢、疾病等の理由によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物にあつては、その事実を証する獣医師が発行した証明書
- ニ 既に規格外マイクロチップが埋め込まれている特定動物の譲受け又は引受けをする場合であつて、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ホ 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ヘ 逸走等をした場合にあつてもその所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める特定動物の飼養又は保管をする場合であつて、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ト ハに掲げるもののほか、マイクロチップを使用した識別措置を当面講じることができない事由があると都道府県知事が認める特定動物の飼養又は保管をする場合であつて、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- 三 ^ハ爬虫綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、獣医師が発行した規格マイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内（飼養又は保管を開始した日から三十日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあつてはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。
- イ 許可の申請の際現に飼養又は保管をしている特定動物について、既に規格外マイクロチップが埋め込まれている場合であつて、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該許可を受けた日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ロ 特定動物の種類ごとに別表第四欄に定める小型の特定動物又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢の特定動物、疾病にかかっている特定動物等の飼養又は保管をする場合であつて、これらの特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、次に掲げる書類等を添付して、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- (1) 標識の掲出状況を撮影した写真
 - (2) 老齢、疾病等の理由によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物にあつては、その事実を証する獣医師が発行した証明書
- ハ 既に規格外マイクロチップが埋め込まれている特定動物の譲受け又は引受けをする場合であつて、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ニ 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ホ 逸走等をした場合にあつてもその所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める特定動物の飼養又は保管をする場合であつて、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、

- 当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ヘ 専ら食用に供するための飼養又は保管である等、マイクロチップによる識別措置を講じることにより、飼養又は保管の目的を達することに支障が生じるおそれがあると都道府県知事が認める場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ト ロに掲げるもののほか、マイクロチップを使用した識別措置を当面講じることができない事由があると都道府県知事が認める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- 2 前項の規定により都道府県知事に届け出た識別措置の内容を変更した場合にあっては、変更の日から三十日以内に従前の識別措置の内容と現在の識別措置の内容の対照関係について明らかにした届出書を都道府県知事に提出すること。ただし、当該特定動物を試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合であって、以下の各号に掲げる方法により識別措置の内容の変更について記録等をしている場合は、この限りでない。
- 一 飼養又は保管に係る特定動物について、個体ごとの識別措置の内容を記載した台帳を調製し、これを五年間保管すること。
- 二 毎年、法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けた日に応ずる日（以下単に「許可日」という。応ずる日がない場合にあっては、その前日とする。）の属する月の翌月末までに、前年の許可日からその年の許可日の前日までの間に飼養又は保管をした特定動物に係る識別措置の変更に係る情報を記載した報告書を都道府県知事に提出すること。
- （その他の特定動物の飼養又は保管の方法の細目）
- 第三条 規則第二十条第四号の環境大臣が定める飼養又は保管の方法の細目は、次に掲げるとおりとする。
- 一 特定飼養施設の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、特定飼養施設の清掃、修繕等、同じ敷地内に位置する他の特定飼養施設への移動、業としての展示、特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成十八年一月環境省告示第二十一号）第一条第三号に規定する移動用施設への収容その他の目的で一時的に特定飼養施設の外で特定動物の飼養又は保管をすることとなる場合であって、次に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。
- イ 特定飼養施設の外で飼養又は保管をする間、取扱者が立ち会うとともに、十分な強度を有する首輪、引綱等を用いた特定動物の保留等の適切な逸走防止措置を講じていること。ただし、特定動物の利用目的の達成のためやむを得ない場合であって、あらかじめその区域を管轄する都道府県知事に様式第一により届け出ている場合にあっては、この限りでない。
- ロ 特定飼養施設の外で行う飼養又は保管の時間が、一時間未満（特定動物の利用目的の達成のためやむを得ない場合であって、あらかじめその区域を管轄する都道府県知事に様式第一により届け出ている場合は、目的の達成に必要なとされる最低限の時間内）であること。
- 二 第三者が容易に特定動物に接触しないよう措置を講じるとともに、当該特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物であり第三者の接触等を禁止する旨を表示した標識を、特定飼養施設又はその周辺に掲出すること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物の飼養又は保管をする場合であって、かつ、観覧者等の安全が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあっては、この限りでない。
- 三 輸入、譲受け、引受け、繁殖その他の事由により飼養若しくは保管をする特定動物の数が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養若しくは保管をする特定動物の数が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に規則第二十条第三号の識別措置に係る情報と併せて様式第二により都道府県知事に届け出ること。ただし、当該特定動物を試験研究用若しくは生物学的製剤の製造の用又は畜産の用に供する場合又は展示を目的とした飼養若しくは保管をする場合であって、次に掲げる方法により識別措置の内容の変更について記録等をしている場合は、この限りでない。
- イ 飼養又は保管をする特定動物について次に掲げる情報を記載した台帳を調製し、これを五年間保管すること。
- (1) 個体ごとの飼養又は保管の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由
- (2) 飼養又は保管をした特定動物の識別措置の内容
- ロ 毎年、法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けた日に応ずる日の属する月の翌月末までに、前年の許可日からその年の許可日の前日までの間に飼養又は保管をした特定動物に係る次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出すること。
- (1) 特定動物の種類
- (2) 当該期間に飼養又は保管をした特定動物の総数、当該期間に増減した特定動物の数及びその年の許可日の前日において飼養又は保管をしている特定動物の数

(3) イの(1)及び(2)に掲げる事項

- 四 みだりに繁殖させることにより適正な飼養又は保管に支障が生じるおそれがある特定動物について、繁殖を制限するための適切な措置を講じること。

参考 特定動物の種類ごとに環境大臣が定めるマイクロチップ埋込部位及びマイクロチップ埋込を免除する幼齢な個体又は小型の個体						
綱	目	科	種	埋込部位	幼齢又は小型の個体	
哺乳綱	霊長目	おまきざる科	ホエザル属全種　クモザル属全種　ウーリークモザル属全種　ウーリーモンキー属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後６月に満たない個体	
		おながざる科	マカク属全種（タイワンザル、カニクイザル及びアカゲザルを除く。）　マンガベイ属全種　ヒヒ属全種　マンドリル属全種　グラダヒヒ属全種　オナガザル属全種　パタスモンキー属全種　コロブス属全種　プロコロブス属全種　ドックモンキー属全種　コバナテングザル属全種　テングザル属全種　リーフモンキー属全種			
		てながざる科	てながざる科全種			
		ひと科	オランウータン属全種　チンパンジー属全種　ゴリラ属全種			
		いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル　タテガミオオカミ属全種　ドール属全種　リカオン属全種			
	食肉目	くま科	くま科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後２月に満たない個体	
		ハイエナ科	ハイエナ科全種			
		ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランディ　オオヤマネコ属全種　ヒョウ属全種　ウンピョウ属全種　チーター属全種			
		長鼻目	ぞう科			ぞう科全種
	奇蹄目	さい科	さい科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下		
	偶蹄目	かば科	かば科全種			
		きりん科	キリン属全種			
		うし科	アフリカスイギュウ属全種　パイソン属全種			
	鳥綱	たか目	ひくいどり科	ひくいどり科全種	頸の付け根の皮下又は左胸筋内	孵化後２月に満たない個体
			コンドル科	カリフォルニアコンドル　コンドル　トキイロコンドル		
オジロワシ　ハクトウワシ　オオワシ　ヒゲワシ　コシジロハゲワシ　マダラハゲワシ　クロハゲワシ　ミミヒダハゲワシ　ヒメオウギワシ　オウギワシ　パプアオウギワシ　フィリピンワシ　イヌワシ　オナガイヌワシ　コシジロイヌワシ　カンムリクマタカ　ゴマバラワシ						
爬虫綱	かめ目	かみつしがめ科	かみつしがめ科全種（カミツキガメを除く。）	左後肢皮下	甲長が１５センチメートルに満たない個体	
	とかげ目	どくとかげ科	どくとかげ科全種	左鼠径部	全長が３０センチメートルに満たない個体	
		おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ　コモドオオトカゲ			
		ボア科	ボアコンストリクター　アナコンダ　アメジストニシキヘビ　インドニシキヘビ　アミメニシキヘビ　アフリカニシキヘビ	総排泄孔より前の左体側皮下	全長が５０センチメートルに満たない個体	
		なみへび科	ブームスラング属全種　アフリカツルヘビ属全種　ヤマカガシ属全種　タチメニス属全種			
		コブラ科	コブラ科全種			
		くさりへび科	くさりへび科全種（タイワンハブを除く。）			
	わに目	アリゲーター科	アリゲーター科全種	左前方後頭部皮下	全長が３０センチメートルに満たない個体	
		クロコダイル科	クロコダイル科全種			
		ガビアル科	ガビアル科全種			

別表（第二条関係）

科 名	種 名	埋込み部位	幼齢又は小型の特定動物
一 哺乳綱			
(一) 霊長目			
おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後六月に満たない特定動物
おながざる科	マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒヒ属全種 マンドリル属全種 ゲラダヒヒ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロブス属全種 プロコロブス属全種 ドックモンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後六月に満たない特定動物
てながざる科	てながざる科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後六月に満たない特定動物
ひと科	オランウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後六月に満たない特定動物
(二) 食肉目			
いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ドール属全種 リカオン属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後二月に満たない特定動物
くま科	くま科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後二月に満たない特定動物
ハイエナ科	ハイエナ科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後二月に満たない特定動物
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランディ オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンピョウ属全種 チーター属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後二月に満たない特定動物
(三) 長鼻目			
ぞう科	ぞう科全種	尾の基部の皺壁 ^{すう} の左側	なし
(四) 奇蹄目 ^{てい}			
さい科	さい科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
(五) 偶蹄目			
かば科	かば科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
きりん科	キリン属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
二 鳥綱			
(一) だちょう目			
ひくいどり科	ひくいどり科全種	くび 頸の付け根の皮下又は左胸筋内	ふ 孵化後二月に満たない特定動物
(二) たか目			
コンドル科	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル	頸の付け根の皮下又は左胸筋内	孵化後二月に満たない特定動物

たか科	オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシ ジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒ ダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウ ギワシ フィリピンワシ イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ カンムリクマタカ ゴマバラワシ	頸の付け根の皮下又は左 胸筋内	孵化後二月に満たない特 定動物
三 爬虫綱			
(一) かめ目			
かみつきがめ科	かみつきがめ科全種	左後肢皮下	甲長が十五センチメー トルに満たない特定動物
(二) とかげ目			
どくとかげ科	どくとかげ科全種	左鼠 ^マ 径部	全長が三十センチメー トルに満たない特定動物
おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ	左鼠径部	全長が三十センチメー トルに満たない特定動物
ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキ ヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカ ニシキヘビ	総排せつ孔より前の左体 側皮下	全長が五十センチメー トルに満たない特定動物
なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマ カガシ属全種 タチメニス属全種	総排せつ孔より前の左体 側皮下	全長が五十センチメー トルに満たない特定動物
コブラ科	コブラ科全種	総排せつ孔より前の左体 側皮下	全長が五十センチメー トルに満たない特定動物
くさりへび科	くさりへび科全種	総排せつ孔より前の左体 側皮下	全長が五十センチメー トルに満たない特定動物
(三) わに目			
アリゲーター科	アリゲーター科全種	左前方後頭部皮下	全長が三十センチメー トルに満たない特定動物
クロコダイル科	クロコダイル科全種	左前方後頭部皮下	全長が三十センチメー トルに満たない特定動物
ガビアル科	ガビアル科全種	左前方後頭部皮下	全長が三十センチメー トルに満たない特定動物

コ 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置
(平成18年環境省令第23号) ※平成18年6月1日から施行

第1 所有明示の意義及び役割

動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の防止に資するとともに、迷子になった動物の所有者の発見を容易にし、責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。

第2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有明示 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることをいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養又は保管をされている動物並びに情操のかん養及び生態観察のため飼養又は保管をされている動物であって、動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）以外のものをいう。
- (3) 展示動物 動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養又は保管をする動物、人との触れ合い、興行又は客寄せを目的として飼養又は保管をする動物、販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養又は保管をする動物（畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するためのものを除く。）及び商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養又は保管をする動物であって、特定動物以外のものをいう。
- (4) 識別器具等 首輪、名札、マイクロチップ、入れ墨、脚環等、所有明示をするために動物に装着し、又は施術するものをいう。

第3 適用対象動物

この告示は、家庭動物等、展示動物及び特定動物に適用する。

第4 識別器具等の装着又は施術の方法

飼養及び保管の開始後、速やかに識別器具等の装着又は施術を実施し、非常災害時等における動物の予期せぬ逸走等に備え、常時動物に装着するように努めること。ただし、幼齢な個体又は識別器具等の装着若しくは施術に耐えられる体力を有しない老齢の動物である、疾病にかかった動物である等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。また、発育段階に応じ、識別措置等をより適切と考えられる種類に転換し、又は複数の種類の識別器具等を併用することを、必要に応じて行うこと。

識別器具等の種類は次に掲げるものとする。

(1) 基本的な考え方

次の要件を満たすものの中から、動物の特性、飼養及び保管の目的等に応じて、適切と考えられる種

別の識別器具等を選択すること。

イ 動物によって外されにくいものであること。

ロ 老朽化等により、容易に脱落し、又は消失するおそれの少ないものであること。

ハ 動物の所有者の特定が直接的又は間接的にできるように、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先の情報が付されているものであること。また、その特定が、迅速に、かつ低廉な費用で行うことが可能なものであること。

ニ 記号により所有明示が行われている場合にあっては、その記号は、統一적であり、かつ一意性が確保されたものであること。また、関係行政機関等からの照会に対して、的確に所有者に係る情報（以下「所有情報」という。）を連絡できる体制が、公的な性格を有する団体等によって全国規模で整備されているものであること。

(2) 動物の区分ごとの識別器具等の種類

装着し、又は施術する識別器具等は、動物の区分により、次に掲げるところにより選択すること。

イ 家庭動物等及び展示動物

所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等によること。なお、首輪、名札等経時的变化等により脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着し、又は施術する場合にあっては、補完的な措置として、可能な限り、マイクロチップ、脚環等のより耐久性の高い識別器具等を併用して装着すること。

ロ 特定動物

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれが高いことから、厳格な個体の管理が必要である特定動物については、原則としてマイクロチップ（鳥綱に属する動物にあってはマイクロチップ又は脚環）を装着することとし、その細目は特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年1月環境省告示第22号）に規定するところによること。ただし、マイクロチップを装着することが困難である場合にあっては、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付された入れ墨、脚環等によること。

第5 動物の健康及び安全の保持

識別器具等の装着又は施術に当たっては、動物に過度の負担がかからない方法で行うこと。特にマイクロチップ等のように、その装着又は施術に当たって外科的な措置が必要な識別器具等に関しては、可能な限り獣医師等の専門家によって装着され、又は施術されるようにすること。

また、識別器具等の装着状態について定期的に観察し、動物の健康及び安全の保持上支障が生じないようにすること。

第6 識別器具等及び所有情報の点検

動物の所有者は、識別器具等の破損等の状況に関して、定期的に点検を行うこと。また、住所等の所有情報に変更が生じ、又は動物が死亡した場合は、速やかにその更新又は管理者（識別器具等に記号により付された所有情報を管理する者をいう。以下同じ。）への連絡を行うこと。

第7 関係行政機関等の責務

関係行政機関にあつては、所有明示に関する普及啓発を行うとともに、マイクロチップの情報の読取機（リーダー）を収容施設等に配備する等により、識別器具等に記号により付された所有情報を読み取るための体制の整備を図ること。

また、管理者は、所有情報の検索が全国規模で効率的かつ迅速に行われるように、管理者間で情報を共有する体制の整備等について、連携して協力を行うこと。

	年	月	日
--	---	---	---

マイクロチップ識別番号証明書

下記の動物について、埋め込まれているマイクロチップの識別番号を証明します。

獣医師 氏 名
 住 所
 電話番号

印

確 認 年 月 日

年 月 日

識 別 番 号

記

- 1 特定外来生物の飼養等をしている者／特定動物飼養・保管許可申請者

(1) 氏 名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(2) 住 所

(3) 飼養等許可番号 (特定外来生物の場合)
- 2 動 物 の 情 報

(1) 種 類

(2) 性 別

(3) 外見上の特徴
- 3 識 別 措 置 の 別

☐ ISO 規格 11784 号及び 11785 号に適合するマイクロチップ
☐ ISO 規格 11784 号及び 11785 号に適合しないマイクロチップ
 (製造元:)
- 4 識別措置の実施部位

☐ 動物の種類ごとに主務大臣が定める部位 ()
☐ その他 ()
- 5 備 考

- 1 行政機関が証明する場合にあっては、「獣医師氏名」に代えて行政機関の名称を記入すること。
- 2 記の1から4までについては、この動物に係る「特定外来生物の飼養等をしている者」又は「特定動物飼養・保管許可申請者」が記入すること。
- 3 この証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 複数の動物を証明する場合は、別紙にそれぞれの識別番号及び記の1から4までを記載して添付すること。
- 5 この証明に係る事務担当者が飼養等をしている者又は申請者と異なる場合は、「5 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

年		月		日	
マイクロチップ埋込み・識別番号証明書					
下記の動物について、マイクロチップを埋め込んだ事実及びそのマイクロチップの識別番号を証明します。					
獣医師 氏 名				印	
住 所					
電話番号					
埋 込 み 年 月 日		年		月 日	
識 別 番 号					
識別措置の実施部位		動物の種類ごとに主務大臣が定める部位（ ）			
記					
1 特定外来生物の飼養等をしている者／特定動物飼養・保管許可申請者					
(1) 氏 名					
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)					
(2) 住 所					
(3) 飼養等許可番号（特定外来生物の場合）					
2 動 物 の 情 報					
(1) 種 類					
(2) 性 別					
(3) 外見上の特徴					
3 備 考					

- 1 記の1及び2については、この動物に係る「特定外来生物の飼養等をしている者」又は「特定動物飼養・保管許可申請者」が記入すること。
- 2 この証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 この証明に係る事務担当者が飼養等をしている者又は申請者と異なる場合は、「3 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

年	月	日
マイクロチップの埋込みに耐えられる体力に係る証明書		
下記の動物が、マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しないことを証明します。		
獣医師 氏 名 住 所 電話番号		印
証 明 年 月 日	年 月 日	
体力を有しない理由	☐ 老齢のため ☐ 疾病のため ☐ その他 (	)
記		
1 特定外来生物の飼養等をしている者／特定動物飼養・保管許可申請者		
(1) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
(2) 住 所		
(3) 飼養等許可番号 (特定外来生物の場合)		
2 動 物 の 情 報		
(1) 種 類		
(2) 性 別		
(3) 外見上の特徴		
3 備 考		

- 1 記の1及び2については、この動物に係る「特定外来生物の飼養等をしている者」又は「特定物飼養・保管許可申請者」が記入すること。
- 2 この証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 この証明に係る事務担当者が飼養等をしている者又は申請者と異なる場合は、「3 備考」欄事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

参考資料 4 :

主なマイクロチップ埋込み対象「特定外来生物・特定（危険）動物」一覧

科 名	属 名	種 名 (和名、英名、学名)	分 布	備考
1 哺乳綱				
(1)有袋目				
クスクス科	フクロギツネ属	和名：フクロギツネ 英名：Brush-tail possum 学名： <i>Trichosurus vulpecula</i>	オーストラリアとその周辺の島、 タスマニア、ニュージーランド	外
(2)霊長目				
オマキザル科	ホエザル属	和名：アカテホエザル 英名：Red-handed howler 学名： <i>Alouatta belzebul</i>	ブラジル中部、東北部	特
		和名：クロホエザル 英名：Black howler 学名： <i>Alouatta caraya</i>	ブラジル南部、ボリビア東部、パ ラグアイ、アルゼンチン北部	特
		和名：ブラウンホエザル 英名：Brown howler 学名： <i>Alouatta fusca</i>	ブラジル南東部	特
		和名：マントホエザル 英名：Mantled howler 学名： <i>Alouatta palliata</i>	メキシコ南部からエクアドル	特
		和名：メキシコホエザル 英名：Mexican (Guatemalan) howler 学名： <i>Alouatta villosa</i>	中央アメリカ	特
		和名：アカホエザル 英名：Red howler 学名： <i>Alouatta seniculus</i>	コロンビア、アマゾン、ボリビア	特
	クモザル属	和名：ケナガクモザル 英名：Long-haired spider monkey 学名： <i>Ateles belzebuth</i>	コロンビア、ブラジル南西部	特
		和名：ブラウンクモザル 英名：Brown-handed spider monkey 学名： <i>Ateles fusciceps</i>	パナマからエクアドル	特
		和名：アカクモザル（ジェフロイクモザル） 英名：Black-handed spider monkey 学名： <i>Ateles geoffroyi</i>	中央アメリカ全域	特
		和名：クロクモザル 英名：Black spider monkey 学名： <i>Ateles paniscus</i>	ブラジル北東部、ギアナ、ボリビ ア	特
	ウーリークモザル属	和名：ウーリークモザル（ムリキ） 英名：Woolly spider monkey (Muriqui) 学名： <i>Brachyteles arachnoides</i>	ブラジル南東部	特
	ウーリーモンキー属	和名：ヘンディーウーリーモンキー 英名：Yellow-tailed woolly monkey 学名： <i>Lagothrix flavicauda</i>	ペルー北東部	特
		和名：フンボルトウーリーモンキー 英名：Common woolly monkey (Humboldt's woolly monkey) 学名： <i>Lagothrix lagotricha</i>	アマゾン川流域全域	特
オナガザル科	マカク属	和名：タイワンザル 英名：Taiwan (Formosan rock) monkey 学名： <i>Macaca cyclopis</i>	台湾	外

〈備考〉 外：特定外来生物 特：特定（危険）動物

科 名	属 名	種 名 (和名、英名、学名)	分 布	備考
		和名：カニクイザル 英名：Crab-eating macaque 学名： <i>Macaca fascicularis</i>	インドネシア、フィリピンから ミャンマー	外
		和名：アカゲザル 英名：Rhesus macaque 学名： <i>Macaca mulatta</i>	東アフガニスタンから中国南部	外
		和名：ベニガオザル 英名：Stump-tailed macaque 学名： <i>Macaca arctoides</i>	中国西部からベトナム	特
		和名：アッサムモンキー 英名：Assam macaque 学名： <i>Macaca assamensis</i>	ネパールからタイ	特
		和名：ニホンザル 英名：Japanese macaque 学名： <i>Macaca fuscata</i>	日本（北海道を除く）	特
		和名：ムーアモンキー 英名：Moor macaque 学名： <i>Macaca maurus</i>	スラウェシ	特
		和名：ブタオザル 英名：Pig-Tailed macaque 学名： <i>Macaca nemestrina</i>	インド東部からインドネシア	特
		和名：クロザル 英名：Celebes ape 学名： <i>Macaca nigra</i>	スラウェシ	特
		和名：ウスイロマカク 英名：Booted macaque 学名： <i>Macaca ochreata</i>	スラウェシ	特
		和名：ボンネットモンキー 英名：Bonnet macaque 学名： <i>Macaca radiata</i>	インド南部	特
		和名：シシオザル 英名：Lion-tailed macaque 学名： <i>Macaca silenus</i>	インド南部	特
		和名：トクモンキー 英名：Toque macaque 学名： <i>Macaca sinica</i>	スリランカ	特
		和名：バーバリーマカク（バーバリーエイブ） 英名：Barbary macaque 学名： <i>Macaca sylvanus</i>	モロッコ、アルジェリア北部	特
		和名：チベットモンキー 英名：P é re David' s (Tibetan stump-Tailed) macaque 学名： <i>Macaca thibetana</i>	チベットから中国	特
		和名：トンケアンマカク 英名：Tonkean macaque 学名： <i>Macaca tonkeana</i>	スラウェシ	特
	マンガベイ属	和名：ホオジロマンガベイ 英名：White-cheeked mangabey 学名： <i>Cercocebus albigena</i>	カメルーンからケニア、タンザニア	特
		和名：ブラックマンガベイ 英名：Black mangabey 学名： <i>Cercocebus aterrimus</i>	ザイール、アンゴラ	特
		和名：アジルマンガベイ 英名：Agile mangabey 学名： <i>Cercocebus galeritus</i>	ザイール、ケニア、タンザニア	特
		和名：シロエリマンガベイ 英名：White-collared mangabey 学名： <i>Cercocebus torquatus</i>	セネガルからガボン	特

〈備考〉 外：特定外来生物 特：特定(危険)動物

科 名	属 名	種 名 (和名、英名、学名)	分 布	備考
	ヒヒ属	和名：アヌビスヒヒ 英名：Olive baboon 学名： <i>Papio anubis</i>	ナイジェリアからケニア	特
		和名：キイロヒヒ 英名：Yellow baboon 学名： <i>Papio cynocephalus</i>	ソマリア、モザンビーク、アンゴ ラ	特
		和名：マントヒヒ 英名：Hamadryas baboon 学名： <i>Papio hamadryas</i>	エチオピア、ソマリア、サウジア ラビア	特
		和名：ギニアヒヒ 英名：Guinea baboon 学名： <i>Papio papio</i>	セネガル、ギアナ	特
		和名：チャクマヒヒ 英名：Chacma baboon 学名： <i>Papio ursinus</i>	ザンビア、アンゴラから南アフリ カ	特
	マンドリル属	和名：ドリル 英名：Drill 学名： <i>Mandrillus leucophaeus</i>	ナイジェリア南東部、カメルーン	特
		和名：マンドリル 英名：Mandrill 学名： <i>Mandrillus sphinx</i>	カメルーン南部、ガボン、コンゴ	特
	ゲラダヒヒ属	和名：ゲラダヒヒ 英名：Gelada 学名： <i>Theropithecus gelada</i>	エチオピア	特
	オナガザル属	和名：サバンナモンキー 英名：Savanna (Vervet) monkey 学名： <i>Cercopithecus aethiops</i>	セネガルからソマリア、南アフリ カ	特
		和名：アカオザル 英名：Red-tail monkey 学名： <i>Cercopithecus ascanius</i>	ケニア西部からザンビア、アンゴ ラ	特
		和名：キャンベルモンキー 英名：Cambell' s monkey 学名： <i>Cercopithecus cambelli</i>	ガンビアからガーナ	特
		和名：クチヒゲグエノン 英名：Moustached monkey 学名： <i>Cercopithecus cephus</i>	カメルーンからガボン	特
		和名：デントグエノン 英名：Dent' s monkey 学名： <i>Cercopithecus denti</i>	ザイール北東部、東部	特
		和名：ダイアナモンキー 英名：Diana monkey 学名： <i>Cercopithecus diana</i>	シエラレオネからガーナ	特
		和名：ドリラスモンキー 英名：Dryas monkey 学名： <i>Cercopithecus dryas</i>	ザイール	特
		和名：アカハラグエノン 英名：Red-bellied monkey 学名： <i>Cercopithecus erythrogaster</i>	ナイジェリア南西部	特
		和名：アカミグエノン 英名：Red-eared monkey 学名： <i>Cercopithecus erythrotis</i>	ナイジェリア、カメルーン	特
		和名：フクロウグエノン 英名：Owl-faced monkey 学名： <i>Cercopithecus hamlyni</i>	ザイール東部	特
		和名：ロエストグエノン 英名：L' Hoest' s monkey 学名： <i>Cercopithecus lhoesti</i>	ウガンダ南西部、ザイール東部	特

〈備考〉外：特定外来生物 特：特定(危険)動物

科 名	属 名	種 名 (和名、英名、学名)	分 布	備考
		和名：ブルーモンキー 英名：Blue monkey 学名： <i>Cercopithecus mitis</i>	ソマリア、ザイールから南アフリカ	特
		和名：モナモンキー 英名：Mona monkey 学名： <i>Cercopithecus mona</i>	ガーナからカメルーン	特
		和名：ブラッザモンキー 英名：De Brazza's monkey 学名： <i>Cercopithecus neglectus</i>	カメルーンからエチオピア、ソマリア	特
		和名：オオハナジログエノン 英名：Greater white-nosed monkey 学名： <i>Cercopithecus nictians</i>	ギネアからザイール	特
		和名：ショウハナジログエノン 英名：Lesser white-nosed monkey 学名： <i>Cercopithecus petaurista</i>	ギネアからトーゴ	特
		和名：クラウンゲノン 英名：Crowned guenon 学名： <i>Cercopithecus pogonias</i>	カメルーン西部	特
		和名：ザイールダイアナモンキー 英名：Zaire Diana monkey 学名： <i>Cercopithecus salango</i>	ザイール中部	特
		和名：ウォルフゲノン 英名：Wolf's monkey 学名： <i>Cercopithecus wolffi</i>	ザイール中部	特
	パタスモンキー属	和名：パタスモンキー 英名：Patas monkey 学名： <i>Erythrocebus patas</i>	セネガルからエチオピア、タンザニア	特
	コロブス属	和名：アンゴラクロシロコロブス 英名：Angolan colobus 学名： <i>Colobus angolensis</i>	アンゴラからケニア	特
		和名：アカコロブス 英名：Red colobus 学名： <i>Colobus badius</i>	ガンビアからタンザニア	特
		和名：アビシニアコロブス（グレザ） 英名：Guereza 学名： <i>Colobus guereza</i>	ナイジェリア東部からエチオピア、タンザニア	特
		和名：キルクコロブス 英名：Kirk's colobus 学名： <i>Colobus kirkii</i>	ザンジバル	特
		和名：キングコロブス 英名：King colobus 学名： <i>Colobus polykomos</i>	ガンビアからトウゴ	特
		和名：サタニックコロブス 英名：Black colobus 学名： <i>Colobus satanas</i>	カメルーンからガボン	特
	プロコロブス属	和名：オリーブコロブス 英名：Olive colobus 学名： <i>Procolobus verus</i>	シエラレオネからナイジェリア	特
	ドックモンキー属	和名：トンキンシシバナザル 英名：Tonkin snub-nosed monkey 学名： <i>Pygathrix avunculus</i>	北ベトナム	特
		和名：ブレーリッヒモンキー 英名：Brelich's snub-nosed monkey 学名： <i>Pygathrix brelichi</i>	中国南部	特
		和名：アカアシドックラングール 英名：Douc langur 学名： <i>Pygathrix nemaeus</i>	ベトナム中部、ラオス、カンボジア	特

〈備考〉外：特定外来生物 特：特定(危険)動物

科 名	属 名	種 名 (和名、英名、学名)	分 布	備考
		和名：ゴールデンモンキー (チベットコバナ テングザル、キンシコウ) 英名：Golden snub-nosed monkey 学名： <i>Pygathrix roxellana</i>	中国南部、チベット	特
	コバナテングザル属	和名：メンタウェーコバナテングザル 英名：Pig-tailed langur 学名： <i>Simias concolor</i>	インドネシア	特
	テングザル属	和名：テングザル 英名：Proboscis monkey 学名： <i>Nasalis larvatus</i>	ボルネオ	特
	リーフモンキー属	和名：スンダリーフモンキー 英名：Sunda leaf monkey 学名： <i>Presbytis comata</i>	スマトラ、ジャワ、ボルネオ	特
		和名：シルバールトン 英名：Silvered leaf monkey 学名： <i>Presbytis cristata</i>	スマトラ、マレーシア西部、タイ 中南部、カンボジア、南ベトナム	特
		和名：ハヌマンラングール 英名：Hanuman langur 学名： <i>Presbytis entellus</i>	インド	特
		和名：フランソワリーフモンキー 英名：François leaf monkey 学名： <i>Presbytis francoisi</i>	ベトナム北東部、中国南部	特
		和名：シロビタイリーフモンキー 英名：White-fronled leaf monkey 学名： <i>Presbytis frontata</i>	ボルネオ	特
		和名：ゴールデンラングール 英名：Golden leaf monkey 学名： <i>Presbytis geei</i>	アッサム、ブータン	特
		和名：ニルギリラングール 英名：Nilgiri langur 学名： <i>Presbytis johnii</i>	インド南西部	特
		和名：クロカンムリリーフモンキー 英名：Mitred leaf monkey 学名： <i>Presbytis melalophos</i>	タケからスマトラ、ボルネオ	特
		和名：ダスキールトン 英名：Dusky leaf monkey 学名： <i>Presbytis obscurus</i>	タイ南部、マレーシア	特
		和名：ファイールルトン 英名：Phayre's leaf monkey 学名： <i>Presbytis phayrei</i>	ビルマ、タイ	特
		和名：ボウシラングール 英名：Capped leaf monkey 学名： <i>Presbytis pileatus</i>	アッサム、ビルマ	特
		和名：メンタウェールトン 英名：Mentawai leaf monkey 学名： <i>Presbytis potenziani</i>	メンタウェー諸島	特
		和名：クリイロリーフモンキー 英名：Maroon leaf monkey 学名： <i>Presbytis rubicanda</i>	ボルネオ	特
		和名：カオムラサキラングール 英名：Purple-faced leaf monkey 学名： <i>Presbytis vetulus</i>	スリランカ	特
テナガザル科	テナガザル属	和名：アジルテナガザル 英名：Agile gibbon 学名： <i>Hylobates agilis</i>	マレーシア、スマトラ、ボルネオ	特
		和名：クロテナガザル 英名：Crested gibbon 学名： <i>Hylobates concolor</i>	ラオス、ベトナム、海南島	特

〈備考〉外：特定外来生物 特：特定(危険)動物

科 名	属 名	種 名 (和名、英名、学名)	分 布	備考
		和名：フーロックテナガザル 英名：Hoolock gibbon 学名： <i>Hylobates hoolock</i>	アッサム、ビルマ、バングラデシュ	特
		和名：クロステナガザル 英名：Kloss' s gibbon 学名： <i>Hylobates klossi</i>	メンタウエー諸島	特
		和名：シロテナガザル 英名：White-handed (Common) gibbon 学名： <i>Hylobates lar</i>	ビルマ南部からスマトラ北部	特
		和名：ボウシテナガザル 英名：Pileatus gibbon 学名： <i>Hylobates pileatus</i>	タイ南東部	特
		和名：ワウワウ 英名：Silvery gibbon 学名： <i>Hylobates moloch</i>	ジャワ	特
		和名：フクロテナガザル 英名：Siamang 学名： <i>Hylobates syndactylus</i>	マレーシア、スマトラ	特
ヒト科	オランウータン属	和名：ボルネオオランウータン、スマトラオランウータン 英名：Bornean Orangutan, Sumatran Orangutan 学名： <i>Pongo abelii</i> , <i>Pongo pygmaeus</i>	ボルネオオランウータンはボルネオ島、スマトラオランウータンはスマトラ島	特
	チンパンジー属	和名：チンパンジー 英名：Chimpanzee 学名： <i>Pan troglodytes</i>	中央アフリカ、ザイール、ウガンダ、タンザニア	特
		和名：ピグミーチンパンジー (ボノボ) 英名：Pygmy chimpanzee (Bonobo) 学名： <i>Pan paniscus</i>	ザイール	特
	ゴリラ属	和名：ゴリラ 英名：Gorilla 学名： <i>Gorilla gorilla</i>	ナイジェリア南東部からザイール西部	特
		和名：ニシゴリラ、ヒガシゴリラ 英名：Western Gorilla, Eastern Gorilla 学名： <i>Gorilla gorilla</i> , <i>Gorilla beringei</i>	ニシゴリラは西アフリカ、ヒガシゴリラはアフリカ中央部	特
イヌ科	イヌ属	和名：セグロジャッカル 英名：Black-backed jackal 学名： <i>Canis mesomelas</i>	南アフリカおよび東アフリカ	特
		和名：コヨーテ 英名：Coyote 学名： <i>Canis latrans</i>	アラスカ、カナダ、アメリカ本土	特
		和名：タイリクオオカミ 英名：Wolf 学名： <i>Canis lupus</i>	ユーラシア大陸、インド、アラスカ、カナダ、アメリカ本土、メキシコ	特
		和名：ヨコスジジャッカル 英名：Side-striped Jackal 学名： <i>Canis adustus</i>	セネガルからソマリア、南アフリカ	特
		和名：キンイロジャッカル 英名：Golden jackal 学名： <i>Canis aureus</i>	セネガルからタイ、スリランカ	特
		和名：アメリカアカオオカミ 英名：Red wolf 学名： <i>Canis rufus</i>	アメリカ合衆国南東部	特
		和名：アビシニアジャッカル 英名：Simian jackal 学名： <i>Canis simensis</i>	エチオピア	特

〈備考〉外：特定外来生物 特：特定(危険)動物

科 名	属 名	種 名 (和名、英名、学名)	分 布	備考
	タテガミオオカミ属	和名：タテガミオオカミ 英名：Maned wolf 学名： <i>Chrysocyon brachyurus</i>	ブラジル東部からアルゼンチン北部	特
	ドール属	和名：ドール（アカオオカミ） 英名：Dhole (Red dog) 学名： <i>Cuon alpinus</i>	西アジアから中国、インド、インドシナからジャワ	特
	リカオン属	和名：リカオン 英名：Hunting dog 学名： <i>Lycaon pictus</i>	サハラ砂漠から南アフリカ	特
ハイエナ科	アードウルフ属	和名：アードウルフ（ツチオオカミ） 英名：Aardwolf 学名： <i>Proteles cristatus</i>	南アフリカ、東アフリカ	特
	ブチハイエナ属	和名：ブチハイエナ 英名：Spotted hyaena 学名： <i>Crocuta crocuta</i>	サハラ以南のアフリカ	特
	シマハイエナ属	和名：カッショクハイエナ 英名：Brown hyaena 学名： <i>Hyaena brunnea</i>	南アフリカ	特
		和名：シマハイエナ 英名：Striped hyaena 学名： <i>Hyaena hyaena</i>	北アフリカ、東アフリカ、中近東、インド	特
クマ科	ヒグマ属	和名：ヒグマ 英名：Brown Bear 学名： <i>Ursus arctos</i>	ヨーロッパ、中近東、中国、ロシア、北アメリカ、日本	特
	ツキノワグマ属	和名：ツキノワグマ（アジアクロクマ） 英名：Asian Black Bear 学名： <i>Selenarctos thibetanus</i>	インドから日本	特
	メガネグマ属	和名：メガネグマ 英名：Spectacled bear 学名： <i>Tremarctos ornatus</i>	ベネズエラからボリビア	特
	ヒグマ属	和名：アメリカグマ 英名：American black bear 学名： <i>Ursus americanus</i>	メキシコからアラスカ	特
	ホッキョクグマ属	和名：ホッキョクグマ 英名：Polar bear 学名： <i>Thalarctos maritimus</i>	北極圏	特
	マレーグマ属	和名：マレーグマ 英名：Sun bear 学名： <i>Helarctos malayanus</i>	東南アジア	特
	ナマケグマ属	和名：ナマケグマ 英名：Sloth bear 学名： <i>Melursus ursinus</i>	インド東部、スリランカ	特
(3)食肉目				
アライグマ科	アライグマ属	和名：アライグマ 英名：Common raccoon 学名： <i>Procyon lotor</i> (Linnaeus, 1758)	カナダ南部からパナマ	外
		和名：カニクイアライグマ 英名：Crab-eating raccoon 学名： <i>Procyon cancrivorus</i>	コスタリカからアルゼンチン	外
マンゲース科	エジプトマンゲース属	和名：ジャワマンゲース 英名：Javan mongoose 学名： <i>Herpestes javanicus</i>	マレー半島、インドシナ半島、スマトラ、ジャワ	外
イタチ科	イタチ属	和名：アメリカミンク 英名：American mink 学名： <i>Mustela vison</i>	カナダ、北アメリカ	外
ネコ科	ネコ属	和名：ジャングルキャット 英名：Jungle cat 学名： <i>Felis chaus</i>	エジプトからインドシナ半島、スリランカ	特

〈備考〉 外：特定外来生物 特：特定(危険)動物

科名	属名	種名 (和名、英名、学名)	分布	備考
		和名：オセロット 英名：Ocelot 学名： <i>Felis pardalis</i>	アリゾナからアルゼンチン北部	特
		和名：アフリカゴールデンキャット 英名：African golden cat 学名： <i>Felis aurata</i>	セネガルからザイール、ケニア	特
		和名：カラカル 英名：Caracal 学名： <i>Felis caracal</i>	アフリカとトルキスタン、インド 北西部からアラビア	特
		和名：ピューマ 英名：Puma 学名： <i>Felis concolor</i>	カナダ南部からパタゴニア	特
		和名：サーバル 英名：Serval 学名： <i>Felis serval</i>	アフリカ	特
		和名：アジアゴールデンキャット 英名：Asiatic golden cat 学名： <i>Felis temminckii</i>	ネパール、中国南部からスマトラ	特
		和名：スナドリネコ 英名：Fishing cat 学名： <i>Felis viverrina</i>	ジャワ、スマトラから中国南部、 インド	特
		和名：ジャガランディ（ヤガランデ） 英名：Jaguarundi 学名： <i>Felis yagouroundi</i>	アリゾナからアルゼンチン北部	特
	オオヤマネコ属	和名：オオヤマネコ 学名： <i>Lynx lynx</i> 英名： <i>Eurasian lynx</i>	西ヨーロッパからシベリア	特
		和名：カナダオオヤマネコ 英名：Canadian lynx 学名： <i>Lynx canadensis</i>	アラスカ、カナダ、アメリカ北部	特
		和名：ボブキャット 英名：Bobcat 学名： <i>Lynx rufus</i>	カナダ南部からメキシコ南部	特
	ヒョウ属	和名：ライオン 英名：Lion 学名： <i>Panthera leo</i>	サハラ南部のアフリカ、一部インド	特
		和名：ジャガー 英名：Jaguar 学名： <i>Panthera onca</i>	メキシコ北部からアルゼンチン北部	特
		和名：ヒョウ 英名：Leopard 学名： <i>Panthera pardus</i>	サハラ以南のアフリカ、南アジア、 北アフリカ、アラビア、極東	特
		和名：トラ 英名：Tiger 学名： <i>Panthera tigris</i>	インド、ネパール、中国南部、ア ムール、インドネシア	特
		和名：ユキヒョウ 英名：Snow leopard 学名： <i>Panthera uncia</i>	アルタイからヒマラヤ	特
	ウンピョウ属	和名：ウンピョウ 英名：Clouded leopard 学名： <i>Neofelis nebulosa</i>	ネパール、中国南部からスマトラ	特
	チーター属	和名：チーター 英名：Cheetah 学名： <i>Acinonyx jubatus</i>	アフリカ、南アジア、中東	特
(4)長鼻目				
ゾウ科	アフリカゾウ属	和名：アフリカゾウ 英名：African elephant 学名： <i>Loxodonta africana</i>	サハラ以南アフリカ	特

〈備考〉外：特定外来生物 特：特定(危険)動物

科 名	属 名	種 名 (和名、英名、学名)	分 布	備考
	アジアゾウ属	和名：アジアゾウ 英名：Asiatic elephant 学名： <i>Elephas maximus</i>	インドからスマトラ、スリランカ	特
(5) 奇蹄目				
サイ科	インドサイ属	和名：ジャワサイ 英名：Javan rhinoceros 学名： <i>Rhinoceros sondaicus</i>	ジャワ	特
		和名：インドサイ (ジャワサイ) 英名：Indian rhinoceros 学名： <i>Rhinoceros unicornis</i>	ネパール、インド北東部	特
	スマトラサイ属	和名：スマトラサイ 英名：Sumatran rhinoceros 学名： <i>Dicerorhinus sumatrensis</i>	ボルネオからマレーシア	特
	シロサイ属	和名：シロサイ 英名：White rhinoceros 学名： <i>Ceratolherium simum</i>	ウガンダ、南アフリカ	特
	クロサイ属	和名：クロサイ 英名：Black rhinoceros 学名： <i>Diceros bicornis</i>	サハラ以南のアフリカ	特
(6) 偶蹄目				
シカ科	ホエジカ属	和名：キョン 英名：Reeves' s muntjac 学名： <i>Muntiacus reevesi</i>	中国東部、台湾	外
シカ亜科	シカ属	和名：クチジロジカ 英名：Thorold' s deer 学名： <i>Cervus albirostris</i>	チベット、中国西部	外
		和名：アルフレッドサンバー 英名：Visayan spotted deer 学名： <i>Cervus alfredi</i>	フィリピン	外
		和名：バラシנגジカ (ヌマジカ) 英名：Swamp deer (Barasinga) 学名： <i>Cervus duvauceli</i>	インド中央部、ネパール南部	外
		和名：アカシカ 英名：Red deer 学名： <i>Cervus elaphus</i>	ヨーロッパ、北アフリカ、シベリヤ、中国西部、北アメリカ西部	外
		和名：ターミンジカ (エルドジカ) 英名：Eld' s deer (Thamin) 学名： <i>Cervus eldi</i>	サッサム、インドシナ	外
		和名：マリアナジカ 英名：Philippine sambar 学名： <i>Cervus mariannus</i>	フィリピン	外
		和名：ニホンジカ 英名：Sika deer 学名： <i>Cervus nippon</i>	シベリア東部、朝鮮、中国西部、日本、ベトナム	外
		和名：シヨンプルグシカ 英名：Schomburk' s deer 学名： <i>Cervus schomburgki</i>	タイ	外
		和名：ルサジカ 英名：Rusa 学名： <i>Cervus timorensis</i>	ジャワ、スラウェシ、チモール	外
		和名：サンバー (スイロク) 英名：Sambar 学名： <i>Cervus unicolor</i>	インド、スリランカから中国南部、フィリピン、インドネシア、ビルマ	外
	アクシス属	和名：アクシスジカ 英名：Chital (Axis deer) 学名： <i>Axis axis</i>	インド、スリランカ	外

〈備考〉 外：特定外来生物 特：特定(危険)動物

科名	属名	種名 (和名、英名、学名)	分布	備考
		和名：カラムアジカ 英名：Calamian deer 学名： <i>Axis calamianensis</i>	カラムア諸島	外
		和名：パウエアンジカ 英名：Bawean deer 学名： <i>Axis kuhlii</i>	パウエアン島	外
		和名：ホッグシカ 英名：Hog deer 学名： <i>Axis porcinus</i>	北インド、スリランカ、ビルマ、 タイ、ベトナム、インドシナ	外
	ダマジカ属	和名：ダマジカ 英名：Fallow deer 学名： <i>Dama dama</i>	ヨーロッパ、小アジア、イラン	外
		和名：イラنداマシカ 英名：Persian fallow deer 学名： <i>Dama mesopotamica</i>	イラン南部、ルリスタン、クー ジスタン	外
	シフゾウ属	和名：シフゾウ 英名：Pere David’ s deer 学名： <i>Elaphurus davidianus</i>	野生状態では絶滅	外
カバ科	カバ属	和名：カバ 英名：Hippopotamus 学名： <i>Hippopotamus amphibius</i>	サハラ以南のアフリカ	特
	コビトカバ属	和名：コビトカバ（リベリアカバ） 英名：Pygmy hippopotamus 学名： <i>Choeropsis liberiensis</i>	リベリア、コートジボアール	特
キリン科	オカピ属	和名：オカピ 英名：Okapi 学名： <i>Okapia johnstoni</i>	ザイール	特
	キリン属	和名：キリン 英名：Giraffe 学名： <i>Giraffa camelopardalis</i>	サハラ以南のアフリカ	特
ウシ科	アフリカスイギュウ属	和名：アフリカスイギュウ 英名：African baffalo 学名： <i>Synceros caffer</i>	サハラ以南のアフリカ	特
	バイソン属	和名：アメリカバイソン 英名：American bison 学名： <i>Bison bison</i>	北アメリカ	特
		和名：ヨーロッパバイソン 英名：European bison 学名： <i>Bison bonasus</i>	ヨーロッパ	特
(7)げっ(齧)歯目				
リス科	リス属、 タイワンリス属	和名：クリハラリス（タイワンリスも含む） 英名：Pallas’ s squirrel 学名： <i>Callosciurus erythraeus</i>	シッキム、中国南部からマレーシ ア、台湾	外
		和名：タイワンリス 英名：Taiwan squirrel 学名： <i>Callosciurus erythraeus taiwanensis</i>	台湾	外
		和名：トウブハイイロリス 英名：Gray squirrel 学名： <i>Sciurus carolinensis</i>	テキサス東部からカナダ南東部	外
		和名：キタリス（エゾリス） 英名：Red squirrel 学名： <i>Sciurus vulgaris</i>	アイルランドから北海道	外
	モモンガ属	和名：タイリクモモンガ（エゾモモンガ） 英名：Russian flying squirrel 学名： <i>Pteromys volans</i>	フィンランドから朝鮮、北海道	外
ネズミ科	マスカラット属	和名：マスカラット 英名：Muskrat 学名： <i>Ondatra zibethicus</i>	北アメリカ	外

〈備考〉 外：特定外来生物 特：特定(危険)動物

科名	属名	種名 (和名、英名、学名)	分布	備考
ヌートリア科	ヌートリア属	和名：ヌートリア 英名：Coypu 学名： <i>Myocastor coypus</i>	チリー、アルゼンチンからボリビア、ブラジル南部	外
(8)食虫目				
ハリネズミ科	ハリネズミ属	和名：ナミハリネズミ 英名：Western European hedgehog 学名： <i>Erinaceus europaeus</i>	ヨーロッパ北部、西部、ニュージーランド（移入個体）、我国にも野生化個体が見られる。	外
		和名：マンシュウハリネズミ 英名：Munchurian hedgehog 学名： <i>Erinaceus amurensis</i>	シベリアから朝鮮、中国東北部	外
		和名：ヒトイロハリネズミ 英名：Eastern European hedgehog 学名： <i>Erinaceus concolor</i>	ヨーロッパ南東部からシリア	外
2鳥綱				
(9)ダチョウ目				
ヒクイドリ科	ヒクイドリ属	和名：コヒクイドリ 英名：Dwarf Cassowary、 Benett's Cassowary 学名： <i>Casuarius bennetti</i>	ニューギニア、ヤーペン島	特
		和名：ヒクイドリ 英名：Double-wattled cassowary 学名： <i>Casuarius casuarius</i>	ニューギニア、オーストラリア（クイーンズランド）	特
		和名：パプアヒクイドリ 英名：Northern cassowary 学名： <i>Casuarius unappendiculatus</i>	ニューギニア、ヤーペン島、サラワティ島	特
(10)タカ目				
コンドル科	コンドル属	和名：コンドル 英名：Andean condor 学名： <i>Vultur gryphus</i>	ベネズエラからフェゴ島までのアンデス	特
	カルフォルニア コンドル属	和名：カリフォルニアコンドル 英名：Californian condor 学名： <i>Gymnogypus californianus</i>	北アメリカ太平洋岸（野生状態では一時絶滅）	特
	トキイロコンドル属	和名：トキイロコンドル 英名：King vulture 学名： <i>Sarcoramphus papa</i>	中央アメリカ、南アメリカ	特
タカ科	オジロワシ属	和名：オジロワシ 英名：White-tailed sea-eagle 学名： <i>Haliaeetus albicilla</i>	グリーンランド、アイスランド、ロシア、シベリア、カムチャツカ、冬期北海道	特
		和名：オオワシ 英名：Steller's sea-eagle 学名： <i>Haliaeetus pelagicus</i>	オホーツク海沿岸、冬期は日本朝鮮半島	特
		和名：ハクトウワシ 英名：American bold eagle 学名： <i>Haliaeetus leucoryphus</i>	アリューシャン列島、アラスカ、カナダ、アメリカ	特
	ハゲワシ属	和名：クロハゲワシ 英名：Eropean black Vulture, Eurasian black Vulture, Cinereous Vulture 学名： <i>Aegypius monachus</i>	ヨーロッパ南部、中央アジア、チベット、モンゴル、中国東北部	特
		和名：ミミヒダハゲワシ 英名：Lapped-faced vulture 学名： <i>Aegypius tracheliotus</i>	アラビア、エチオピア、ケニア、南アフリカ	特
	ヒゲワシ属	和名：ヒゲワシ 英名：Lammergeier 学名： <i>Gypaetus barbatus</i>	小アジア、ヨーロッパ、中央アジア、アフリカ	特

《備考》 外：特定外来生物 特：特定(危険)動物

科 名	属 名	種 名 (和名、英名、学名)	分 布	備考
	シロエリハゲワシ属	和名：コシジロハゲワシ 英名：African white-backed vultur 学名： <i>Gyps africanus</i>	セネガルからスーダン、アフリカ南部	特
		和名：マダラハゲワシ 英名：Ruppelli's griffon 学名： <i>Gyps ruppellii</i>	スーダン、ウガンダ、ケニア、エチオピア、ソマリア	特
	ヒメオウギワシ属	和名：ヒメオウギワシ 英名：Guinea crested eagle 学名： <i>Morphnus guianensis</i>	中央アメリカからコロンビア、パラグアイ、アルゼンチン、ブラジル南部	特
	オウギワシ属	和名：オウギワシ 英名：Harpy eagle 学名： <i>Harpia harpyia</i>	メキシコ南部からブラジル	特
	パプアオウギワシ属	和名：パプアオウギワシ 英名：New Guinea harpy eagle 学名： <i>Harpyopsis novaeguineae</i>	ニューギニア	特
	フィリピンワシ属	和名：フィリピンワシ 英名：Great Philippine eagle 学名： <i>Pithecophaga jefferyi</i>	フィリピン	特
	イヌワシ属	和名：オナガイヌワシ 英名：Wedge-tailed eagle 学名： <i>Aquila audax</i>	オーストラリア、タスマニア	特
		和名：コシジロイヌワシ 英名：Verreaux's eagle 学名： <i>Aquila verreauxii</i>	イスラエル、エジプト、エチオピア、ソマリアからチャド東部、スーダン	特
		和名：イヌワシ 英名：Golden eagle 学名： <i>Aquila chrysaetos</i>	ヨーロッパ、アフリカ北部、中近、シベリア、中国、カムチャツカ半島、朝鮮、日本、アラスカ、カナダ東部、アメリカ	特
	クマタカ属	和名：クマタカ 英名：Mountain hawk-eagle 学名： <i>Spizaetus nipalensis</i>	日本、ヒマラヤ、中国南部、台湾、海南島、ビルマ、東南アジア（タイ）、インド南西部、スリランカ	特
	カンムリクマタカ属	和名：カンムリクマタカ 英名：Crowned eagle 学名： <i>Stephanoaetus coronatus</i>	サハラ以南のアフリカ	特
	ゴマバラワシ属	和名：ゴマバラワシ 英名：Martial eagle 学名： <i>Polemaetus bellicosus</i>	サハラ以南のアフリカ	特
3 爬虫綱				
(11) カメ目				
カミツキガメ科	カミツキガメ属	和名：カミツキガメ 英名：Snapping turtle 学名： <i>Chelydra serpentina</i>	カナダ南部からアメリカ合衆国東部、中央アメリカ、南アメリカ北部	外
	ワニガメ属	和名：ワニガメ 英名：Alligator snapping turtle 学名： <i>Macrochelys temminckii</i>	アメリカ合衆国東南部	特
(12) トカゲ亜目				
ドクトカゲ科	ドクトカゲ属	和名：アメリカドクトカゲ 英名：Gila monster 学名： <i>Heloderma suspectum</i>	アメリカ合衆国南西部、メキシコ北西部	特
		和名：メキシコドクトカゲ 英名：Beaded lizard 学名： <i>Heloderma horridum</i>	メキシコ西部、グアテマラ	特
オオトカゲ科	オオトカゲ属	和名：ハナブトオオトカゲ 英名：Crocodile monitor 学名： <i>Varanus salvadorii</i>	ニューギニア	特

〈備考〉 外：特定外来生物 特：特定(危険)動物

科 名	属 名	種 名 (和名、英名、学名)	分 布	備考
		和名：コモドオオトカゲ 英名：Komodo dragon 学名：Varanus komodoensis	インドネシア（コモド、リンチャ、パダール、フロレスなどの各島）	特
(13)ヘビ亜目				
ナミヘビ科、 オオガシラ科		和名：ミナミオオガシラ 英名：Brown tree snake 学名：Boiga irregularis	スラウェシ島、ハルマヘラ島、ニューギニア、ソロモン諸島、オーストラリア北部・東部の沿岸地域	外
ナミヘビ科	ナミヘビ属	和名：タイワンスジオ 英名：Taiwan beauty snake 学名：Elaphe taeniura friesei	台湾	外
ボア科	アナコンダ属	和名：アナコンダ（オオアナコンダ） 英名：Green anaconda 学名：Eunectes murinus	南アメリカ北部	特
ニシキヘビ科	ミナミニシキヘビ属	和名：アメジストニシキヘビ 英名：Australian scrub python 学名：Morelia amethystina	オーストラリア北部、ニューギニア	特
(14)ヘビ亜目				
ナミヘビ科	ヤマカガシ属	和名：ヤマカガシ 英名：Tiger keelback 学名：Rhabdophis tigrinus	日本、朝鮮半島、中国、台湾	特
コブラ科	コブラ属ほか	和名：コブラ 英名：Cobra 学名：Naja spp, Ophiophagus hannah	アジア、アフリカ	特
クサリヘビ科	マムシ属	和名：ニホンマムシ 英名：Japanese mamushi 学名：Agkistrodon blomhoffii	日本	特
	ハブ属	和名：台湾ハブ 英名：Taiwan pit vipers 学名：Trimeresurus mucrosquamatus	台湾、中国南部、インドシナ半島北部	外
(15)ワニ目				
アリゲーター科	カイマン属	和名：メガネカイマン 英名：Spectacled caiman 学名：Caiman crocodilus	メキシコ南部からアルゼンチン北部	特
クロコダイル科	クロコダイル属	和名：ナイルワニ 英名：Nile crocodile 学名：Crocodylus niloticus	砂漠地帯を除くアフリカ、マダガスカル	特
ガビアル科	ガビアル属	和名：インドガビアル 英名：Gharial 学名：Gavialis gangeticus	インド北部、バングラディッシュ、ネパール、ブータン	特

〈備考〉外：特定外来生物 特：特定(危険)動物

※爬虫綱の特定外来生物のなかにはマイクロチップの挿入対象ではない動物（グリーンアノール及びブラウンアノール）があります。

参考資料 5 :

1. 特定外来生物へのマイクロチップ埋込みに関する幼齢期間等

科 名	種 名	幼齢又は小型の特定動物
1 哺乳綱 (1) 有袋目		
クスクス科	フクロギツネ	生後六月に満たない特定外来生物
(2) 霊長目		
オナガザル科	タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル	生後六月に満たない特定外来生物
(3) 食肉目		
アライグマ科	カニクイアライグマ、アライグマ	生後二月に満たない特定外来生物
マングース科	ジャワマングース	生後二月に満たない特定外来生物
(4) 偶蹄目		
シカ科	キョン	規定なし
シカ亜科	アキシス属(アキシジカ)属全種、ケルヴス属(シカ属)に属する種のうちホンシュウジカ、ケラマジカ、マゲシカ、キュウシュウジカ、ツシマジカ、ヤクシカ、エゾシカ以外のもの ダマ属(ダマシカ属)全種、シフゾウ属シフゾウ	規定なし
(5) げっ(齧)歯目		
リス科	クリハラリス、タイリクモモンガ、トウブハイイロリス、キタリス	生後二月に満たない特定外来生物
ヌートリア科	ヌートリア	生後二月に満たない特定外来生物
(6) 食虫目		
ハリネズミ科	ハリネズミ属全種	生後二月に満たない特定外来生物
2 爬虫綱 (1) カメ目		
カミツキガメ科	カミツキガメ	甲長十五センチメートルに満たない特定外来生物
(2) ヘビ亜目		
ナミヘビ科	ミナミオオガシラ、タイワンスジオ	全長五十センチメートルに満たない特定外来生物
クサリヘビ科	タイワンハブ	全長五十センチメートルに満たない特定外来生物

2.特定(危険)動物へのマイクロチップ埋込みに関する幼齢期間等

科 名	種 名	幼齢又は小型の特定動物
1 哺乳綱		
(1) 霊長目		
オマキザル科	ホエザル属全種、クモザル属全種、ウーリークモザル属全種、ウーリーモンキー属全種	生後六月に満たない特定動物
オナガザル科	マカク属全種(タイワンザル、カニクイザル、アカゲザルを除く。)、マンガベイ属全種、ヒヒ属全種、マンドリル属全種、ゲラダヒヒ属全種、オナガザル属全種、パタスモンキー属全種、コロブス属全種、プロコロブス属全種、ドゥクモンキー属全種、コバナテングザル属全種、テングザル属全種、リーフモンキー属全種	生後六月に満たない特定動物
テナガザル科	テナガザル科全種	生後六月に満たない特定動物
ヒト科	オランウータン属全種、チンパンジー属全種、ゴリラ属全種	生後六月に満たない特定動物
(2) 食肉目		
イヌ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアオオカミ及びアビシニアジャッカル、タテガミオオカミ属全種、ドール属全種、リカオン属全種	生後二月に満たない特定動物
クマ科	クマ科全種	生後二月に満たない特定動物
ハイエナ科	ハイエナ科全種	生後二月に満たない特定動物
ネコ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランダ、オオヤマネコ属全種、ヒョウ属全種、ウンピョウ属全種、チーター属全種	生後二月に満たない特定動物
(3) 長鼻目		
ゾウ科	ゾウ科全種	なし
(4) 奇蹄目		
サイ科	サイ科全種	なし
(5) 偶蹄目		
カバ科	カバ科全種	なし
キリン科	キリン属全種	なし
ウシ科	アフリカスイギュウ属全種、バイソン属全種	なし
2 鳥綱		
(1) ダチョウ目		
ヒクイドリ科	ヒクイドリ科全種	孵化後二月に満たない特定動物
(2) タカ目		
コンドル科	カリフォルニアコンドル、コンドル、トキイロコンドル	孵化後二月に満たない特定動物
タカ科	オジロワシ、ハクトウワシ、オオワシ、ヒゲワシ、コシジロハゲワシ、マダラハゲワシ、クロハゲワシ、ミミヒダハゲワシ、ヒメオウギワシ、オウギワシ、パプアオウギワシ、フィリピンワシ、イヌワシ、オナガイヌワシ、コシジロイヌワシ、カンムリクマタカ、ゴマバラワシ	孵化後二月に満たない特定動物

※鳥綱に属する特定動物は、マイクロチップ又は脚環による固体識別が義務づけられています。

科 名	種 名	幼齢又は小型の特定動物
3 爬虫綱		
(1) カメ目		
カミツキガメ科	カミツキガメ科全種（カミツキガメを除く。）	甲長が十五センチメートルに満たない特定動物
(2) トカゲ目		
ドクトカゲ科	ドクトカゲ科全種	全長が三十センチメートルに満たない特定動物
オオトカゲ科	ハナブトオオトカゲ、コモドオオトカゲ	全長が三十センチメートルに満たない特定動物
ボア科	ボアコンストリクター、アナコンダ、アメジストニシキヘビ、インドニシキヘビ、アミメニシキヘビ、アフリカニシキヘビ	全長が五十センチメートルに満たない特定動物
ナミヘビ科	ブームスラング属全種、アフリカツルヘビ属全種、ヤマカガシ属全種、タチメニス属全種	全長が五十センチメートルに満たない特定動物
コブラ科	コブラ科全種	全長が五十センチメートルに満たない特定動物
クサリヘビ科	クサリヘビ科全種（タイワンハブを除く。）	全長が五十センチメートルに満たない特定動物
(3) ワニ目		
アリゲーター科	アリゲーター科全種	全長が三十センチメートルに満たない特定動物
クロコダイル科	クロコダイル科全種	全長が三十センチメートルに満たない特定動物
ガビアル科	ガビアル科全種	全長が三十センチメートルに満たない特定動物

参考資料 6 :

関係官庁 問合せ窓口一覧

特定外来生物関係

		郵便番号	住所	電話 F A X
北海道地方環境事務所	野生生物課	060-0001	札幌市中央区北1条西10丁目1番地 ユネットビル10F	(011)251-8704 (011)219-7072
釧路自然環境事務所	野生生物課	085-8639	北海道釧路市幸町10-3釧路地方合 同庁舎4階	(0154)32-7500 (0154)32-7575
東北地方環境事務所	野生生物課	980-0014	仙台市青葉区本町3-2-23仙台第二 合同庁舎6F	(022)722-2876 (022)722-2872
関東地方環境事務所	野生生物課	330-6018	さいたま市中央区新都心11-2 明治 安田生命さいたま新都心ビル18F	(048)600-0817 (048)600-0517
中部地方環境事務所	野生生物課	460-0003	名古屋市中区錦3-4-6桜通大津第一 生命ビル4F	(052)955-2139 (052)951-8919
長野自然環境事務所	野生生物課	380-0846	長野県長野市旭町1108 長野第一合 同庁舎	(026)231-6573 (026)235-1226
近畿地方環境事務所	野生生物課	540-6591	大阪市中央区大手前1-7-31 大阪 マーチャンダイス・マート(OMM)ビル8F	(06)4792-0706 (06)4790-2800
中国四国地方環境事務所	野生生物課	700-0984	岡山市桑田町18-28明治安田生命岡 山桑田町ビル1,4F	(086)223-1561 (086)224-2081
九州地方環境事務所	野生生物課	862-0913	熊本県熊本市尾ノ上1-6-22	(096)214-0339 (096)214-0350
那覇自然環境事務所	野生生物課	900-0027	沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通関 社ビル4F	(098)858-5824 (098)858-5825
環境省自然環境局	野生生物課	100-8975	東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	(03)5521-8344 (03)3504-2175

特定動物(危険動物)関係

都 道 府 県・市名	組 織 名	郵便番号	住 所	電 話 F A X
北 海 道	環境生活部環境局自然環境課特定生物グループ	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	(011)204-5205 (011)232-6790
青 森 県	健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ	030-8570	青森市長島1-1-1	(017)734-9213 (017)734-8047
岩 手 県	保健福祉部保健衛生課食品薬務担当食品衛生チーム	020-8570	盛岡市内丸10番1号	(019)629-5472 (019)629-5474
宮 城 県	環境生活部食と暮らしの安全推進課環境水道班	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	(022)211-2646 (022)211-2698
	動物愛護センター	981-3326	黒川郡富谷町明石字下向田69-4	(022)358-7888 (022)358-9424
秋 田 県	生活環境文化部生活衛生課食品衛生班	010-8570	秋田市山王4-1-2	(018)860-1593 (018)860-3856
	動物管理センター	010-1654	秋田市浜田字神坂160	(018)828-6561 (018)828-6562
山 形 県	健康福祉部保健薬務課生活衛生担当	990-8570	山形市松波2-8-1	(023)630-2329 (023)632-8176
福 島 県	保健福祉部健康衛生領域食品安全グループ	960-8670	福島市杉妻町2-16	(024)521-7245 (024)521-7925
茨 城 県	保健福祉部生活衛生課環境・動物愛護グループ	310-8555	水戸市笠原町978番6	(029)301-3418 (029)301-0800
	茨城県動物指導センター	309-1606	笠間市日沢47	(0296)72-1200 (0296)72-2271
栃 木 県	保健福祉部生活衛生課衛生・水道担当	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	(028)623-3110 (028)623-3116
	動物愛護指導センター	321-0166	宇都宮市今宮4-7-8	(028)684-5458 (028)684-5926
群 馬 県	保健・福祉・食品局食品安全会議事務局食品監視課生活衛生・水道グループ	371-8570	前橋市大手町1-1-1	(027)226-2445 (027)243-3426
	動物管理センター	378-0078	沼田市佐山町字前久保261-1	(0278)23-9359 (0278)23-9359
埼 玉 県	保健医療部生活衛生課動物指導担当	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	(048)830-3612 (048)824-2194
	動物指導センター	360-0105	江南町板井123	(048)536-2465 (048)536-0800
	動物指導センター南支所	338-0813	さいたま市桜区在家473	(048)855-0484 (048)855-3583
千 葉 県	健康福祉部衛生指導課生活衛生推進室	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	(043)223-2627 (043)227-2713
	動物愛護センター	286-0211	富里市御料709-1	(0476)93-5711 (0476)93-5326
	動物愛護センター東葛飾支所	277-0941	柏市高柳1018-6	(0471)91-0050 (0471)93-2387
東 京 都	福祉保健局健康安全室環境衛生課動物管理係	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	(03)5320-4412 (03)5388-1426
	動物愛護相談センター	156-0056	世田谷区八幡山2-9-11	(03)3302-3567 (03)3329-2647
	動物愛護相談センター多摩支所	191-0021	日野市石田1-192-33	(042)581-7435 (042)584-8012
	動物愛護相談センター城南島出張所	143-0002	大田区城南島3-2-1	(03)3790-0861 (03)3790-8218
神 奈 川 県	保健福祉部生活衛生課乳肉衛生・動物保護班	231-8588	横浜市中区日本大通1	(045)210-4947 (045)210-8864
	動物保護センター	259-1205	平塚市土屋401	(0463)58-3411 (0463)59-4931

都 道 府 県・市名	組 織 名	郵便番号	住 所	電 話 F A X
新 潟 県	福祉保健部生活衛生課動物愛護・衛生係	950-8570	新潟市新光町4番地1	(025)280-5206 (025)284-6757
	下越動物保護管理センター	957-0064	新発田市大字奥山新保字矢詰430	(0254)24-0207 (0254)24-0207
	県央動物保護管理センター	950-1343	西蒲原郡中之口村三ツ門	(0253)75-5140 (0253)75-5140
	中越動物保護管理センター	940-0822	長岡市柿町字増沢1574子	(0258)34-1416 (0258)34-1416
	魚沼動物保護管理センター	946-0004	北魚沼郡小出町大字大塚新田字大塚116-3	(02579)2-1145 (02579)2-1145
	上越動物保護管理センター	943-0812	上越市大字中正善寺字下川原1340	(0255)25-9263 (0255)25-9263
富 山 県	厚生部食品生活衛生課食品乳肉係	930-8501	富山市新総曲輪1-7	(076)444-3230 (076)444-3497
	動物管理センター	930-0275	中新川郡立山町利田	(076)462-3467 (076)462-3494
石 川 県	健康福祉部薬事衛生課食品衛生グループ	920-8580	金沢市鞍月1丁目1番地	(076)225-1443 (076)225-1444
	南部小動物管理指導センター	923-0983	小松市日末町メ2-15	(0761)21-7297 (0761)21-4585
福 井 県	健康福祉部食品安全・衛生課	910-8580	福井市大手3-17-1	(0776)20-0354 (0776)20-0643
山 梨 県	福祉保健部衛生薬務課食品衛生担当	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	(055)223-1489 (055)223-1492
	動物愛護指導センター	409-3812	中巨摩郡玉穂町乙黒1083	(055)273-5034 (055)273-5614
長 野 県	衛生部食の安全・生活衛生チーム乳肉・動物衛生ユニット	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	(026)235-7154 (026)232-7288
	動物愛護センター	384-0041	小諸市大字菱平字前新田2725	(0267)24-5071 (0267)26-3282
岐 阜 県	健康福祉部生活衛生課食品指導担当	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	(058)272-1111(内2565) (058)271-5729
静 岡 県	健康福祉部生活衛生総室生活衛生室	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	(054)221-2347 (054)221-2342
	動物管理指導センター	431-1102	浜松市大山町3551-1	(053)437-0142 (053)437-9690
愛 知 県	健康福祉部健康担当局生活衛生課獣医衛生グループ	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	(052)954-6298 (052)954-6921
	動物保護管理センター	444-2222	豊田市穂積町新屋73-3	(0565)58-2323 (0565)58-2330
	動物保護管理センター尾張支所	491-0115	一宮市浅井町西海戸字余陸寺31-1	(0586)78-2595 (0586)78-8638
	動物保護管理センター知多支所	475-0803	半田市乙川末広町100-1	(0569)21-5567 (0569)24-7067
	動物保護管理センター東三河支所	441-8077	豊橋市神野新田町字京ノ割50-2	(0532)33-3777 (0532)33-3779
三 重 県	健康福祉部薬務食品室食品・生活衛生グループ	514-8570	津市広明町13	(059)224-2343 (059)224-2344
	(財)三重県小動物施設管理公社	514-1254	津市森町2438-2	(059)256-4168 (059)256-4168
滋 賀 県	県民文化生活部生活衛生課食の安全推進室	520-8577	大津市京町4-1-1	(077)528-3643 (077)528-4860
	動物保護管理センター	520-3252	湖南市岩根136-98	(0748)75-1911 (0748)75-4450
京 都 府	保健福祉部生活・薬務総括室動物愛護管理室	602-8570	京都市上京区下立売通り新町西入藪ノ内町	(075)414-4763 (075)414-4780
	動物愛護管理センター	610-1106	京都市西京区大枝沓掛町2415	(075)331-1899 (075)331-1899

都 道 府 県・市名	組 織 名	郵便番号	住 所	電 話 F A X
大 阪 府	環境農林水産部動物愛護畜産課 動物愛護グループ	594-8570	大阪市中央区大手前2-1-7 大阪赤十字会館 7 階	(06) 6949-1055 (06) 6949-1056
	健康福祉部食の安全推進課 流通監視グループ（狂犬病）	540-8570	大阪市中央区大手町2-1-22	(06) 6944-6319 (06) 6942-3910
	犬管理指導所	537-0025	大阪市中央区中道1-3-62	(06) 6981-1050 (06) 6981-1033
兵 庫 県	健康生活部健康局生活衛生課動物衛生係	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	(078)362-3259 (078)362-3970
	農林水産部農林水産局森林動物共生室		同 上	(078)362-3463 (078)362-3954
	動物愛護センター	661-0047	尼崎市西昆陽4-1-1	(06)6432-4599 (06)6434-2399
	動物管理事務所	673-1462	加東郡社町藤田字北山736-7	(0795)42-4466 (0795)42-4467
奈 良 県	福祉部健康安全局生活衛生課動物愛護係	630-8501	奈良市登大路町30	(0742)27-8675 (0742)27-0798
	桜井保健所橿原動物指導管理事務所 （慈明寺事務所）	634-0816	橿原市慈明寺町380	(0744)25-3707 (0744)25-3714
	桜井保健所橿原動物指導管理事務所 （西池尻事務所）	634-0816	橿原市西池尻287-7	(0744)27-6420 (0744)27-6420
和歌山県	環境生活部食の安全局生活衛生課衛生指導班 食品衛生班	640-8585	和歌山市小松原通1-1	(073)441-2620 (073)432-1952
	環境生活部環境政策局自然環境室		同 上	(073)441-2779 (073)433-3590
	農林水産部農業生産局畜産課衛生班		同 上	(073)441-2920 (073)431-0904
	動物愛護センター	640-1251	海草郡紀美野町国木原372	(073)489-6500 (073)489-6504
鳥 取 県	生活環境部公園自然課自然環境保全担当	680-8570	鳥取市東町1-220	(0857)26-7199 (0857)26-7561
島 根 県	健康福祉部薬事衛生課食品衛生グループ	690-8501	松江市殿町128	(0852)22-6487 (0852)22-6041
	動物管理センター（出雲保健所で管理）	699-0762	簸川郡大社町大字鶴峠字御腰掛535-2	(0853)53-3278 (0853)30-0178
岡 山 県	保健福祉部生活衛生課食の安全推進班	700-8570	岡山市内山下2-4-6	(086)226-7338 (086)231-1434
	動物愛護センター	709-2105	岡山市御津伊田2750	(0867)24-9512 (0867)24-9513
広 島 県	福祉保健部衛生・被爆者総室食品衛生室乳肉水産グループ	730-8511	広島市中区基町10-52	(082)513-3103 (082)227-1057
	動物愛護センター	729-0413	三原市本郷町南方8915-2	(0848)86-6511 (0848)86-3720
山 口 県	環境生活部生活衛生課食の安心・安全推進室乳肉衛生グループ	753-8501	山口市滝町1番1号	(083)933-2974 (083)933-3079
	動物愛護センター	754-0891	山口市大字陶字郷943番の12	(083)973-8315 (083)973-8341
徳 島 県	保健福祉部生活衛生課動物愛護管理担当	770-8570	徳島市万代町1-1	(088)621-2227 (088)621-2848
	動物愛護管理センター	771-3201	名西郡神山町字長谷333	(088)636-6122 (088)636-6123
香 川 県	健康福祉部生活衛生課乳肉衛生・動物愛護グループ	760-8570	高松市番町4-1-10	(087)832-3179 (087)832-3606
愛 媛 県	保健福祉部薬務衛生課食肉検査指導係	790-8570	松山市一番町4-4-2	(089)912-2396 (089)947-3035
	動物愛護センター	791-0133	松山市東川町乙44-7	089-977-9200 089-914-5415
高 知 県	健康福祉部食品・衛生課食品保健担当	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	(088)823-9672 (088)823-9264
	中央小動物管理センター	780-8021	高知市孕東町56-2	(088)821-4970 (088)822-3617
	中村小動物管理センター	787-0010	四万十市古津賀3096-3	(088)823-9672 (088)823-9264

都 道 府 県・市名	組 織 名	郵便番号	住 所	電 話 F A X
福 岡 県	保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	(092)643-3281 (092)643-3282
	(財)福岡県動物管理センター	811-3135	古賀市小竹131-2	(092)944-1281 (092)944-1282
佐 賀 県	健康福祉本部生活衛生課	840-8570	佐賀市城内1-1-59	(0952)25-7077 (0952)25-7303
	動物管理センター	842-0832	佐賀市三瀬村藤原字天塘2391	(0952)56-2611
長 崎 県	県民生活部生活衛生課食品乳肉衛生班	850-8570	長崎市江戸町2番13号	(095)895-2354 (095)824-4780
	畜犬管理所	856-0815	大村市森岡町1446	(0957)53-9660 (0957)53-9660
熊 本 県	健康福祉部健康危機管理課	862-8570	熊本市水前寺6-18-1	(096)333-2247 (096)383-1434
	動物管理センター	862-0931	熊本市戸島町正玄塚2591	(096)380-3310 (096)380-3310
大 分 県	生活環境部食品安全・衛生課食品乳肉班	870-8501	大分市大手町3-1-1	(097)534-5873 (097)533-9500
宮 崎 県	福祉保健部衛生管理課乳肉衛生担当	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	(0985)26-7077 (0985)26-7347
	県北部犬管理所	889-0603	東臼杵郡門川町加草山の神276-4	(0982)63-1818
	県中部犬管理所	880-0045	宮崎市大字大瀬町字師方4654	(0985)41-1047
	県西部犬管理所	889-4504	北諸県郡高崎町大字東霧島904-1	(0986)62-1229
鹿 児 島 県	保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係	890-8577	鹿児島市鴨池新町10番1号	(099)286-2788 (099)286-5562
	加世田畜犬管理センター	897-1121	南さつま市唐仁原柚垣塚1930	(0993)53-4125 (0993)53-4125
	宮之城畜犬管理センター	895-1804	薩摩郡さつま町舟木4991-3	(0996)53-3174 (0996)53-3174
	牧之原畜犬管理センター	899-4461	霧島市国分上之段2422	(0995)48-2112 (0995)48-2112
沖 縄 県	福祉保健部業務衛生課生活衛生・水道班	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	(098)866-2215 (098)866-2241
	動物愛護センター	901-1202	大里村字大里2000番地	(098)945-3043 (098)945-0224
大 阪 市	健康福祉局健康推進部生活衛生課乳肉衛生担当	530-8201	大阪市北区中之島1-3-20	(06)6208-9996 (06)6232-0364
	動物管理センター	559-0021	大阪市住之江区柴谷2-5-74	(06)6685-3700 (06)6686-4507
名 古 屋 市	健康福祉局健康部食品衛生課	460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1	(052)972-2649 (052)955-6225
	動物愛護センター	464-0022	名古屋市千種区平和公園2-106	(052)762-0380 (052)762-0423
京 都 市	保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	(075)222-3429 (075)222-3416
	家庭動物相談所	601-8103	京都市南区上鳥羽仏現寺町45	(075)671-0336 (075)671-0338
横 浜 市	健康福祉局健康安全部食品衛生課動物保護管理係	231-0017	横浜市中区港町2-9 関内駅前第2ビル4階	(045)671-2467 (045)641-6074
	畜犬センター	231-0813	横浜市中区かもめ町31	(045)621-1558 (045)621-1559
神 戸 市	保健福祉局健康部生活衛生課環境衛生係	650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1	(078)322-5264 (078)322-2725
	動物管理センター	651-1102	神戸市北区山田町下谷上字中一里山14-1	(078)741-8111 (078)741-8035
北 九 州 市	保健福祉局保健医療部保健衛生課食品衛生係	803-8501	北九州市小倉北区内1-1	(093)582-2435 (093)582-4037
	保健福祉局動物管理センター	803-0801	北九州市小倉北区西港町24-7	(093)581-1800 (093)582-8852

都 道 府 県・市名	組 織 名	郵便番号	住 所	電 F A 話 X
札 幌 市	保健福祉局健康衛生部動物管理センター	063-0869	札幌市西区八軒9条東5-1-31	(011)736-6134 (011)736-6137
	保健福祉局健康衛生部動物管理センター福移支所	002-8055	札幌市北区篠路町福移156番地	(011)791-1811 (011)791-7969
川 崎 市	健康福祉局保健医療部生活衛生課	210-8577	川崎市川崎区宮本町1番地	(044)200-2448 (044)200-3927
	動物愛護センター	213-0025	川崎市高津区蟹ヶ谷119	(044)766-2237 (044)798-2743
福 岡 市	保健福祉局生活衛生部生活衛生課動物管理係	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1	(092)711-4273 (092)733-5588
	保健福祉局生活衛生部動物管理センター東部動物管理センター	813-0023	福岡市東区蒲田5-10-1	(092)691-0131 (092)691-0132
	保健福祉局生活衛生部動物管理センター西部動物管理センター	819-0005	福岡市西区内浜1丁目4-22	(092)891-1231 (092)891-1259
広 島 市	社会局保健部動物管理センター	730-0043	広島市中区富士見町11番27号	(082)243-6058 (082)243-6276
仙 台 市	健康福祉局保健衛生部生活衛生課食品衛生係	980-0803	仙台市青葉区国分町3-7-1	(022)214-8205 (022)214-8157
	動物管理センター	983-0034	仙台市宮城野区扇町6-3-3	(022)258-1626 (022)258-1815
千 葉 市	保健福祉局健康部生活衛生課食品衛生係	260-8722	千葉市中央区千葉港2番1号	(043)245-5215 (043)245-5556
	動物保護指導センター	263-0054	千葉市稲毛区宮野木町445-1	(043)258-7817 (043)258-7818
さいたま市	保健福祉局生活衛生課生活環境担当	330-9588	さいたま市浦和区常磐6-4-4	(048)829-1299 (048)829-1967
	動物愛護ふれあいセンター	338-0812	さいたま市桜区神田950-1	(048)648-2189 (048)648-2229
静 岡 市	動物指導センター	421-1222	静岡市葵区産女953番地	(054)278-6409 (054)278-2987
環 境 省	自然環境局総務課動物愛護管理室	100-8975	東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	(03)5521-8331 (03)3508-9278

参考資料 7 :

参考文献

- Flower s. s: Further Notes on the Duration of Life in Animals IV Birds、Proc. Zool. Soc. No. XXX. (1911)
- Michell P.C.: On Longevity and Relative Viability in Mammals and Birds with a Note on the Theory of Longevity、Proc. Zool. Soc. (1911)
- 黒田長禮: 原色日本哺乳類図説、三省堂 (1940)
- Troughton E: Furred Animals of Australia、Angus & Robertson (1951)
- Gray AP: Mammalian hybrids、C.A.B. (1954)
- Hall ER, Kelson KR: The Mammals of North America、Ronald Press (1959)
- 今泉吉典: 原色日本哺乳類図鑑、保育社 (1960)
- Hayssen V, Tienhoven Ari V, Tienhoven Ans V: Asdell's Patterns of Mammalian Reproduction、Cornell Univ. Press (1964)
- Ellerman JR, Morrison-Scott TCS: Checklist of Palearctic and Indian Mammals、British Museum (1965)
- 今泉吉典、小原秀雄: 世界哺乳類図説 (単孔類・有袋類)、新思潮社 (1966)
- Napier JR, Napier PH: A Handbook of Living Primates、Academic Press (1967)
- 河合雅雄、岩本光雄、吉場健三: 世界のサル、毎日新聞社 (1968)
- 林 寿郎: 標準原色図鑑 (動物 I、動物 II)、保育社 (1968)
- 日本動物園水族館協会: 飼育ハンドブック資料編、日本動物園水族館協会 (1980)
- Chapman JA (ed): Wild Mammals of North America、The Johns Hopkins Univ. Press (1982)
- Fowler ME (北昂監訳): 動物の保定と取り扱い、文英堂出版 (1982)
- Strahan R (ed): Complete Book of Australian Mammals、Angus & Robertson Publishers (1982)
- Wallach J.D. & Boever W.J.: Diseases of Exotic Animals、W.B. Saunders (1983)
- 山階芳磨著: 世界鳥類和名辞典、大学書林 (1986)
- 動物百科、平凡社 (1986)
- Gurnell J: Squirrel、Christopher Helm (1987)
- 東京都動物園協会: 世界の動物～分類と飼育1、東京都動物園協会 (1987)
- Peter H Beynon 他編、田邊興記・田邊和子訳: 爬虫類マニュアル―病気の診療と治療―、学窓社 (1990)
- 東京動物園協会: 世界の動物～分類と飼育2、東京都動物園協会 (1991)
- Corbet GB, Hill JE: A World List of Mammalian Species、Oxford Univ. Press (1991)
- Corbet GB, Hill JE: The Mammals of the Indomalayan Region、Oxford Univ. Press (1992)
- Redtond KH, Eisenberg JF: Mammals of Neotropics vol.2、The Univ. of Chicago Press (1992)
- 日本動物園水族館協会 (編): 新飼育ハンドブック資料編、改訂版、分冊①長期飼育記録 (1992)
- Toni Danzig (ed): Biological Values for Selected Mammals 3rd ed、American Association of Zoo Keepers. (1992)
- Josep del Hoyo etc: Handbook of the Birds of the world Volume 1、Lynx Edicion (1992)
- Whitehead GK: The Whitehead Encyclopedia of Deer、Swan Hill Press (1993)
- Wilson DE, Reeder DAM (eds): Mammalian Species of the World、Smithsonian Institution Press (1993)
- 阿部 永 (監): 日本の哺乳類、東海大学出版会 (1994)
- Josep del Hoyo etc: Handbook of the Birds of the world Volume 2、Lynx Edicion (1994)
- Thomas N. Tully, Jr. & Simon M. Shane edit: Ratite Management medicine and Surgery、Krieger (1996)
- 麻薬研究会: 塩酸エトルフィン (M99R) による動物園動物の不動化について、日本動物園水族館雑誌37 (3・4) 77-79 (1996)
- 日本動物園水族館協会 (編): 新飼育ハンドブック動物園編2 (収集・輸送・保存)、日本動物園水族館協会 (1997)
- Liz Romer edit: Cassowary Husbandry Manual First Edition、Currumbin Sanctuary (1997)

Wilson DE, Ruff S(eds) : The Smithsonian Book of North American Mammals、Smithsonian Institution Press (1999)

Nowark, R. M : Walker' s Mammals of the World. 6th ed、The Johns Hopkins University Press. Baltimore and London (1999)

Carey JR, Judge DS : Longevity Records、Odense Univ. Press (2000)

Carpenter JW, Mashima TY, Rupiper DJ : Exotic Animal Formulary 2nd ed、W B Saunders (2001)

Groves G : Primate Taxonomy、Smithsonian Institution Press (2001)

小宮輝之 : 日本の哺乳類、学習研究社 (2002)

日本生態学会(編) : 外来種ハンドブック、地人書館 (2002)

Zeveloff SI : Racoon、Smithsonian Institution Press (2002)

三浦慎吾、成島悦雄ほか編 : NEO①動物、小学館 (2002)

Fowler ME, Miller RE(eds) : Zoo and Wild Animal Medicine 5th ed、W B Saunders (2003)

Duff A, Lawson A : Mammals of the World、A&C Black (2004)

Carpenter J. W : Exotic Animal Formulary Third Edition 、W.B. Saunders(2005)

TELINJECT (イワキ株式会社) のカタログ

ブローインジェクター (富士平工業株式会社) のカタログ

Philadelphia Zoo Guide

日本動物園水族館協会月報、日本動物園水族館協会

京都市動物園記録

エンカルタ百科辞典

本マニュアルの作成にあたって

本マニュアルを作成するにあたっては、「マイクロチップ検討会」を設置し、内容の検討及び執筆をしていただきました。

＜検討委員＞（座長以下五十音順）

座長 齋藤 勝 元東京都恩賜上野動物園園長

石橋 徹 いのかしら公園動物病院院長

北村 健一 社団法人 日本動物園水族館協会専務理事

古賀 俊伸 社団法人 日本獣医師会事務局次長

須田 沖夫 特定非営利活動法人 野生動物救護獣医師協会会長

成島 悦雄 東京都多摩動物公園飼育課課長補佐兼飼育調整係長

橋崎 文隆 東京都恩賜上野動物園飼育課課長補佐兼動物病院係長

山本 洋輔 財団法人 東京動物園協会動物相談員

特定外来生物・特定(危険)動物へのマイクロチップ埋込み技術マニュアル

環境省自然環境局野生生物課・総務課動物愛護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

電話：03-3581-3351(代)

請負者：社団法人 日本動物保護管理協会

〒107-0062 東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23 階

電話：03-3475-1695 FAX：03-3475-1697

発 行：平成 18 年 4 月

(マニュアル執筆者)

齋藤 勝（元・東京都恩賜上野動物園園長）

成島 悦雄（東京都多摩動物公園飼育課長補佐兼飼育調整係長）

橋崎 文隆（東京都恩賜上野動物園飼育課長補佐兼動物病院係長）

山本 洋輔（財団法人 東京動物園協会動物相談員）

※無断で本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

※本書は「グリーン購入法」に係る環境物品調達基準に適合する再生紙を利用しています。